

## 第520回（定例）福崎町議会会議録

令和7年9月24日（水）

午前9時30分 開 議

○令和7年9月24日、第520回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

○出席議員 14名

1番	中 田 貴 子	8番	田 中 康 智
2番	牛 尾 成 利	9番	住 谷 康 子
3番	牛 尾 雅 一	10番	北 山 智 恵
4番	大 住 文 子	11番	前 川 裕 量
5番	三 輪 一 朝	12番	城 谷 英 之
6番	吉 高 平 記	13番	植 岡 茂 和
7番	小 林 博	14番	竹 本 繁 夫

○欠席議員（なし）

○事務局より出席した職員

事務局長 澤 田 和 也 主 事 阿 保 佑 夏

○説明のため出席した職員

町 長	尾 崎 吉 晴	副 町 長	近 藤 博 之
教 育 長	高 橋 渉	公 営 企 業 管 理 者	福 永 聰
技 監	津 田 知 宏	町 参 事 兼 総 務 課 長	岩 木 秀 人
企 画 財 政 課 長	蔭 谷 秀 樹	税 務 課 長	岡 本 昌 文
地 域 振 興 課 長	成 田 邦 造	住 民 生 活 課 長	山 本 克 典
福 祉 課 長	小 幡 伸 一	ほ け ん 年 金 課 長	西 村 由 紀 子
農 林 振 興 課 長	山 下 勝 功	ま ち づ く り 課 長	増 山 剛
上 下 水 道 課 長	橋 本 繁 樹	会 計 管 理 者	福 永 知 美
学 校 教 育 課 長	吉 高 美 鈴	社 会 教 育 課 長	木 ノ 本 雅 佳

○議事日程

第 1 一般質問

○本日の会議に付した事件

第 1 一般質問

- 第1号 1番 中 田 貴 子 (1) 防災対策について  
第2号 2番 牛 尾 成 利 (1) 行政改革への取り組みの現状について  
 (2) 小・中学生のスマートフォンの利用について  
 (3) 小学生の夏休みの過ごし方について  
 (4) 管理が行き届かない土地、建物の環境対策について  
 (5) 福崎町の地籍調査と相続登記について  
第3号 8番 田 中 康 智 (1) 郡内3町共同ごみ処理費用の削減につ

		いて
第 4 号	9 番	住 谷 庸 子
		( 2 ) 下水道事業について
		( 3 ) 令和 6 年度一般会計決算について
		( 1 ) 町の法人事業（養護老人ホーム福寿園 ・老人デイサービス事業）の今後のあり方について
		( 2 ) 平時からの防災・減災への取組について
		( 3 ) 自殺ハイリスク者の現状と対策に向けた取組について
第 5 号	13 番	植 岡 茂 和
		( 1 ) 農業振興について
		( 2 ) もち麦振興について
		( 3 ) 都市計画道路について
		( 4 ) ハラスメント対策について
		( 5 ) 前回質問について
第 6 号	4 番	大 住 文 子
		( 1 ) 平和の継承について
		( 2 ) 安心・安全のまちづくりについて

## 開 議

議長 皆さん、おはようございます。  
ただいまから本日の会議を開きます。  
ただいまの出席議員数は 14 名でございます。  
定足数に達しております。  
それでは、これより本日の日程に入ります。  
本日の日程は、配付しております議事日程に記載のとおりであります。

### 日程第 1 一般質問

議長 日程第 1 は、一般質問であります。  
1 番目の質問者は、中田貴子議員であります。  
質問の項目は  
1、防災対策について  
以上、中田議員。  
中田貴子議員 議席番号 1 番、中田貴子です。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。  
通告に基づき、防災対策について何点か質問を行います。  
まず、防災対策について。  
9 月 1 日は防災の日です。この日は、1923 年に発生した関東大震災を教訓に、災害への意識を高め、防災対策を強化するために制定されました。また、台風シーズンが始まる時期であるため、防災意識を高めるのに適した日とされています。  
そこで、福崎町の防災対策について何点か質問をさせていただきます。  
令和 6 年 1 月 1 日、能登半島地震が起こりました。お正月のお祝い気分でくつろがっていたときに地震が起り、多くの方が被災されました。まだ依然として

インフラの復旧や生活再建が進んでいない状況です。特に、道路の寸断や建物の倒壊により復旧作業は難航しています。また、人口減少や人手不足、被災者の心のケアも課題となっています。

災害関連死、石川県では412名、富山県7名、新潟県6名の合わせて425名、直接死も含めた死者は653名となっております。

能登半島地震では、突然家が崩れ、逃げ場を失ったという声があります。災害が本当に身近に、いつ起こってもおかしくないという状況があるのだということを実感しております。

昭和59年5月30日、山崎断層系の暮坂峠断層の活動によって発生した姫路で震度4の地震、皆様ご記憶にございますでしょうか。

これまで大きな災害が幾度となく起きてきました。天災に人間はあらがうことができません。これまでの地震で多くの教訓を私たちは得てきたはずです。しかしながら、今回の能登半島の地震の報道を見ていても、復興はまだまだ道半ばであります。避難所の状況においても非常に苦しい、大変な状況で過ごされている方がおられます。そういった避難所の状況から改善すべき点があるのではないかと感じております。福崎町の町民からも、祖母は足が悪い、どうやって避難すればいいのか、誰に助けを頼めばいいのかと不安の声を聞くことがあります。

そこで、福崎町でも体制について、姿勢についてお伺いいたします。

避難計画についてお聞きいたします。

要避難、要支援避難者の確認や地域の状況に合わせて、きめ細かい避難計画などの準備をする必要があるかと思いますが、自主避難計画や訓練は、実際に役立つ形の実践型になっているのでしょうか。また、どこまで進んでいるのでしょうか、状況をお聞きいたします。

住民生活課長 実践型という面では、県のひょうご安全の日推進事業の活用実績がある自治会については、助成を受けるために必要な自主避難計画の作成、それから要支援者にも配慮した実践的な訓練ができていると思っております。また、助成金を活用して防災備蓄品等を効果的に整備できていると感じております。

また、各自治会の訓練等につきましては、平成25年に自立（律）のまちづくり交付金事業が創設されてから自主的に実施する自治会が増えてきておりまして、今年度は当該交付金事業を活用する際は、防災に関する事業を行うことが必須条件となっておりますので、多くの自治会で訓練の実施や避難計画の作成が進んでいるのではないかと考えております。

なお、ひょうご安全の日推進事業につきましては、随時区長さんから受付しております。

中田貴子議員 それでは、自治会における避難訓練の実施状況についてもう少し詳しくお聞かせください。

住民生活課長 各自治会、防災関連事業に取り組んでいただいておりますけども、避難訓練というものに特化しますと、令和6年度実績では5つの自治会が訓練を実施しております。これをもうちょっと枠を広げて防災訓練というふうにしますと、16自治会が実施をしております。

また先ほど申し上げましたけども、今年度地域振興課が所管しております自立（律）のまちづくり交付金事業においては、防災に関する事業を行うことが交付の必須要件となっておりまして、今現在、申請段階ではありますけども、13自治会が避難訓練に特化して実施する予定となっております。

中田貴子議員 各自治会も避難訓練は行われているようです。町としても避難訓練の実施マニュアルなど準備をして、効果的なものになっているのでしょうか。内容は、自治

任せではなく、避難訓練の手引などで避難訓練の例などを示し、意味ある避難訓練を行っていただきたいと思います。自治会などが実施しやすい手引の作成を検討いただけますか。

住民生活課長 基本的には各自治会独自のやり方で進めていただくことで効果的な訓練をしていただいていると思っておりますけども、自治会によっては訓練の内容や規模に結構差があるようにも感じております。マニュアル作成につきましては、基本的な項目について現在作成に取りかかっているところでございます。

中田貴子議員 よろしくお願ひいたします。

次に、避難所の運営について伺います。

福崎町には、災害時の避難予定場所が20か所あります。町民の皆さんにとってどこに避難するかが大切なのはもちろんですが、それと同じくらい避難所をどう運営するのかを事前に知っておくことが安心につながると強く感じています。大きな災害の際、避難所の運営に混乱が生じれば、ただでさえ不安な町民の方々がさらに心細い思いをされます。その不安を少しでも解消するためには、訓練の時点から住民の皆さんに避難所の運営を実際に体験していただくことが不可欠です。例えば、自主防災備品や非常食の使い方を知ること、簡易ベッドやトイレの設営を実際にやってみること、さらに、備蓄食を炊き出しして試食することなど、体験を通じて自分たちでできるという安心感を持てるのではないかでしょうか。

そこでお尋ねします。町民の皆さんのが安心して避難できるようにするために、住民とともに避難所運営を進めていく仕組みを町はどのように整えていこうとされているのでしょうか、お聞かせください。

住民生活課長 自治会で行われる訓練につきましては、非常食が必要な場合、町が備蓄している食料品で賞味期限が近いものなど、可能な範囲で提供させていただいております。

簡易ベッドやトイレにおきましても、要望があれば自治会への貸出しを行うこともありますし、出前講座等におきまして、参加いただいている皆さんに簡易ベッドやトイレの組立て方、使い方などを体験していただいております。

ほかにも様々な防災用品、避難所用品を紹介して、自治会の自主的な備蓄を促進しております。

中田貴子議員 実際に災害が起ったとき、町民の皆さんのが、自分はどう行動すればよいのか、地域としてどう動けばよいのか、自分には何ができるのかを事前に考えておくことはとても大切だと思います。そのためにも事前に考え、体験できる避難訓練が必要だと考えます。

そこで、避難所ごとの運営マニュアルは整備されているのでしょうか。避難所があるだけでは、マニュアルがなければ円滑な運営はできかねると思います。自主防災組織の災害対応マニュアルや各避難所ごとの運営マニュアル、そして避難所運営のポイントを住民が確認できる手段は極めて重要だと思います。ほかの市町では、このように避難所のマニュアルとか資料編というものが既にできており、体育館での配置とか、外出許可書とかいろんなものの資料がつくられて防災に備えられているようです。自主防災組織や自治会の皆さんのが実際に使えるマニュアルを作成し、共有していく必要性についてどのようにお考えでしょうか。

住民生活課長 避難所の開設・運営マニュアル、こういったものはかなり以前に作成したものもありますけども、自治会でも活用できる実践的な内容ではございませんので、現在その見直し作業を進めているところでございます。

このマニュアルについては、各小中学校の避難所運営マニュアルともすり合わせをする必要がありますので、少々時間もかかっておりますけども、作成後には

各自治会に展開できればというふうに思っております。

中田貴子議員 町民の安心のためにもぜひ整備を進めていただき、そのマニュアルに基づいた避難訓練ができるように計画をよろしくお願ひいたします。

次の質問です。避難所や指定避難所以外のところでも指定されている建物等の点検はされているのでしょうか。

例えば、サルビア会館は避難所です。しかし、障がい者用トイレは実際の利用が難しい状況です。避難所は名前だけでなく、実際に使える状態であることが重要です。車椅子で入れるか、トイレは安全に使えるかなど、確認を誰がどのようにされているのでしょうか。

総務課長 サルビア会館につきましては現在管理人がおりまして、施設について定期的に清掃・点検等を実施をしております。令和5年度は避難時に寝泊まりを行う部屋になります和室2部屋のエアコンの更新をいたしております。それから令和6年度は、エアコンの更新が館全体のうち、できていなかった5部屋について一斉に更新をさせていただいております。また今年度、令和7年度は、身障者トイレ入り口の戸がアコーディオンカーテンだったんですけども、老朽化しておりましたので、引き戸に改修をいたしました。しかしながら、一部設備については、サルビア会館建設当時のままとなっている箇所もございまして、現在のニーズに合っていない部分も見受けられます。今後、専門家の意見も参考に、障がい者の方だけではなく、いろいろな方が使いやすい施設を目指して引き続き改善を図っていきたいと思います。

中田貴子議員 改善をよろしくお願ひいたします。

次に、ベビーケアルームやトイレカーについてお尋ねいたします。

内閣府が令和6年度補正予算で、新しい地方経済生活環境創生交付金を設け、その中にベビーケアルーム整備事業が位置づけられています。福崎町の施設には、ベビーケアルームがほとんど整備されておりません。ベビーケアルームとは、授乳や離乳食の補助、おむつ替え、着替え、搾乳など、乳幼児の保護者が赤ちゃんを安心してケアできる個室ベースのことです。全国でも導入が進められているこの事業を、福崎町としてどのように考えておられるのか伺います。

ベビーケアルームの設置は、平時においては、子育て支援につながり、災害時においては、指定避難所の環境向上にも大きく役立ちます。イベントなどでも安心して乳幼児と過ごせる環境整備ができる取組だと思います。町民の安心と子育て支援、防災対策の両面からも大変意義あるものだと思っております。

また、避難生活支援体制整備事業の中には、トイレカーの導入も位置づけられています。トイレカーは、災害時の避難生活における衛生環境を確保するだけでなく、水防訓練や避難訓練、さらには町のイベントなど、幅広い場面で活用でき、防災意識の向上にもつながる大変有効な取組だと考えます。ベビーケアルームと併せてトイレカーの活用は、平時にも役立ち、災害時にも安心できる環境整備として、町民にとって大きな安心につながります。

そこでお尋ねします。ベビーケアルームやトイレカーの導入について、町として必要性をどのように考えておられるのか。町民の命と暮らしを守るため、今、本気で取り組むべき課題だと考えます。ぜひ積極的に整備を進めていただきたいと思いますが、お考えをお聞かせください。

住民生活課長 もうおっしゃられるとおりで、ベビーケアルームやトイレカー、こういったものは災害時のみならず、様々なシーンで高い効果を発揮する設備だと考えます。補助事業の情報収集に努めまして、導入もしくはレンタルといった手法を考えていきたいと思っております。

なお、災害対応車両等の登録制度というものが令和7年6月1日に施行されております。この制度によりまして、被災した自治体が災害対応車両を必要とする場合は、登録車両の所有者と調整し、提供を受けることができます。トイレカーとかベビーケアルームにつきましては、その金額以外にも平常時どこに置くかという配置が非常に難しいこともありますので、そのため、この登録制度の利用も視野に入れて検討したいと思います。

中田貴子議員 子育て支援を掲げる福崎町、ベビーケアルームは導入をぜひよろしくお願ひいたします。

次に、福祉避難所についてお聞きします。

福祉避難所とは、災害時において指定避難所での避難生活が長期化するおそれがあるときに開設される二次的避難所です。町では、介助や見守りなど、特別な支援を必要とする高齢者や障がいのある方などが安心して避難生活を送ることができますように、福崎町第1老人デイサービスセンターなぐさの郷、福崎町第2老人デイサービスセンターすみよしの郷、福崎町文珠荘、特別養護老人ホームサルビア荘、小規模多機能ホームもちもちの木の5か所が福祉指定避難所にされています。障害者施設、公共の福祉施設、教育施設など、事業所の検討と追加はなされているのでしょうか。

福祉課長 現在福崎町では5か所の福祉避難所について、各事業者と協定を締結いたしております。これらの施設は高齢者や障がいのある方など、災害時に特別な支援を必要とされる方々が安心して避難生活を送れるよう、バリアフリー対応の施設などを考慮して選定をいたしております。福祉避難所の追加につきましては、現時点では新たな協定締結の予定はございません。しかしながら、災害対応力の向上は重要な課題であると認識をしており、今後も町内の福祉施設や関係機関との連携を図りながら、福祉避難所の拡充に向けた可能性につきましては調査を進めまいります。

中田貴子議員 それでは福祉避難所へのヘルパー派遣や移送方法、移動ルートの作成、介護用品などの確保、要援護者移送に関することなど、民間企業との協定は結ばれていますのでしょうか。

住民生活課長 災害時における福祉避難所との協定は締結しておりますけども、ヘルパー派遣や移送などといった細かな内容につきましては、そういった内容について締結したものではございません。

介護用品につきましては、食料やほかの支援物資と同様に、災害時における食糧・物資の供給に関する協定書というものを民間事業者数社と締結しております。

中田貴子議員 福祉避難所においてはそういう福祉的な支援の必要な方の人数の把握だとか福祉避難所として運営する場所がどこかというのは計画を立てておられると思うのですが、状況をお聞かせください。

また、福祉避難所運営マニュアルですが、令和3年3月に策定されております。今後の見直し計画についてもお聞かせください。

福祉課長 福崎町では災害時に自力での避難が困難な高齢者や障がい者など、いわゆる避難行動要支援者の方々を対象に避難支援体制の整備を進めております。

まず、人数の把握についてですが、福崎町では避難行動要支援者支援制度に基づき、要介護認定や障害者手帳の所持など一定の基準を満たす方を対象に、町が避難行動要支援者名簿を作成しております。名簿は毎年4月に更新されており、対象者には地域への情報提供に関する同意確認を行った上で、民生委員や自主防災組織などの支援関係者に情報を共有しております。また、名簿情報を基に、地域と連携して災害時個別支援計画の作成も進めております。これは、避難時の支

援方法や避難先、支援者の役割などを個別に定めるもので、平常時からの見守り活動や避難訓練にも活用されています。対象の方々が福祉避難所として利用する場所がどこかというのは、個別支援計画では、1次避難所までの経路はどのようにするかまでの計画となっており、どこの2次避難所に行くかまでは明記するようにはなっていません。

また福祉避難所運営マニュアルにつきましては、令和3年3月に策定し、災害時における要配慮者の受け入れ体制や、施設運営の手順等を定めております。現在のところ、マニュアルの内容は国のガイドラインに準拠しており、町内の指定福祉避難所との協定内容や運営体制も整っていることから、直ちに見直しを行う予定はございません。ただし、災害対応の実例や施設側からの要望、国の制度改正等があった場合には、必要に応じてマニュアルの見直しを検討してまいります。

中田貴子議員 福祉避難所へ行くことも想定した計画の見直しをよろしくお願ひいたします。

次に、防災マップがホームページに掲載されております。しかし表題が、福崎町防災マップAエリア、Bエリアと表記されており、防災マップがA・Bエリアで、自分はどちらを見たらいいのか分からぬという声があります。市川流域など分かりやすい表現に改善を求める。

また、災害備蓄品一覧も、避難所にどんな備蓄があるのか知りたいという声もあります。資機材と物資を分類して表示することで、分かりやすく、安心感が高まります。防災資機材と物資の備蓄に分類して表示していただけると分かりやすいのですが、いかがでしょうか。

まちづくり課長 現在の防災マップのAエリアは川西地区を主に、Bエリアは川東地区を主に表記しています。議員のおっしゃるとおり、A・Bエリアの表記では分かりづらいため、川西地区・川東地区等に変更していきたいと思います。

住民生活課長 防災備蓄品の一覧につきましてご指摘ありがとうございます。おっしゃるとおり食料品や生活用品、資機材等の分類別に表記したほうが分かりやすいかと思いますので、そのように加工したものを掲載したいと思います。

中田貴子議員 修正、追加よろしくお願ひいたします。

次に、災害時市民開放井戸の登録についてお聞きいたします。

災害時に生活用水の確保に困窮したことを教訓として、身近なところに一つでも多くの生活用水の水源を確保するため、町民の皆様が所有する井戸のうち、災害時に善意によって開放していただける井戸を募集し、活用している自治体も増えております。水が一番心配という声が多くあります。

神戸市や姫路市、太子町などでは、災害時市民開放井戸の登録制度を活用しています。福崎町においては、数年前にとある自治会で協力井戸を調べたことがあるようですが、町として災害時にご協力いただけるような災害時開放井戸の登録制度は検討されたことはあるのでしょうか。

災害時において、生活用水、すなわちトイレ、風呂、洗濯等の日常生活に利用する水も飲料水と同様に大事なことだと思います。いかがでしょうか。

住民生活課長 現在この制度は設けておりませんけれども、おっしゃられるとおり、大規模な災害が発生した場合に生活用水を確保する手段として有用な制度であると考えております。

開放井戸の登録についてはクリアすべき課題もありますけども、現在、他市町の事例も参考にしながらこの登録制度について研究を進めているところでございます。

中田貴子議員 備蓄品も避難所マップも大事ですが、災害時町民開放井戸の周知も今後は大切だと思うので、早急な調査と対応をよろしくお願ひいたします。

続いて、化学消火薬剤についてお聞きいたします。

工業団地に薬品を使用されている事業所さんが多くあります。工業団地の近隣に住む方から、薬品火災が起きたらどうなるのか、情報が分からぬという不安な声もお聞きします。事業所ごとに化学消火薬剤の備蓄や訓練の状況をお聞かせください。

住民生活課長 町のほうでは化学消火薬剤の備蓄はしておりませんけども、化学工場での火災が発生した場合は、泡消火剤を搭載した中播消防署の化学ポンプ車が出動しております。

また、火災予防運動期間中において、毎年ではありませんが、工業団地内の化学薬品を取り扱う企業におきまして、中播消防署と消防団の合同による企業大訓練を実施しております。

ちなみに、ここ最近では、工業団地内のロックペイント、マンダム、ユシロ化学、それから東部工業団地の大地化成といった企業に協力を得て実施しております。

中田貴子議員 工業団地で働く人や近隣住民の方に安全・安心を与えるものです。引き続きよろしくお願ひいたします。

次に、男女共同参画から見た防災について。

スフィア基準と男女共同参画の視点から見た防災を意識しておられるのでしょうか。

まず、全国的な状況です。

避難所で必要とされる物資は、都道府県単位で主食、副食、乳幼児用ミルクなどについて調査されています。けれども、乳幼児や女性、妊産婦、高齢者など、特に配慮を要する方のニーズに応じた備蓄は、全国的にも十分とは言えない状況です。

福崎町では、町内3か所の防災備蓄倉庫で集中管理を行い、最低3日分、可能であれば1週間分を目標にされています。これは全国的な基準と整合していますが、大切なのは中身です。

町民の命と暮らしを守るために、従来の備えに加えて、新しい発想と行動が不可欠です。スフィア基準を踏まえた、尊厳を守る備え、男女共同参画の視点を生かした、誰一人取り残さない備えを実現するために、国の交付金も最大限に活用すべきです。

町民からは、赤ちゃんのミルクや離乳食は足りるのか、高齢者の母に合う介護食はあるのか、プライバシーを守る空間はどうなっているんだろうといった声をいただいています。生理用品、授乳ケープ、紙おむつ、乳幼児ミルク、離乳食などの備蓄はどれほどの数量が確保されているのでしょうか。

介護食については、とろみ食や刻み食など種類もそろっているのでしょうか。

簡易間仕切り、プライベートテント、防犯ブザーなど、スフィア基準、いわゆる人道憲章と人道支援における最低基準に照らして、十分と言える備蓄になっているのでしょうか。

住民生活課長 今言われました品目の備蓄状況ですけども、生理用品が約700枚、紙おむつは子ども用が1,900枚、大人用が約700枚、乳幼児ミルクは、スティックタイプの粉ミルクを約400個を備蓄しております。なお、乳幼児ミルクにつきましては、今年度、缶入りの液体ミルクを購入する予定としております。

介護食につきましては、おかゆや数種類のムース食品を約600食備蓄しております。

また、避難所用品につきましては、簡易間仕切りを180組備蓄しております

けども、プライベートテント、また防犯ブザーにつきましては備蓄ができておりません。特にプライベートテントにおいては、避難所内でのスペース確保を含め、今後の検討課題だと思っております。

中田貴子議員 スフィア基準は、命を守るだけでなく、人としての尊厳を守る備えを重視しています。この理念をぜひ福崎町の防災に反映していただきたいと思います。

今後様々な手引やマニュアルを作成していただく上で、男女共同参画の視点を明記すること、備蓄チェックにジェンダー対応を組み込むこと、防災訓練に、生理・育児・介護といった配慮を実際に体験的に取り入れることをお願いしたいと思います。

町民の命と暮らしを守るためにには、従来の備えに加えて、新しい発想と行動が不可欠です。スフィア基準を踏まえた尊厳を守る備え、男女共同参画の視点を生かした誰一人取り残さない備えを実現するために、国の交付金も最大限に活用すべきだと思います。町長のお考えをお聞かせください。

町長 ご指摘の点はしっかりと受け止めさせていただきたいと思います。福崎町防災計画におきましても、女性や高齢者に配慮した内容の記載もあるわけなんですが、まだ不十分な点もあると思います。女性等の意見を取り入れた計画にしていくことは大切であると、このように思っております。

中田貴子議員 よろしくお願ひいたします。災害はいつ私たちの町を襲うか分かりません。そのときに命を守るのは、行政の備えとその地域の絆です。だからこそ、どうかこれまでの延長線ではなく、今までとは違う発想と行動、防災対策を進めていただきたいと思います。前例にとらわれず、一步踏み出す姿勢こそが、町民の命と暮らしを守る力になると信じています。弱い立場の方々も、女性も男性も、若者も高齢者も誰一人取り残さない福崎町をつくることが私たちの責務です。自分事として、住民一人一人が共に備え、共に支え合う。その強い思いを福崎町全体に広げていきたいと思います。町民の皆様と行政が一つになって、安全で安心できる福崎町を築いていきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

議長 以上で、中田貴子議員の一般質問を終わります。

次、2番目の質問者は、牛尾成利議員であります。

質問の項目は

- 1、行政改革への取り組みの現状について
- 2、小・中学生のスマートフォンの利用について
- 3、小学生の夏休みの過ごし方について
- 4、管理が行き届かない土地、建物の環境対策について
- 5、福崎町の地籍調査と相続登記について

以上、牛尾成利議員。

牛尾成利議員 おはようございます。議席番号2番、牛尾成利でございます。議長の許可をいただきまして、通告に基づき、一般質問をさせていただきます。2度目の質問となりますますが、よろしくお願ひいたします。

さきの参議院選挙では福崎町の投票率は60.36%となり、前回の参議院選と比較して7.2ポイントアップしており、政治への関心が高まっていることがうかがえます。

この世の中の政治への関心の高まりの中、私たちの福崎町でも、町政に関するより活発な議論ができればと考えています。この議会は、議論するための最も重要な場所で、福崎町の未来を明るいものとするためにこの一般質問を有意義な時間にできればと思っております。

では、まず質問の1つ目、行政改革への取組の現状についてお伺いします。

財政状況、行政改革の取組の町民に向けた説明についてお伺いします。この説明の意義は、町民の関心を町政に向け、行政改革をより意味のあるものとすることだと考えています。そのためには説明のプロセスやタイミングが大事だと思います。

前回の6月議会では、町財政の厳しさや今後の取組について、広報ふくさきや町政懇談会での説明を前向きに検討すると町長からご答弁いただきました。このたび、町政懇談会の計画が区長さんに通知されたとお聞きしました。まずは答弁の内容を実行していただき、ありがとうございます。

その上で伺います。今後の取組の順序とその意図についてお教えください。第7次行政改革の策定、公表、予算の提案、広報ふくさきでの説明、町政懇談会など様々な取組がありますが、これらの順序とその意図をお示しください。よろしくお願ひいたします。

町長 第7次行政改革の策定、公表、予算の提案につきましては、9月の行政改革調査特別委員会、行政改革懇話会で第7次行政改革大綱・実施計画案と令和8年度以降の予算に反映する予定の事務事業をお示ししました。今後、その内容についてご意見をいただき、11月にはそのお伺いした意見を反映させたそれぞれの案を行政改革調査特別委員会、行政改革懇話会に再度お示しし、12月から1月にかけてパブリックコメントを実施、令和8年1月の行政改革調査特別委員会と2月に予定しております行政改革懇話会で最終のご審議をいただき、令和8年3月には行政改革を反映した令和8年度予算を上程いたします。最終的には行政改革懇話会からの意見書も頂き、第7次行政改革大綱・実施計画が策定完了となります。

公表につきましては、策定過程は、行政改革調査特別委員会、行政改革懇話会の会議内容を公開しており、第7次行政改革大綱・実施計画策定後は、ホームページに掲載するとともに、情報公開コーナーに備え付けます。第7次行政改革策定の意図につきましては、持続可能な行財政運営を実現するためで、策定過程で議会・有識者・町民の意見をいただくのは、行政改革への理解と協力を得るためでございます。

広報ふくさきでの説明については、町長コラム欄に行政改革の現状や必要性などを掲載していきたいなどと考えております。

町政懇談会については、令和7年10月頃から令和8年9月頃までの1年間、各自治会ごとに懇談会を実施し、その中で行政改革の内容についても説明をさせていただきたいと思っております。広く町民に町の財政状況を知っていただくとともに、行政改革の実施に理解を求めていきたいと思っております。

牛尾成利議員 ありがとうございます。町民の理解を得るには、福崎町のトップからの情報発信が最も重要で、効果があると思います。また、地区ごとの懇談会での意見なども踏まえて、令和8年度、9年度予算に反映していただければと思います。

次に、第7次行政改革の目標について伺います。

前回の6月議会で町長から収支均衡を目指すとの答弁がありました。行政改革の目標とする指標について伺ったものです。

一方で町長は、先日の行政改革調査特別委員会で、福崎町の財政調整基金を第7次行政改革の最終年度の令和12年度末には10億円を確保する。これを前提に行政改革を進めると表明されました。

まず、令和12年度末に財政調整基金を10億円確保するという目標について伺います。

財政調整基金は有事に備えて多いにこしたことはありませんが、過剰にため込むものでもないと思っております。ただ、現状の赤字基調の財政において、基金を増額することは大きな負担となり、町民の福祉の向上とは相反することになります。

この10億円を目標とされた意図、根拠をお教えください。

また、10億円という金額は、福崎町の財政規模にとって適切でしょうか。他の市町村と比べては適切でしょうか。どうぞお示しください。

町長 財政調整基金残高10億円を目標とした意図、根拠につきましては、財政調整基金の残高は、平成23年度以降、10億円台で推移しており、これにより、安定した財政運営を行ってまいりました。また、適正な予算編成を行うためには、少なくとも4億円から5億円の財政調整基金残高が必要で、これに緊急時の災害対応費用などを考えますと、福崎町の財政規模では10億円程度が必要であると考えます。財政調整基金残高を県内他市町と比べますと、令和5年度決算数値にはなりますが、福崎町は12.7億円で、下から3番目、残りの2町は10億円を下回っており、10億円を目標としても他市町と比べるとまだ少ないほうになります。なお、基金を10億円に増額するというよりも、通常の残高を確保するという考え方でございます。

牛尾成利議員 ありがとうございます。

次に、町長が示された方針の収支均衡を目指すから、5年間で基金10億円を確保するへの道筋、方法をお教えください。町民への負担は避けられない取組であるため、この道筋、方法は明確にする必要があると考えております。ご答弁お願いします。

町長 今回の行政改革大綱にお示しもさせていただいておりますが、令和8年度以降の5年間で、自主財源の歳入をふるさと応援寄附金などで1億円以上の増収、一般財源ベースの歳出を投資的経費の抑制などで4億円以上削減し、結果、収支均衡により決算で実質単年度収支を黒字化し、5年後の令和12年度末の財政調整基金残高10億円程度にするものでございます。これを実現するための具体的な内容につきましては、9月の行政改革調査特別委員会で説明させていただいたところでございます。

牛尾成利議員 続きまして、第7次行政改革での主要施策について伺います。

先ほどの質問にも関係しますが、現在の福崎町は実質単年度収支が令和6年度ベースでマイナス2.1億円であり、赤字基調であると考えています。この財政を5年間で黒字化し、さらに基金の積立てをしていくのは、相当規模の改革が必要だと思います。今の時点でき公表できる改革の主要な項目があればお教えください。

町長 先ほども申し上げましたとおり、大きくは、歳入では、ふるさと応援寄附金の増収、歳出では、投資的経費の抑制、事務事業の見直しで、この目標を達成していきたいと、このように考えております。

牛尾成利議員 ありがとうございます。第7次行政改革は長い期間にわたる取組になります。でも行政改革は目的ではなく、福崎町をよりよくするための手段だと考えております。今後予想される大きな支出、重要な施策や町長がこれまで約束された事業などはしっかりと盛り込んでいただき、福崎町が発展する実現性のある計画にしていただくようお願い申し上げて、1つ目の質問を終わります。

質問の2つ目、小・中学生のスマートフォンの利用についてお伺いします。以下スマホといいます。

今の小・中学生のお父さん、お母さんから、子どものスマホ利用に関する悩み

が尽きないと多くの声を聞いています。周囲で持っている友人が多い中で、持たせないわけにはいかない。適切に利用できるよう、家庭内で話し合いや指導をしなければならない。トラブルに巻き込まれないように見守らなければならない。悩みを上げると切りがありません。

これは家庭内の問題ではありますが、その一方で文部科学省から学校における携帯電話の取扱い等についての通知がなされているように、学校・教育委員会においても子どもたちのスマートフォン利用について責任を持って指導していく必要があります。

スマートフォン利用に関する学校・教育委員会の取組について伺います。

まず、小学校高学年、中学生のスマートフォンの保有状況についてです。

調査されているのであれば、その数と割合を、されていないのであれば、そのおよそその感覚をお教えください。

学校教育課長 保有状況については、教育委員会としては調査していませんが、独自に調査をしている学校もあります。全体的に年々所有率が増加している感がございまして、小学校で6割程度、中学校では8割程度が所有していると認識しています。

牛尾成利議員 中学生のほとんどがスマートフォンを保持しているということが分かりました。

次に、学校への持込みに関する指導内容について伺います。

小学校、中学校それぞれにおいて、スマートフォンの学校への持込みについてどのような指導をしているかお教えください。

学校教育課長 スマートフォンの学校への持込みについては、授業に必要でないものとして、原則禁止としています。ただし、特段の理由のある生徒については、保護者からの申請に基づき許可することにしており、持参した生徒は、毎朝、スマートフォンを職員室に預ける決まりとなっています。

牛尾成利議員 学校への持込みにおいては、特別な理由がない限りは禁止されているとの答えでした。

では、学校の外での利用について、学校・教育委員会としてどのように指導されているかお伺いします。

一義的には家庭内の問題かもしれません、保護者からは子どもの指導に困っているという声が多く聞こえています。この背景としては、家庭によってスマートフォンの所持や利用に関する考え方には大きな違いがあり、子どもたちが周囲の友人と比較したときに、その溝が埋まらないことがあると思います。その意味では、学校・教育委員会から統一的な基準でもって指導することは一定の意味があると考えていますが、そこでお伺いします。

学校・教育委員会から学校の外でのスマートフォンの保持や利用に関する指導は行っていますでしょうか。特に、通常は各家庭に委ねられている利用時間や利用できる範囲に関する指導を行っているのかお聞きします。行っているのであれば、指導内容について、概要や特徴的な例をお教えください。

学校教育課長 学校外でのスマートフォンの保持については特に指導していませんが、利用については指導しています。

小学校では、スマートフォン・ケイタイ安全教室などの開催や、中学校では、生徒主体でSNSのおきて～福崎西中7つの心得、また、福崎東中ネットモラルルールといったルールを作成しており、つくりっ放しではなく、毎年その内容について、生徒会で確認を行っています。

それぞれのルールの特徴的なこととしましては、毎週月曜日はノースマートフォンデー、また、西中では、「また今度」が会話をやめる合言葉、東中では、家庭での独自のルールをつくるといったことが上げられます。

牛尾成利議員 ありがとうございます。

それでは次に、学校における情報モラル教育への取組について伺います。

情報モラルとは、文部科学省によれば、情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度と位置づけられています。情報を有効活用することに力点を置いた情報リテラシーとは区別して使われ、子どもたちを守るものだと考えています。

スマホやインターネットの利用におけるトラブルは数多くあります。SNSによるいじめ、誹謗中傷、個人情報流出、高額課金など多岐にわたり、将来の就職活動に支障を来す例も見られます。

子どもたちの現在と未来を守るため、最も重視すべきは情報モラル教育であると考えています。この情報が氾濫する社会での行動に責任を持ち、危険を回避して自身を守り、情報を正しく安全に利用できるようにする情報モラル教育を最優先で進めていかなければなりません。そして対象は子どもたちだけにとどまりません。親・子ともに危険を認知し、この情報社会を強く生き抜かなければなりません。

そこで伺います。昨年5年間で福崎町が認知している、小・中学生におけるスマホやインターネット利用によるトラブルはありますでしょうか。

また、その小・中学生とその親に対する情報モラル教育は実施されていますでしょうか。

認知したトラブルがあった場合には、そのトラブルに対して実際に行った情報モラル教育からのアプローチをお教えください。

学校教育課長 直近5年間でのトラブルにつきましては、令和3年度から令和7年度にかけて毎年1件ずつ、学校から報告がございました。その内容はLINEでのグループ外し、誹謗中傷、また見知らぬ人とつながったことによるトラブルがあります。

このようなトラブルに対する情報モラル教室としましては、いじめ、誹謗中傷など、人権教育と絡めた内容として、PTA講演会や家庭教育学級などで、児童生徒、保護者が同時に研修を受ける、そういったこともあります。

以上です。

牛尾成利議員 福崎町が認知したトラブルについてお伺いしました。しかし、スマホやインターネット利用に関する事件は発生したことが学校からは見えにくく、家庭内で処理されている事例もあるかと思います。

ここで教育長にお願いです。子どもたちの健全な育成と未来のために、ぜひとも常に危機感を持ってアンテナを張って子どもたちを見守ってほしいと思います。

今後の情報モラル教育やスマートフォン利用などに関する学校・教育委員会の取組について、ご所見をお願いします。

教育長 スマホの利用についてですが、常に危機感を持って、アンテナを張って子どもを見守ってほしいということについては、もちろん十分留意して、見守りと指導に努めています。

今後の情報モラル教育やスマホ利用に関する取組につきましては、未来を担う子どもたちの健全な育成のため、教育委員会として県内外の先進的な取組・課題や、マスコミの情報にも十分留意して積極的に取り組んでまいります。

学校からの報告を聞いておりますと、子どもたちはそれが個人情報だとかいじめや人権侵害につながるというようなことが欠如しております。そこから、スマホによりトラブルが発生しております。ですので、引き続き情報モラルについて、子どもたち、保護者にも啓発していきたいと考えております。

同時に、フェイクニュース、情報の切取り、切り貼り、捏造などに対して正し

い判断力を養っていきたいと思っております。このことについては非常に難しいんですが、取り組んでいきたいと思っております。

また、ふだんから困ったときに相談できる人間関係、仲間づくりにも努めたいと思っております。その視点で、人権教育の充実にも努めていかなければならぬと思っております。

さらに犯罪につながるおそれがあるような場合、必要なときには警察を含めた関係機関との連携にも努めていきます。

何よりも今まで以上に、保護者と協力しながら、最も子どものためになる方法を考えて、引き続き取組を行っていきたいと思っております。

**牛尾成利議員** 教育長の決意ありがとうございます。デジタルの世界は変化が早く、これからも私たちが想定し得ない問題が次々と起こってくると思われます。この流れに遅れることなく時代をつかんで、想定と準備を欠かさず子どもたちを守り、明るい未来を子どもたちに残すことが私たちの果たすべき役割と心得ております。今後とも継続的な議論をぜひともよろしくお願ひいたします。

続きまして質問の3つ目、小学生が夏休みに過ごす場所の確保についてお伺いします。

最近の夏は、私たちが子どもの頃とは異なり、遊ぶ場所の確保にも一苦労だという声が上がっています。外は熱中症の危険が常に付きまとうほどに暑く、各ご家庭は共働き世帯の増加により保護者がいないことが多い、外も家も共に遊ぶ場所には向きません。商業施設へ繰り出す子どもたちも多いとは聞きますが、買物や様々な世代が集まる場所でもあるために、トラブルの心配は絶えません。また今は、学童保育園、サマースクール、自習室などを開放していただいております。

その上で子どもたちの遊ぶ場所を確保する一つの方法として、冷房の設置を実現した後の学校の体育館を利用できないかと考えております。冷房の設置は3年以内には完成する予定と聞いていますので、あくまで冷房が設置された後の利用の検討です。

ここでお伺いします。夏休みに子どもたちに学校の体育館を開放するにあたり、障壁となる事柄をお教えください。どうぞよろしくお願ひします。

**学校教育課長** ご提案の冷房設置後の体育館の開放に係る障壁となる事柄につきましては、利用する上で、児童の自主性を尊重をするといたしましても、児童の安全確保、施設管理など、学校施設を利用する上で、有事の際の責任の所在があやふやな利用に学校施設の利用を供することは難しいかと考えております。

**牛尾成利議員** さらに、逆の発想で、子どもたちが過ごす場所を失う期間を短縮することも考えられます。具体的には夏休みを短縮して冬休みを延長する方法ですが、これを実現するにあたっては障壁となる事柄がありますでしょうか、お教えください。

**学校教育課長** 夏休みを短縮することで、ご家庭の負担は軽減されるかと思いますが、一方で、暑い中の登下校の日数が増えることになります。しかしながら、これ、ご提案のあったことも踏まえまして、夏休み、冬休みの期間設定につきましては、今後、教育委員会、校長会、PTA等で協議していきたいと思っております。

**牛尾成利議員** ありがとうございます。子どもたちが社会環境の変化や教育環境の変化により、居場所を奪われてはなりません。子どもたちはどんなに暑くても外で遊びたいものです。最近では、各自治体が夏休みの子どもの居場所について検討しているとの新聞記事も見かけます。

これからこの酷暑の中、世の中の流れも変わってくるかもしれません。今後協議されるとのことですので、今後も実現性を慎重に確認しながら、夏休みの過ごし方について質問させていただきます。

議

長 一般質問の途中ですが、ここでしばらく休憩いたします。

再開を 10 時 45 分といたします。

◇

休憩 午前 10 時 31 分

再開 午前 10 時 45 分

◇

議 長 会議を再開いたします。

牛尾成利議員 質問の 4 つ目、既に管理が行き届かない状態となってしまった土地、建物の環境対策についてお伺いします。

具体的には、放棄された農地、放置された宅地・空き家、一部の太陽光パネルが設置された土地についてです。農地や農作物、周辺環境への影響がある以上、対策を行う必要があると思います。

まず、農地については、福崎町では地域計画を策定し、10 年後の農地を誰が耕作していくのかを図示した目標地図が策定されています。その中で放棄された農地は、他者に耕作させたい、または売りたいに分類されていると思いますが、実態としては耕作したいと手を挙げる方もなく、また購入する方もなく、今後も放棄された農地になっていくと推測されます。

そのような状態にある農地は、そもそも稲作に向かない土地であることも多いと思われます。また、所有者が町外に住んでいて放置されている例もあると思われます。

現在、福崎町においても農地の放棄を防ぐ対策として、農地中間管理機構を通じた集落営農や個人の認定農業者等による農地の集積・集約化や多面的機能支払交付金、中山間地域等支払交付金による農地維持管理及び有効活用等の活動に対する支援などといった対策を打たれていると認識しておりますが、これはぜひとも継続していただきたいと思っております。

しかし、既に放棄されてしまった農地では問題が顕在化しています。そこでは雑草が生い茂り、バッタ、カメムシなどの害虫のすみかとなっており、周囲の農地や農作物に被害を及ぼしています。

一方で、放置された宅地・空き家に目を向けると、放棄された農地と同様に害虫の被害があることに加え、害獣のすみかになっていることによる危険や、木が大きくなり、隣の敷地に大きくはみ出すなどの問題が発生しています。

また、太陽光パネルが設置された土地も増えていますが、一部の太陽光では管理が十分に行き届かず、雑草が生い茂り、放棄された農地と同様に害虫の被害を周囲の農地に与えてしまうことが懸念されています。

私自身、耕作できない田の草刈りをしており、2か月に1回でも追いつかないでの、管理が大変なのは十分承知しております。

まず、管理が行き届かない土地、建物の現状認識についてお伺いします。

以下について福崎町が把握されている数字をお教えください。

1 つ目は、福崎町内で放棄された農地の広さと農地全体に占める割合です。

2 つ目は、放置された宅地・空き家の件数と宅地全体に占める割合です。宅地の数字と、空き家も残存している場合の数字を分けてお教えください。

あわせて、その把握方法についてもお教えください。その中で、放棄された農地、放置された宅地・空き家をどのように定義しているかもお教えください。お願いします。

農林振興課長 まず1つ目に言われました放棄された農地についてお答えさせていただきます。まず、広さ・面積についてでございますが、ここ数年約 10 ヘクタール前後と

なっております、令和6年度では9.6ヘクタール。率にすると約1.2%となっております。

その把握方法でございますが、耕作放棄地、遊休農地については、農業委員からの情報提供や課員によるパトロールなどにより把握をしておりまして、これらを基に農業委員会において年1回ですが農地パトロールを行い、確認をしております。

耕作放棄地の定義についてでございますが、耕作放棄地とは、以前、耕作していた土地で、過去1年間以上、作付をせず、この数年の間に再び作付をする意思のない土地というふうに言われております。

まちづくり課長 2つ目、放置された宅地・空き家についてでございます。

空き家については、令和6年度現在で380件でございます。家屋数は8,58件で、空き家の割合は4.29%になります。

その把握方法でございますが、空き家の件数については、毎年7月に町内の各区長様に集落内の空き家の実態調査を依頼しております、その調査結果を集計したものになります。家屋数については、税務課の課税台帳において居宅と事務所が兼用となっている家屋を含めた居宅となっている家屋の総数となります。

空き家の定義につきましては、建築物またはこれに附属する工作物であって、居住その他の使用がなされてないことが常態であるもの及びその敷地をいいます。

牛尾成利議員 放棄された農地は1.2%のことでしたが、私の実感としてはもっと多いような気がします。

次に、管理が行き届かない、放棄された農地の所有者に対する福崎町としての対応をお教えください。

行政として指導が可能な内容、その中で実際に実行している内容、実行している指導があれば、その強制力の有無をお教えください。また、実行には移していないが、強制力を持って実行できる指導内容があればお教えください。

農林振興課長 先ほど言いました農業委員会において実施しました農地パトロールによりまして、耕作放棄地、遊休農地と判断された場合には、地権者に対しまして今後の耕作また貸付希望などの有無について利用意向調査を行っております。

また近年、近隣の住民の方より草が伸びているなどの相談がありましたら、草刈り等の適切な維持管理を行うような通知も行っておりますが、先ほどの2つはいずれも調査であったり通知であるため、強制力についてはございません。ただ、意向調査、こちらに対して意向の表明がなかつたり、また農業上の利用を行う意思がない旨の表明があった場合には、農業委員会から勧告を行うこともあります、その対象となった農地につきましては、年末までに解消などの対応がされない場合には固定資産税が増額となる制度はございます。ただ福崎町で、そういう制度を現在のところ実施したことはございません。

牛尾成利議員 先ほどご答弁いただきました農業委員会が行われている指導のうち、農地の所有者に届いている件数とその割合、指導を受けて所有者による対応がなされている件数とその割合をお教えください。

また福崎町としては、このような農地の草刈りは年何回ぐらい対応していただくのが管理と想定されているのでしょうか、お教えください。

農林振興課長 通知でございますが、毎年20件程度の農地、耕作放棄地についての管理の相談を受けております。令和6年度では24件の通知を行っております。そのうち対応いただきましたのは12件ということになってございます。

農業委員会のほうですが、意向調査の送付につきましては88件出させていただきまして、返信があったのは77件でございます。

一方、草刈りの回数についてでございますが、こちら、特に何回していただければということはございません。やはりその年度年度、暑さによっても変わりますし、地区によっても違うと思いますので、規定まではございません。

以上でございます。

牛尾成利議員 管理が行き届かない放棄された農地及びその周辺の環境、農地保全のための施策や補助、助成制度についてお教えください。

農地の所有者が利用できる制度と、所有者以外の地域などが利用できる制度を分けてお示しください。

また、あわせて福崎町内における当該制度の利用状況について教えてください。

農林振興課長 農業者、地域への支援制度においては様々なものがありますが、ただ、放棄された農地に関するものについての支援制度ということでございますので、少し長くなりますが、回答させていただきます。

最初に、農地の所有者が利用できる支援制度等についてでございますが、農地の管理、これは基本は農地所有者の方々の義務となっておりまして、その義務を果たされずに管理が行き届かなくなつた結果、放置された農地ということになりますので、直接的な支援制度はございません。

次に、地域の方々が活用できる制度といたしましては、国におきまして、地域運営組織などを立ち上げ、地域ぐるみの話し合いによる土地利用構想の策定、またその策定した計画に基づく地域における農地等の粗放的利用等に係る経費を支援します耕作放棄地粗放的利用支援がございます。これは、現在のところ福崎町での活用実績はございません。

新たに農地を借り受けて耕作される方に対しての支援制度としましては、町独自の施策となります。不作付地耕作支援補助金といったものがございます。これは3年以上作物の作付を行っていない農地を借り受けて、水稻などを作付した耕作者に対して、1年目は10アール当たり1万円、3年目には5,000円、合わせて10アール当たり1万5,000円の補助をする制度でございまして、直近、令和6年度でございますが、1年目分として10名の方に、3年目分としてこちらも10名の方に耕作支援を行つてございます。

また県でございますが、地域農業の持続的発展と集落機能の維持活性化のために、ほ場整備等の基盤整備事業を実施されていない農地や、またその周辺の地域状況等により整備できていない農地を、農地中間管理機構を通じて借り受けた耕作者に対して補助します未整備農地集積奨励支援や既存の経営している農地から少し離れた農地、これを農地中間管理機構を通じて借り受けられた耕作者に対して補助します分散農地集積奨励支援、荒廃した農地を農地中間管理機構を通じて借り受けた耕作者に対して再生利用するなどの作業等に係る経費の一部を補助します耕作放棄地再生・活用支援がございます。

未整備農地集積奨励支援につきましては、令和5年度に1営農組合の21アール分、令和4年度には1個人の5アール分、令和3年度には3営農組合に対して193アール分ということで支援をしております。

また、分散農地集積奨励支援、こちらにつきましては、令和5年度に1営農組合の10アール分を支援いたしました。

なお、耕作放棄地再生・活用支援、こちらについての活用実績は今のところございません。

いずれにしましても、国・県・町におきまして様々な制度、施策がございますので、その情報提供を通じて施策の活用、耕作放棄地の解消を図つていきたいというふうに考えております。

牛尾成利議員 様々な制度・施策をお示しいただきましたが、なかなか耕作放棄地の解消は難しいと考えております。制度の状況は分かりました。

また、農地と同様に管理が行き届かない放置された宅地・空き家の所有者に対する福崎町としての対応をお教えください。

行政として指導が可能な内容、その中で実際に実行している内容、実行している指導があれば、その強制力の有無をお教えください。よろしくお願ひします。

まちづくり課長 空き家に隣接している住民さん等から、木の枝が自分の敷地内に越境しているありますとか、トタンが外れて飛んできそうとかの相談や苦情があった場合は、当該地の土地、建物の所有者を特定し、改善を図るよう文書で通知しています。ただし、これにつきましては強制力はございません。

しかし、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態、または著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより、著しく景観を損なっている状態、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にある特定空家、また空き家等が適切な管理が行われていないことにより、そのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある状態にある管理不全空き家につきましては、福崎町空家等の適正な管理に関する条例第7条、第9条に基づき、修繕、立木等の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置を取るよう助言または指導することはできます。また、助言または指導をしても、改善されない場合は必要な措置を取るよう勧告することができます。

特定空家の場合においては、福崎町ではまだその事例はありませんが、勧告してもなお改善されない場合は、勧告に係る措置を取ることを命ずることができます。また、それでも改善されない場合は、最終的には行政代執行法の定めるところに従い、町が除却等必要な措置を取ることができます。

住民生活課長 空き地についてなんですけども、空き地の管理不備対策としましては、住民さんから苦情や相談があった場合は、当該土地の所有者を特定して、文書で通知・指導を行っております。

原則として当事者間の問題でありますので、町からの通知はお知らせ程度で、強制力はございません。こういった問題は、できるだけ地域で解決していただきたいという思いもありますので、自治会にも協力を仰ぎながら良好な環境保全に努めていきたいと思っております。

牛尾成利議員 ご答弁いただきました文書での通知・指導のうち、宅地や空き家の所有者に届いている件数とその割合、指導を受けて所有者による対応がなされている件数とその割合をお教えください。

まちづくり課長 空き家において改善を図るよう文書で通知しているのは、令和6年度においては13件であります、そのうち対応いただいているのは4件です。

特定空家に関しては、令和2年度から指導等を行っていますが、今まで11件であります、そのうち対応いただいているのは3件です。

また、管理不全空き家に関しては、令和5年度から指導等を行っていますが、今まで5件であります、そのうち対応いただいているのは1件でございます。

牛尾成利議員 いろいろと通知・指導を行っていただいておりますが、なかなか対応していただけていないというのは分かりました。

あと、管理が行き届かない放置された宅地・空き家及びその周辺の環境保全のために、福崎町として施策とか補助、助成制度についてお教えください。お願いいたします。

まちづくり課長 管理が行き届かない放置された宅地や更地等につきましては、補助や助成制

度についてはありませんが、特定空家につきましては、令和6年度より特定空家等除却事業を創設しております、補助金の対象となるのは、福崎町特定空家等の適正な管理に関する条例の第9条に基づき、助言または指導等を受けた特定空家、かつ構造上の腐朽や破損の程度が一定以上の不良度があることが要件となっています。

補助金の交付対象としましては、特定空家の所有者、その土地の所有者、また特定空家の存する地域の自治会としています。

当該事業の利用状況につきましては、令和6年度は1件、令和7年においては、現在のところ2件となっています。

牛尾成利議員 ありがとうございます。

次に、太陽光パネルが設置された土地についてですが、太陽光パネルが設置された土地は広大であり、管理に大変な手間がかかるることは想像に難くありません。これは農地と同じように害虫の被害を周囲に与えてしまうとともに、火災が発生した際の引火の危険性もあり、対処が必要と考えております。

そこで伺います。太陽光パネルが設置された土地の管理が行き届かないことにより、周辺への影響が懸念された場合、福崎町としての対応をお教えください。

行政として指導が可能な内容、その中で実際に実行している内容等がございましたら、併せてお示しください。

まちづくり課長 太陽光の事業区域が1,000m<sup>2</sup>未満の場合は、文書で管理不備である旨の通知・指導を行います。ただし、これにつきましては、空き家と同様に強制力はございません。

太陽光の事業区域が1,000m<sup>2</sup>以上の場合には、福崎町開発事業等調整条例第18条の規定により、町と開発事業等に関する協定を締結する必要があり、その協定においては、事業区域を適切に管理するため、草刈り、除草及び清掃等を適時行うものとするという条項がございます。またこの協定書については遵守しなければならないとありますので、適正に管理する必要があります。協定を遵守しなかった場合は、同条例第22条に基づき、必要な措置を講じるよう勧告することができ、勧告してもなお対応しない場合は、同条例第23条に基づき、その事実を公表することができることとなっております。

牛尾成利議員 ここまで伺ってきました、管理が行き届かない土地、建物に関しては、福崎町としては、可能な限り対処していただいているということが分かりましたが、また解決が大変難しいことであるということも分かりました。

身近にこのような土地、建物があった場合には、町民はどこに相談すればよいかお教えください。農地、宅地と空き家、太陽光パネルが設置された土地、それぞれにおいて相談先をお示しください。

農林振興課長 先ほど言いましたそれぞれの土地ですが、まず、対象の土地が農地でございましたら農林振興課になります。宅地、更地につきましては住民生活課、空き家及び太陽光パネルの設置されている土地につきましては、まちづくり課までそれぞれご相談いただければと思います。

牛尾成利議員 ありがとうございます。

最後は、農地、空き家・宅地の所有者の立場に立ったお伺いでございますが、遠方に居住しており、土地、宅地の管理を小まめに行うことが難しい方々も多くおられると想定しています。そのような方々をサポートする仕組みについてお伺いします。

現在、農地、空き家・宅地の草刈りや管理を依頼する先はありますでしょうか。シルバー人材センターや営農組合、各地区の有志など、様々な可能性があると思

いますが、現在、受皿として機能している組織・団体、今後、福崎町として受皿となり得ると考えている組織等がありましたらお教えください。

農林振興課長 最初の農地につきましてお答えさせていただきます。

耕作放棄地につきましてですが、隣接の方から草刈り等の適切な維持管理について相談を受けました場合には、先ほど申しましたように現地を確認の上、必要に応じて地権者に対して文書を送付させていただいております。

その中で、草刈りの委託先といたしまして、シルバー人材センターの連絡先を記載させていただいております。

その他の組織でございますが、先ほど言わされましたように地元の営農組合など、ほかにもあるというふうに思いますが、候補先には民間企業等もございますので、現時点で具体的なそういう選定までは行っておりません。

まちづくり課長 土地、宅地の管理についてでございますが、議員のおっしゃるとおり、土地、宅地の管理につきましては、シルバー人材センターが受皿として機能していますが、それ以外については受皿となり得る地域が主体となる組織等はない状況にあります。

民間組織では、空き家管理サービスを行っている専門業者がございますので、そこに管理を依頼するのも一つの方法であると思います。

牛尾成利議員 今、お答えいただきました依頼先について、依頼したい人とつなげる工夫はされておりますでしょうか。

福崎町から農地、空き家・宅地の所有者へ発出する通知の中で案内するとか、町のホームページで紹介するなど、様々な方法が考えられると思いますが、現在福崎町で取り組んでいる内容、今後取り組む内容についてお教えください。

農林振興課長 まず、農地でございますが、先ほど答弁いたしましたように、地権者に対して送付させていただく文書の中で、草刈りの委託先として、シルバー人材センターの連絡先を記載をしております。

まちづくり課長 続きまして、空き家でございますが、窓口で空き家等の管理について相談があった場合には、シルバー人材センターの空き家の管理に係るリーフレットをお渡しするようにしています。

今後、空き家の所有者に対して空家等活用促進特別区域制度により、空き家である旨の届出を提出してくださいとの通知文と併せて、シルバー人材センターのリーフレットを送付するように、また、ホームページにおいては、シルバー人材センターを紹介するように取り組んでいきたいと思います。

牛尾成利議員 いろいろとご答弁ありがとうございました。現状を説明いただきましたが、全ての対象が私有地なので、なかなか福崎町としての強制力を持っての指導は難しいということはよく分かりました。しかし、周りの方が困っているのも確かですし、周りの方にとって解決方法も見つかりません。いろいろな施策や制度を活用して相談に乗っていただき、できることは実施、指導していただき、福崎町内の環境保全に努めていただきたいと思います。

また、空き地問題でもできるだけ地域で解決していただきたいという思いもあるとの答弁がございましたが、地域で活用できないから困っているので、そこは町としても何らかの手助けをしていただければと思います。

また農地でも強制力がない中で、固定資産税が増額となる制度はあるが、現在のところ実施していないとの答弁もございましたが、検討する時期に来ているのではないかとも思います。今後もこの課題につきましては何かいい方法がないか質問させていただきます。よろしくお願ひいたします。

最後に質問の5つ目、福崎町の地籍調査と相続登記の状況についてお伺いしま

す。

それぞれ責任の所在が異なることは認識しておりますが、ここでは福崎町が責任を持って進めなければならない地籍調査の進捗と、土地所有者が責任を持って行うべき相続登記への行政からのサポートという2つの観点から、土地に関する課題をお伺いいたします。

まず、地籍調査の進捗についてお伺いします。

一筆ごとの土地の境界が土地所有者等の立会いの下に確認され、その結果が数値データにより記録・保存されているのが地籍調査です。昭和26年の国土調査法制定以来、全国の市区町村の約9割が調査に着手しております。全国では要調査面積の53%の調査が終了していると聞いております。市区町村の負担額は実質5%で、土地所有者には原則、金額の負担を求める調査でもあります。

福崎町では地籍調査の進捗はどうなっているかお伺いします。完了している土地の面積と、調査が必要な面積に占める割合をお教えください。

あわせて、これまでの調査に要した期間も教えてください。お願ひいたします。

農林振興課長 福崎町の地籍調査でございますが、昭和33年に事業着手をしております。町内の耕地部分の地籍調査、こちらについては既に完了しております。残っておりますのは、現在山林の地籍調査、こちらを実施しております。

地籍調査の進捗率でございますが、令和6年度末現在で約73%というふうになってございます。

要した期間についてでございますが、事業が始まりました昭和33年から約70年弱の期間が経過しているんですが、こちらにつきましては現在も事業期間中でありますし、またこれまでの間、毎年事業を実施していたというわけでもございませんので、何年間というのはお答えし難いのかなというふうには思っております。

なお、全国的な調査状況でございますが、先ほど議員が言われましたように、全国平均は約53%、兵庫県内の進捗率は約32%というふうにお聞きしております。

牛尾成利議員 地籍調査が行われた結果、将来の境界紛争が未然に防止され、土地取引や相続が円滑にでき、個人資産の保全及び地域の安心につながります。災害時の速やかな復興にも寄与すると言われています。

そのため、地籍調査の速やかな完成が望まれますが、福崎町では今後何年で何%の地籍調査を完了する予定でしょうか。また、何年後に全ての地籍調査が完了する見込みでしょうか。

農林振興課長 こちら先ほども答弁させていただきましたが、福崎町では昭和33年に事業着手をしておりまして、耕地部分の調査については完了しております。現在は山林の地籍調査、こちらを実施してございまして、令和7年度につきましては、山林ですが、山崎の一部の地籍調査を実施する計画としております。令和8年度以降も引き続き山崎の一部地区について、山林の地籍調査を継続して実施していく、そういう計画となってございます。

町内全ての地籍調査完了の見込みについてでございますが、山林の4割については調査自体も未実施の状況でありますので、あと十数年は要するのではないかというふうに思っております。

牛尾成利議員 地籍調査に関連しまして、固定資産税の課税の根拠について伺います。

地籍調査が完了した土地には調査結果に基づく登記簿により固定資産税が課税されていると思いますが、地籍調査が未完了の土地には、いつの時点の何に基づき、現在固定資産税が課税されているのかお伺いします。

税務課長 地方税法第359条の規定により、固定資産税の賦課期日は毎年1月1日とされております。地方税法第381条の規定により登記簿に登記されている土地について固定資産課税台帳に記載しなければならないとされていることから、この時点での土地の登記簿情報や登記所備付地図等の現状の内容に基づき、固定資産税が課されるものとなってございます。

地籍調査が未実施の場合、土地の正確な境界や面積が確定していない場合であっても、賦課期日時点で確認できる過去の調査、測量結果による登記簿の情報、登記所備付地図に基づいた情報で課税されます。地籍調査が完了した際に土地の境界線や面積に不一致があった場合には、登記簿記載事項の修正、変更が行われることとなります。

牛尾成利議員 なかなか登記簿の更新の機会がないことは理解しますが、登記簿の基となる情報ができた頃から長い期間を経過しています。税金をお預かりするにあたってより正確な情報を根拠とするため、いち早く町内の地籍調査が完了されることを望みます。

次に、相続登記についてお伺いします。

令和6年4月から相続登記が義務化されました。義務化以前に相続をした土地についても、令和9年3月までに登記しなければいけない決まりです。

先ほどの放置された農地にも関連するのですが、相続登記に関する実態を聞いていますと、祖父母、曾祖父母の世代の登記が終わっていない例もあり、相続する土地の所在もはっきり分からぬなど、問題は山積みしています。特に草が生い茂った農地では、山林との区別がつかなくなつて、他の人の土地との境界も分からぬという状況です。

でも、相続人の誰かは、その土地の所在もよく分からず、固定資産税を納めておられるのも確かです。

こうしたときに土地の所在を確定させるために、行政、福崎町のサポートを受けることは可能でしょうか。

一義的には登記簿の登録は土地所有者に責任があります。ただ、世代を経て実態がよく分からなくなつた登録内容について、行政の支援を経て内容をよく把握し、相続登記につなげられないか考えています。登記簿の登録内容の確認をするにあたつて、福崎町の相談窓口等、どんな対応をしていただけるかをお教えください。

農林振興課長 今、言われましたように山裾の農地、またふだん耕作、利活用されていないような土地でございましたら、土地の所在がどこか分からぬということも多数あるのかというふうに思います。

福崎町のホームページには、地番図といったものを公開させていただいておりますので、このホームページを見ていただくことによってご自身で調べていただく、こういったことは可能というふうになつております。

ただ、調べていただいた結果、地番図に記載がないなど、土地の所在が不明であるという場合も出てきます。こういった場合は、地籍調査未実施の山林や、また地籍調査は実施したが場所が特定できなかつた土地といった可能性がござります。そのような場合には、納税通知書等の関係資料をお持ちいただいて、農林振興課までご相談いただければ、相談に乗らせていただきたいというふうに思っております。

牛尾成利議員 ありがとうございました。相続登記の問題は第一義的には法務局、そしてご自身の問題でございますが、管理が行き届かない土地、建物の問題、農業委員会、福崎町の各担当課が関係する課題だと思います。連携を取つて相談者に寄り添つ

ていただければと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

これで9月議会の私の質問を終わらせていただきます。これからもいろいろと質問をさせていただきます。ご答弁ありがとうございました。

長 以上で、牛尾成利議員の一般質問を終わります。

次、3番目の質問者は、田中康智議員であります。

質問の項目は

- 1、郡内3町共同ごみ処理費用の削減について
  - 2、下水道事業について
  - 3、令和6年度一般会計決算について
- 以上、田中議員。

田中康智議員 議長の許可を得て一般質問をさせていただきます。8番、田中康智でございます。本日は令和6年度決算に係る質問をさせていただきます。

質問に先立ちまして、私からの様々な疑問に対して、福崎町の幹部職員の皆さんには真摯に対応いただいたこと、まずもって感謝申し上げたいと思います。

本日の私からの質問は、いずれも決算を受けて、今後どのように町政を運営していくのかという観点からの提案を含めて質問をさせていただきたいと思っております。

先ほど議長からご案内いただきましたように、郡内3町共同ごみ処理費用の削減について、下水道事業について、令和6年度一般会計決算について、この3点について順次質問をさせていただきます。簡明かつ積極的なご答弁をよろしくお願ひいたします。

では早速1番目、郡内3町共同ごみ処理費用の削減についてでございます。

6月議会ではくれさかクリーンセンターでの焼却停止及び中継基地化によって一般財源を圧迫しているという状況について質問をさせていただきましたが、これが郡内3町共同ごみ処理場が完成した暁には、くれさかで焼却をしていた令和3年度のレベル、その答弁にいただきました町民1人当たり1万1,320円だったと思いますが、ここまで改善できるのかと、このあたりを关心の中心に置いた質問でございます。

神崎郡内3町は、令和10年度から共同でごみ処理を行うことを目標として、現在は11月末を工期として新ごみ処理場建設用地の造成工事を行っているところであります。その進捗は順調であるというふうに聞いております。今後、その用地にですね、新ごみ処理場の本体工事も始まってまいります。残り2年と4ヶ月で完成・稼働させるということではあります。処理場の完了検査や手直し工事、試運転などの期間を考えると、なかなかタイトな予定であると私には感じられます。令和10年度当初からの本格稼働は本当に大丈夫なのか、まずお伺いしたいと思います。

また建設工事だけでなく、本格稼働までには6月の一般質問でも指摘させていただきましたが、日々の住民生活に直結するごみの分別はどうなるのかであったり、何ごみは何回収集してくれるのかといった制度に関わること、また、住民さんがごみの処理にどれだけの費用を負担することになるのかといった、これに関わる財政負担の内容も詰めていかなければなりません。

その財政負担の中で、大きなウェイトを占めるのが新ごみ処理場の管理運営に係る費用。つまりごみ処理場の機器を実際に運転してもらったり、安全管理や保守管理をしてもらう、また運営する方の人事費や事務管理費、こういうふうに該当する管理運営費の部分、これをまず管理をどのようにしようとしておられるのか。またそのための費用はどれくらいになるというふうに見積もっておられるのか。

またその費用を3町がどのように分担し合うのか。その費用を福崎町の住民1人当たりに換算すると幾らになるのか。これらの点についてお伺いをしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

住民生活課長 本体工事の進捗状況といいますか、予定なんですけども、現時点の予定であります。

今年の12月から準備工、それから来年1月に工事着手、令和9年12月の受電工事後に消防と建築確認検査、また各部の検査手直しと並行しまして、令和10年1月から試運転調整と性能試験を実施する予定となっております。当初の計画どおり、令和10年4月からの稼働は問題ないと見込んでおります。

それから管理運営、それからその費用見込みについてなんですけども、竣工後の保証期間中3年間につきましては、確実に施設が稼働し、その性能が発揮されること、また、処理能力不足や性能不足が発生した場合も、その責任の所在が明確で確実に対応がなされるように、維持管理業務及び運転管理業務は、プラント工事の受注者との随意契約を予定しております。保証期間終了後は、新たに長期包括運営委託によりまして事業者を選定する予定としております。

その運転管理業務の費用につきましては、詳細な委託内容等は今後の検討事項でありますが、令和6年度に実施しましたプロポーザルの際の見積時点では、令和10年度で約2億9,500万円程度を見込んでおります。

この管理費用の負担に係る3町の負担割合については、30%の均等割、それから70%の投入量割としております。例えばですけども、福崎町から出るごみの投入量が神崎郡全体の50%と仮定した場合、この負担割合を用いて算出しますと、福崎町の負担額は約1億3,275万円、町民1人当たりに換算しますとこの町民の人口は最新のこの8月末時点をちょっと用いさせていただきますけども、1人当たりに換算しますと約7,200円となります。

田中康智議員 ありがとうございます。現在では3町の搬入のごみ量の割合が不明ということです、想定でお答えをいただいたわけですが、処理場の運営分だけで7,200円ということです。

今、お答えいただいた処理場の管理運営費というのは、運営を委託するということですね、処理場に持ち込まれるごみの量によってですね、3町の持分が変化するということも先ほどご答弁をいただいたんですが、基本的に固定的な費用と言えます。またですね、ごみを各ごみステーションから収集をして、そしてまた処理場まで運ぶ収集・運搬の費用というのも、これもごみの量にかかわらず一定になるというのが一般的です。これも固定的な費用と言えるんですが、この収集運搬費用というのは、ごみのステーションを回る回数が増えたりとか、また、処理場までの運搬距離が長くなったりということになると、効率がどんどん悪くなるということで、今までのパッカー車の台数では足らないよというような、そういうふうな関係になってくるため、高額になっていくと、このような関係になっております。

先ほどと同じようにですね、この固定的な経費に当たります収集運搬費用が幾らになって、それが福崎町民1人当たりに換算するとどれくらいになるのかをお伺いしたいと。もし、この試算がですね、できていないということであれば、令和6年度にくれさかの処理場まで運んだ収集運搬費用が、例えば少なくともこれ以上というふうに利用できるんありましたら、これも参考になりますので、こういったところでお答えをいただきますようにお願ひいたします。

住民生活課長 現在ですね、収集したごみはくれさかクリーンセンターに運搬しておりますけども、新ごみ処理施設になりますと、距離、それから時間ともに短くなります

で、搬入先の変更による費用の増加はないと見込んでおります。

では、実際に収集運搬にどれぐらいの費用がかかるのかというのはちょっと現時点では算出できませんので、令和6年度の収集運搬費用の実績、決算額になりますけども、それをちょっと申し上げますと、年間6,003万3,490円となっております。これを町民1人当たりに換算しますと約3,250円となります。

以上です。

田中康智議員 ありがとうございます。令和6年度の決算額と同額というふうに想定してお答えをいただきまして、3,250円ということです。これまでの合計で先ほどの金額と足しますと、1万450円ということになるかと思います。あとはごみの量に直接に左右される費用がかかってくると、こんな話になってまいります。

搬入するごみ量、これも想定ということでなかなか難しいとは思うんですが、搬入するごみ量によって増減費用にどんなものがあるかということをちょっと申し上げますと、例えば、ごみの処理場で発生します電気代や水道代とですね、あとは焼却を助燃剤というて、重油と一緒に燃やしたりします。あとは、排気ガスを安定させるためにいろんな薬品なんかを使ったりする、こういった処理費用、こういったものがかかりますね。また焼却をし終わった後、焼却の灰が出ますけども、その灰をですね、今度はこれを処分しなきやいかんという、最終処分の費用なんかがかかります。

これはですね、こういったものは搬入したごみ量によって変動しますんで、それぞれの町民がごみを減らす減量化、資源化の努力の成果が如実に現れる、こういった費用となっております。

この処理費用と処分費用につきましてもですね、見込額を福崎町民1人当たりということで換算をお願いしたいと思います。これも試算がまだということでありましたら、参考値として、姫路市にですね、処理と処分を依頼する前の令和3年度の決算額を言っていただいても結構ですんで、ご答弁をお願いいたします。

住民生活課長 あくまでも現時点での算出となりますけども、令和10年度の維持補修、それから処理費用がリサイクル施設とエネルギー回収施設を合わせて約8,000万円の見込額となっております。最終処分費用は、リサイクルの残渣処分費が約1,000万円、主灰のセメントリサイクル費用が約3,500万円、煤塵処理費が約750万円の合計5,250万円の見込みとなっておりまして、約1億3,250万円の処理費用がかかります。

これも先ほどの負担割合と、福崎町のごみの投入量を仮定した場合の算出方法を用いますと、福崎町の負担額は5,962万5,000円、町民1人当たりに換算しますと約3,300円となります。

田中康智議員 ありがとうございます。処理費用、処分費用で3,300円ということですんで、これまでの総合計がですね、先ほどの1万450円とで合計しますと1万3,750円になるかと思います。

6月の議会でですね、お伺いしたとき、くれさかを中継基地化した後ですね、町民1人当たり1万8,600円台かかるんだということをご答弁いただきました。そこと比較しますと、約5,000円の改善ということを今確認できたと思います。一定安心させていただいたところなんですが、ただ、令和3年度の1万1,320円からしますと、2,400円ほど上回る見込みという数値を教えていただいたことになります。

一般財源ですね、ベースの収支改善のためにはですね、6月の一般質問でご答弁いただいたように、ペットボトルの売却先を新規開拓するなど、収入の確保に

努めていくと同時に、処理場に搬入するごみ量を減少させ、3町の負担部分の低減と直接の費用削減につながる処理費用、処分費用を何とかして減少させる必要があると思いますが、ご認識をお伺いいたします。

住民生活課長 議員おっしゃるとおりで、このモノがあふれている時代におきましてごみ処理費用の削減というのは永遠の課題ではないかと考えております。

ごみの排出を減らすことはもちろんんですけども、それと同時に資源化物の売却による収入確保の観点、これをより意識した対応が必要になってくると考えております。また、慎重に事を進めなければならない問題ではありますが、将来的にはごみの有料化、こういったものも視野に入れた収入確保に取り組んでいかなければならないと認識しております。

田中康智議員 ただいまですね、将来的にはいろいろ検討することも、また慎重に検討するということをおっしゃいましたけども、有料化も視野に入れた収入確保というような趣旨のご答弁をいただいたところです。

確かにですね、ごみの有料化というのは、ごみの減量化、資源化を経済的なインセンティブというところで強力に誘導する施策としまして、多くの自治体で導入されている施策ということは確かであります。一方ですね、これらの自治体では、住民が自主的にごみの減量化や資源化に取り組むことをできる施策もですね、同時に充実させているというのが一般的になっております。これも6月の一般質問で指摘をさせていただきましたが、ごみ処理場に搬入するごみ量を減らして、そして同時に収入確保に資する制度は、排出前の資源化、つまり資源の集団回収の充実というのは、私は効果的であるというふうに考えてございます。

そこで、現在の福崎町が資源集団回収として行っている品目にペットボトルを加えて、売却益を積極的に集団回収実施団体に還元すると、こういった制度を提案したいと思います。

現在、福崎町の家庭ごみのペットボトルの行政回収の頻度ですね、これは1か月に1回でございます。夏場のペットボトル飲料の消費量には十分対応できていないというふうに私は思っております。十分な保管場所がない家庭では仕方なくですね、燃えるごみにペットボトルを入れて排出してしまうというようなことなんかもあるんじやないかと思います。ペットボトルを資源集団回収の品目に上げることについては、ペットボトルが古紙とかくず鉄、古繊維、瓶といったいわゆる専ら物の4品目に含まれていないためですね、有価物として理論構成するのか、また廃棄物の範疇で理論構成するのか、いろいろこれ調査研究する必要があるんですが、実際にペットボトルをですね、資源集団回収に入れているという市町村もございます。集団回収の品目にペットボトルを上げて、しかもですね、集団回収の頻度を大幅にアップすることによって、処理費用の削減につながると考えますが、ご意見を伺いたいと思います。よろしくお願ひします。

住民生活課長 今、町におきましては令和3年度に株式会社伊藤園、キンキサイン株式会社と神崎郡3町で、ペットボトルの水平リサイクルによる資源循環の推進に関する連携協定を締結し、令和4年度からペットボトルを売却しております。

ペットボトルからペットボトルへリサイクルするボトルとボトルを推進していくこととしておりますので、住民の皆様にはなるべくごみステーションに排出していただき、このリサイクルルートへ乗せていただきたいと考えております。そのため、ペットボトルについては現在町で助成を行っております集団回収の品目には上げておりません。

現在、町の広報紙に毎月ごみに関するここと、それから特にリサイクルに関するこことについて記事を掲載しておりますけども、このペットボトルの水平リサイク

ルについても、詳しい仕組みやその効果といったものを近いうちに掲載しようと考えております。

常に申し上げていることですけども、住民さんには「混ぜればごみ、分ければ資源」、その資源がやがてお金になるという考え方を持っていただくよう努めていきたいと思います。

田中康智議員 ただいまのご答弁ですね、ステーションに排出された後の資源化、これを充実させていくんだという趣旨のご答弁をいただいたんですが、私、これを決して否定するものではないんです。

一方ですね、これまで質問してきたようにですね、処理場に搬入をすればそれだけで3町の負担割合が増えたりとか、直接処理費用がかかるくると、こういう関係にもあるということに、やっぱり着目をしてもらいたいなというふうに思います。

今回はですね、ペットボトルに着目してごみの搬入量の減少による処理費用の削減、それから資源化による収入確保という点で質問をさせていただいたんですが、資源集団回収制度自体のことをちょっと申し上げたいんですが、町民のですね、減量化、資源化の努力が直接収入になって、住民さんには本当に成果が見えるという、こういう利点があります。またそういう活動にですね、参加することによって、我々生活者一人一人がですね、意識改革につながる側面も非常に重要な制度だというふうに私は考えてございます。集団回収の頻度を劇的に増やして、この際、資源化できるものはステーションに出すものではないと、集団回収にするんだという、町民の誰もがですね、こういったふうに考えて行動できるところまで、この制度を育て上げてはどうかというふうに思いますが、ご意見を伺いたいと思います。

また、こうした制度の構築には事前の十分な検討が必要なことは当然としまして、何より町民の皆さんとの理解と協力を得るために時間を十分に確保して、丁寧に説明して、納得していただいて、協力をいただくと、こういう努力が欠かせません。遅くとも来年のこの時期には、町民の皆さんに説明会を開けるぐらいの、こういうスケジュール感だと思いますが、ご見解を併せてお伺いさせてください。

住民生活課長 資源化のごみについてなんですかでも、先ほど申し上げましたように、ペットボトルのリサイクルについては、水平リサイクルに主眼を置いた取組を進めたいと考えております。

議員のご質問の中でも、ペットボトルの収集頻度について触れられておりましたが、十分に理解できる内容でもございますので、時期限定でもそういった収集回数を増やすことが可能なのか、そういう検討を行いたいと考えております。

住民さんには、これまで以上にごみの資源化についての理解を深めていただくことが大事かと思いますので、集団回収に継続して取り組んでいただくこと、しっかりとごみの分別を行っていただくことをアナウンスしていきたいと思っております。

あわせて所管する事務組合に対しまして、委託処理状況のモニタリング強化を要請しまして、確実な処理とその効率化を求めていきたいと思っております。

それから住民さんへの説明なんですかでも、6月議会でも答弁させていただきましたが、現在、北部行政事務組合を構成する神崎郡3町で次期ごみ処理体制調整会議を設置しております。ごみの分別、収集、ごみ処理手数料等の調整を行っております。

その経過につきましては、整理できる段階で所管の委員会等で報告をさせていただきます。

また、ご指摘のとおり、住民さんへの説明については、来年度のこの時期をめどに順次開始できればというふうに考えておりますので、銳意体制整備の構築に努めたいと思っております。

以上です。

田中康智議員 3町ですね、3町で事業連携協定を結んで、ペットボトルの水平リサイクルを推進したいということ、それ再度おっしゃいました。それとですね、そのことと、ペットボトルを資源集団回収で回収することの両立、これは私、別に不可能というふうには思っておりません。いずれにしましてもですね、今後1年間の間に検討を進めて説明会も実施したいということを今、ご答弁いただきましたんで、私もですね、この期間中、様々提案をさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

続けて、2番目、下水道事業についてお伺いをしたいと思います。

下水道はですね、私たちが衛生的で健康な、また快適な暮らしを継続していくための貴重な都市装置でございます。我が町の下水道事業は、地方公営企業法の全部適用事業として運営されております。この公営企業というのはですね、公共の福祉の増進を目的としながら、同時に企業としての経営を行うという大変困難な使命を負っておる組織でございます。このため特別会計を設けて、特定の事業収入で事業の支出を賄い、一般会計と分けて経理することで財務状況を明確に把握しよう、そして、その事業の健全な運営や効率化が図られると、こういった目的を持っております。

その観点で、我が町の下水道事業会計の決算を見ますと、損益計算書では、当年度純利益として4,500万円余りを計上しておりますが、多額の他会計負担金・補助金を繰り入れております。繰入れにはですね、国が定める繰入れ基準というものも存在します。例えば、雨水ですね、雨水に係るものとかですね、汚水に係るものであっても下水道の使用料で賄うことがふさわしくないというものにつきましては、一般会計が負担するのが当然だということで、負担金として整理をされております。一方、基準には入っていない繰入金は補助金として整理されているんですが、この他会計補助金というのを見ますとですね、今年度決算として、5,580万円というふうになっております。ということは、これがなければですね、純損失を計上しておったというふうな状況でございます。下水道の会計のですね、健全性を議論をしていきたいと思っておるんですが、その前でですね、一般会計経常収支が非常に厳しい状況下におきまして、一般会計から補助を受けながら、4,500万円余りの純利益を計上していることにちょっと私は違和感を覚えます。他会計補助金に特殊な考え方があるのかというふうにも思いますが、この点をご説明をいただきますようお願ひいたします。

上下水道課長 この繰入金につきましては、毎年下水道事業の運営に必要な額を一般会計のほうから受け入れております。議員おっしゃるように、この繰入金には、総務省が定める基準に基づく基準内繰入金と、各自治体が独自で取り決める基準外繰入金が存在いたします。前者を負担金、後者を補助金または出資金と区別しているわけでございますが、令和6年度決算においては基準外繰入れの補助金を5,580万円受け入れました。そして、おっしゃるように純利益を4,500万円計上しております。

この補助金は3条予算を黒字に近づけるためのものでありますが、補助金を繰り入れたからといって、必ず決算時に黒字となるわけでもありません。といいますのは、もちろん黒字を目標にはしておりますが、もう一つの指標に留保資金というものがございます。本来、この留保資金をしっかりと確保した上で、独立採

算の原則に基づき、運営を行っていくのが理想ではございますが、ご承知のように現在の福崎町の財政では、全体的な枠組みの中で、下水道事業だけに潤沢な資金を留保させるというようなことはなかなか難しいというふうに考えております。

こういった中、一般会計との間で下水道事業会計の資金に関しての覚書を締結しております。具体的には、下水道事業で留保される資金は、総収益の3%程度とし、これを超過した場合は、翌年度の繰入金で調整することとしております。

令和6年度については、この覚書に基づき一般会計からの繰入金を調整した結果、純利益を計上し、一定の留保資金を確保しているところでございます。

田中康智議員 一般会計との間にですね、下水道事業会計の留保資金に関する覚書があるんだと。そしてですね、翌年度に繰入金の調整という形で残高調整をするんだというふうなご趣旨でいただきました。

下水道事業会計のですね、健全性、これをですね、議論するときに、ある意味核心のご答弁かと思いますが、下水道事業の会計の健全性を検討する際に、もう一点、下水道使用料で汚水の処理経費をどの程度賄っているのかというのを示す経費回収率という指標がございます。この算定の基礎となる経費はですね、非常に難しい計算でなされているようで、先ほど私も申し上げました下水道使用料で賄うことがふさわしくない経費とかですね、基準内の負担金相当など、こういったものを控除してですね、下水道使用料で賄う経費を算出すると。難しい計算をなさっておるようですが、決算書のほうにこの数字ちゃんと記載されております。令和6年度決算では、この率がですね、87.6%の回収率というふうに記載をされてございます。この経費回収率を100%にしようということで、平均改定率14.23%で、本年の10月1日から下水道使用料が値上げをされるという、こういうふうになっております。この値上げの増収ですね、基準外の、他会計からの補助金がなくとも単年度純利益になるというふうにちょっと私はそういうふうに考えておったんですが、先ほどのご答弁の再確認になるのかもしれません、下水道事業会計としてはこの値上げによってですね、収支が改善するか否か、このあたりを中心にですね、ご説明をお願いしたいと思います。

上下水道課長 収支につきましては、純利益だけを取り上げますと、先ほど申し上げましたとおり、毎年度利益が出るというような構図とはしておりません。資金が多く留保される場合は、繰入金を調整し、3条予算の収入を抑えていくこともあります。また逆に資金が不足する場合には基準外繰入金で調整し、最低限のキャッシュを確保いたします。

今回の使用料改定は、汚水処理に係る最低限の費用を使用料で賄うことができるように行つたものでありまして、改定により一般会計からの繰入金が減少するため、収益全体の増収には直接つながりません。したがいまして、会計上、利益を生み出し、今後の財源まで確保できるといったことにはならないというふうに考えております。

田中康智議員 ありがとうございます。先ほどのご答弁は要約するとですね、値上げによる増収分だけ汚水の繰り出し基準内のはうのですね、一般会計負担金が減少すると、こういうお話のように私は聞きました。下水道事業会計としてはそこで調整がされてしまうから、値上げ分が収支には基本的には変化がないというご答弁だったかと思います。この内容ですね、町民の皆さんにとってもちょっと驚きを持って受け止められるのではないかというふうに私は思います。確かに現在の一般会計の状況はですね、3期連続で実質の赤字という大変厳しい状況であります。この状況下で下水道事業会計だけがですね、収支改善されて潤沢な資金を持つということはちょっとどうだということ、これはですね、私も十分理解できるんですが、

一般会計の収支の改善の状況に合わせて、先ほどおっしゃいました一般会計との申合せ事項を改正するとか、下水道事業会計の健全化についてですね、真剣に考えていいてもらいたいというふうに思うんですが、この点についてご答弁をお願いするとともに、収支改善の基本中の基本ですが、汚水の処理経費の削減策についてお尋ねをしたいと思います。

下水のですね、処理施設で行っている処理の内容を単純化しますと、水と水中の有機物を分ける処理だというふうに言えます。分けられた有機物は最終的に高分子凝集剤という、これも非常に高い薬剤なんですが、こういう薬剤を加えて固めて処理をしております。この固まった状態を脱水ケーキというふうに呼んでおるんですが、この脱水ケーキ、現在は産業廃棄物として処理しておると思うが、実はですね、ごみ処理場で一緒に混せて焼くという混焼という制度、これは制度として認められているんです。現在進めている郡内3町の共同ごみ処理施設ですね、混焼ができれば、下水道の汚水処理経費の削減になると思うが、混焼についてどのようにお考えになっているか、これも併せてお伺いいたします。

公営企業管理者 ご質問は3点あると思います。まず1点目でございますが、下水道事業会計の健全化について真剣に考えていくべきということで、下水道事業でございますが、例年10億円程度の収益で運営をしております。覚書によります内部留保資金の適正規模は、これから考えますと約3,000万円ということになります。この覚書の改正につきましては、ご指摘のとおり、確かに3,000万円では、計画的に今後建設改良に投資するための補填財源としては不足をしております。かといって資金をしっかりとため込んで事業経営を行うには、一般会計からの繰入金の増額は避けられません。こういった状況を総合的に判断する必要があるかと思いますが、今のところは、厳しい一般会計の状況でございますので、今以上に財政負担を求めるることは避けたいと考えております。

それと、2点目に汚水処理経費の削減でございます。汚水処理経費軽減につきましては、汚泥の含水率を下げることが汚泥処分費及び運搬費の軽減につながる有効な手段と考えております。令和3年以降に、福崎浄化センターにおきまして、高分子凝集剤を試行錯誤により福崎町の汚泥に合ったものに変えた結果、含水率を86%から83%に抑えることができました。これにより、かなりの節減がでております。

現在は、さらに含水率を抑えるために新たな凝集剤の使用を検討しております、現場で実験を行っているところでございます。

3点目に、混焼の可能性でございます。ご質問を受けまして、中播北部行政事務組合に処理が可能かを確認いたしました。回答としましては、施設整備の基本計画を策定する際におきまして、混焼につきましては、地元同意が得られないということから、下水道汚泥は焼却の対象外とした経緯がございます。仮に混焼を考えていくのであれば、臭いの問題も含めまして、新たに地元同意を再度取り直す必要が出てまいります。こういったことからハードルは高いように感じております。

また、技術的な観点から申し上げますと、脱水ケーキの焼却方法につきましては、一般的には流動床炉と呼ばれる処理方法が用いられますが、新ごみ処理場はストーカ炉方式と呼ばれる方式が採用されております。この方式で脱水ケーキとの混焼を考えた場合は、乾燥装置または汚泥供給装置と呼ばれる新たな機械の設置が必要となります。こうなりますと、費用の問題も生じますが、設置スペースの問題もございます。こういったことから混焼は難しいように感じております。ほかにも、含水率をさらに下げるために、助燃剤の常時使用が必要になる場合な

どの問題があるとも聞いております。

以上でございます。

田中康智議員 先ほどね、混焼の話、丁寧にご説明いただきました。その質問させていただいたのは、汚水の処理経費を削減するためにですね、日常的な内部経営努力というのはある意味限界があります。大きく発想の転換をしないとですね、経費の削減はできないという意味で、混焼を例に挙げさせていただいたところなんです。今後もですね、技術の革新など情報を広く求めて経営の改善に努めていただきたいというふうに思います。

次にですね、改めて内部留保資金に関する質問なんですが、貸借対照表によりますと、下水道事業会計の有形固定資産の額は167億5,000万円余りというふうになっております。これはですね、減価償却累計額、これを控除した金額でございますんで、この金額に先ほどの累計額53億円を加えると、220億5,000万円もの投資をこれまで行ってきたということが分かるわけでございます。中でも下水道管渠を含む構築物は減価償却累計額を加えて178億3,000万というふうになっておりまして、非常に大きな割合を占めております。この投資は、我が町の下水道の歴史、この25年の中でですね、平準化して行われたわけではなくて、企業債の明細書を見ると平成15年からですね、平成20年、6年間の間に投資が集中しているという状況が見てとれます。構築物の耐用年数というのは50年物がほとんどなんだと思いますが、今から30年後頃から集中して構築物の更新が出てくると、こういうことを意味しているというふうに私は見ております。

本来であれば将来の投資に備えて下水道事業会計に留保資金が積み上がっておくべきなんですが、先ほどの答弁の仕組み、これを伺いますとですね、今後も内部留保資金がたまることがないと、こういうふうなところでございます。老朽化した下水道管がですね、適切に更新されず、道路の陥没事故につながったというような、こういうふうな報道も多く聞いておるところでございます。下水道の長いサイクルから見ると、我が町の下水道事業はまだ若い下水道というふうに言えます。この若い今だからこそですね、積極的な情報開示によって、町民の皆さんの理解を得ながら、経営戦略を明確にして公営企業ならではのですね、運営が求められていると私は思うんですが、町長、ご見解をお伺いさせてください。

町長 福崎町の公共下水道事業は、平成17年に全国初の膜分離活性汚泥法を採用した福崎浄化センターを整備しました。あわせて住居地区の下水道管の整備にも着手をいたしております。その結果、平成27年頃までには、計画していた全ての地区で供用が開始され、住民の皆様に快適な住空間を提供することができたと思っております。

議員ご指摘の財源不足はそのとおりでありますが、しっかりと留保資金を確保するためにはさらなる使用料値上げが必要となるため、現在の財政計画では、余裕のある資金を確保できるといった計画とはしておりません。

このたびは、町民の皆様に使用料について平均14.23%の値上げをお願いしたところであります、再度の値上げについてはなかなか難しい状況にあります。しかしながら、議員からの将来の再投資をにらんで戦略的な経営に努めるのが公営企業の本旨であるとのご指摘はそのとおりであります、内部の経営努力に引き続き最大限努めるとともに、町財政全体を見ながら、管理者共々、公営企業としての責務を果たしていくよう努めてまいります。

長 一般質問の途中ですが、しばらく休憩いたします。

会議の再開を13時といたします。

◇  
休憩 午後 0時02分  
再開 午後 1時00分

◇

議長 会議を再開いたします。

田中康智議員 午前に引き続き、令和6年度一般会計の決算状況ということで質問をさせていただきます。

我が町の財政状況が大変な状況であるということについてはですね、昨年の12月から本格的に行政側から取り上げ、改善に向けた取組を本格化させてきているというふうに認識してございます。我々議会としてもですね、行財政の改革に向けて立案段階から行政に意見・提案をし、積極的に関与していこうと、行政改革調査特別委員会を設置をしたところでございます。現在の一般会計の財政状況を概観いたしますと、3年連続で2億円以上の単年度実質赤字が続いて、財政調整基金を取り崩して何とか決算をしているという状況であります。しかも何もこのまま対策を講じなければ、今後も実質単年度赤字が続き、頼みの綱であるところの財政調整基金が底をついてしまい、令和15年度は決算も打てないと、こういうふうな危機的なものというふうになってございます。

この原因につきましてはですね、決算特別委員会で質問もさせていただき、説明も受けました。人件費の制度的な変更に対応するために1億6,000万円の増、くれさかクリーンセンターの中継基地化で1億4,000万円の増、過去の投資に係る公債費の増で1億円の増、これで合計4億円支出のほうが増えたと。一方、交付税を除いた歳入の増加1億円を差し引いた3億円の財源不足が起こってるんだという説明を受けました。社会情勢の変化に対応するためにやむを得なかつた部分があることは一定理解をしたところでございます。

しかし、改めて地方財政法の条文を引用するまでもなく、行政には予算の編成や執行に際して、常に将来に対する影響も十分に考慮して、健全運営をする義務があります。昨年12月からでなく、もっと早く取りかかるべきではなかったか等々、まずは現在の財政状況について、改めて町長のご認識をお伺いいたします。

町長 社会情勢等の急激な変化に対応するためとはいえ、令和4年度から3年連続で財政調整基金を取り崩すという決算状況については重く受け止めなければならないと考えております。令和7年度は、第6次行政改革実施計画による事務事業の見直し結果を当初予算に反映したところでございます。また、令和8年度から5年間の推進期間である第7次行政改革大綱及び実施計画について、様々な行政改革の取組を掲げ、今年度末に策定をいたします。令和8年度からは、第7次行政改革大綱・実施計画に基づき、現在の財政状況を改善し、持続可能な行財政運営を実現するため、全力を挙げて行政改革に取り組んでまいります。

田中康智議員 噫緊の課題であります行政改革にまずは優先して取り組んでいくんだということ、それに私、完全に同意をさせていただきます。

この後、行政改革の中身に関する質問も予定しておりますが、その前に現状についてもう一点、単年度実質赤字決算というところだけではなく、どういう内容の経費に使用された結果に赤字になったんだという、この中身の分析にも注目をしなければならないと思っております。一過性の臨時的な支出がたまたま重なつただけであるのならば、ある意味傷は浅いというふうに言えると思います。それを判断できる指標にですね、財政の硬直度を示す経常収支比率というものがあります。これは複雑ですね、財務分析に基づいて計算される指標なんですが、単純化して言えば、何も特別なことをしないでも出ていくことがもう既に決まつ

ている、こういう支出がですね、同様に経常的に入ってくる、当たり前に入ってくる収入のどの程度を使っているんやということを示す指標なんですが、これが令和6年度決算では97%という状況でございます。この数字はですね、この赤字が一時的なものではなくて根が深いということを表しておりますし、また同時にですね、これは今までにはない新しいこと、こういったところにチャレンジするようなお金の財源が3%しか残っておらないということを示しておるということでございます。現状維持で精いっぱい、将来に向けた投資、政策的な支出といいますか、それとか、今よりも少しでもよくしようという支出、臨時的な支出、こういったものにですね、支出ができない町になってきてしまっているということでございまして、この状況についての町長のご認識をお伺いしたいと思います。

町長 経常収支比率の数値が悪くなっているということはこれはもう、よい傾向ではなくございません。ですから、この改善ができれば一番いいわけでございますが、令和4年度以降の経常収支比率の悪化の要因は、歳入では、地方交付税、地方消費税交付金など税交付金の増加などにより、令和元年度比較で2億円から5億円台の伸びとなっています。一方、歳出は、主に人件費・公債費・補助費等の増加により、これも令和元年度比較で7億円から11億円の伸びとなっており、歳出の大幅な増加に対し、歳入が伸びておらず、経常収支比率は令和4年度以降90%台になり、令和6年度は97.0%で、大幅に数値が悪化しています。

今後も人件費の増加など経常経費の増加が見込まれますが、行政改革により、ふるさと納税など自主財源の増収を図るとともに、人員配置の見直しなどによる人件費の縮減、新規事業の延期などによる公債費の抑制、事務事業の見直しによる物件費・扶助費等の削減に取り組み、これ以上、経常収支比率が悪化しないよう努めてまいります。

田中康智議員 ご答弁にもね、ありました事務事業の見直しによりますところの物件費とか扶助費の抑制、公債費の抑制、こういったところについて議論を深めていきたいと思います。物件費とかですね、またある種の扶助費というものは臨時的にもともと経費であったものが経常的な経費になってしまいうとい、経常費化ということによっても増加します。これはですね、過去のある年度では臨時的、また投資的な経費であったものが後年度では経常的経費にもうなってしまうんだと、こういうことです。この点が重要だと思います。例えばの例を引きますとですね、ある施策について効果が不十分だと、今年度はてこ入れのために臨時にちょっとプラスをしようじゃないか、施策をどうというようなことがあったとしましょう。幸いですね、そのてこ入れが成功して、翌年度はこの臨時的な施策というのが廃止できれば経常化はしない。しかしですね、単年度では思ったほど成果が出なかつたから、だから翌年度もやっぱり臨時的にという。そして、ついにはですね、その臨時的な施策があるのが当たり前になってしまふと。こういうことになってしまふと、経常費化をしたとい、こんなことです。また、ある施策では、施策の導入時から、これはですね、一度導入してしまえば、途中でやめることはもうこれは至難だなということを分かつとっても、どうしても導入せなあかんとい、そういうこと、必ずございます。そういう場合には、あらかじめ経常経費の中で経費を削減してですね、枠を広げてから、そういう事業を実施するということが必要だと、こういうことになります。これはですね、一般施策の例です。

一方、建物や道路などの施設を建設した場合には、発行した町債の利息の支払いとか元金の償還という形で、後年度には経常経費が増えるということが分かっていると、こういうことになってございます。

ここでですね、誤解がないように。町債の発行自体を私、批判しているもので

はありません。借金をしてですね、建設事業をするということ、これも非常に大切なことなんです。借金のですね、分割返済という制度が建設された施設のメリットを受ける世代間の公平を図るんだと、こういうことにちゃんと機能を果たしてあるから、私はこれを、単純にですね、町債発行駄目というふうに言うとするわけじゃありません。大事なことは、過去の投資による分割返済が終わって余裕ができた範囲で、新たな分割返済、つまり投資ですね、を増やすんだというふうな投資の管理というものが重要だということを申し上げたいということでございます。

経常収支比率にですね、目標値を設けて、新規の歳入などの財源が確保できたときとか、経常経費の中でスクラップ・アンド・ビルトができたときでなければ、経常経費の増加につながる施策はしないんだということとか、また新規の町債の発行はですね、分割返済が終わって余裕ができた範囲にとどめるんだと、こういうふうな財政運営、また財政管理が必要なのではなかったか。また今後このような管理を行っていくのかということを、町長のご見解お伺いしたいと思います。

町長 先ほども申し上げましたように、令和2年度から人件費がですね、働き方改革によりまして非常に上がったということがございます。これにつきましては、人件費を上げていこうという政府の国の方針もありましてですね、喜ばしいことではあるんですが、また一歩、我々の行政を進める上においては歳出が増えていくということでございました。それから、ごみ処理施設の建設にあたりましてですね、くれさかクリーンセンターでは焼却がストップ、取りやめることになりました、収集運搬をすることになりました、姫路市にごみを持っていくという経費が増加しているということが一番大きな経常収支比率等の悪化の要因になっているんだろうなというふうには思っております。

人件費につきましては、実際ですね、これから下がるかといえばですね、まだ上がるほうの状況なんだろうというふうに思います。ただ、くれさかクリーンセンターの収集運搬ですね。その経費については10年度以降はなくなっていくということで、これは削減のほうにいくんではないかなということでございます。

経常収支比率に目標値を定めるということにつきましてはですね、これは難しいなというふうに思っております。経常的経費の抑制としては、第7次行政改革実施計画で、事務事業の見直しを引き続き行うことや投資的経費の抑制、地方債残高の縮減に取り組んでまいります。

行政改革調査特別委員会でもお示ししておりますように、数年間のこの財政状況ですね、状況もお示ししておりますので、今、計画している1億円の歳入の増と、それから4億円の歳出の減ということをきっちと進行管理をして行うことによって、収支均衡が図れていけるものと、このように考えております。

田中康智議員 これまでですね、令和6年度の決算を中心として話を進めてきたんですが、今後の投資の話、先ほどご答弁の中にもありました、既に方針が決定されております神崎郡3町の共同ごみ処理場の建設と中播消防署の建て替え工事の工事費の総額、執行年度割とか、そういったところですね、この2事業の投資が一般会計の経常収支に及ぼす影響額についてご説明をお願いいたします。

企画財政課長 令和7年度当初予算ベースにはなりますが、神崎郡新ごみ処理施設建設事業費は、総事業費で112億円で、福崎町の負担分が39億円、このうち町債を34億円借り入れます。令和8年度は、町債を除いた一般財源が2億2,000万円、令和9年度も一般財源が3億円になると見込んでおります。これは臨時経費の投資的経費となります。中播消防署建替事業は、総事業費約28億円で、福崎町の負担が13億円。このうち、町債を100%の13億円借り入れますので、一般財源はほとんどないと見込んでおります。施設建設後は両施設の町債47億円の

借入れを5年据置き30年償還で返済していくこととしており、令和12年度から町債の元金償還が始まりまして、ピーク時には年間1億7,000万円程度の償還となります。この償還金が公債費となり、これが経常経費で、経常収支比率に影響してまいります。

田中康智議員 もうその他の投資経費や臨時の経費についてもお願いしたいと思うんですが、先ほどご説明いただきました2つの事業というのは施設の更新です。現在ありますサービスを維持するための投資でありまして、サービスの向上というのには直接つながらない投資やというふうに私は考えております。そのための投資にですね、令和8年度2億2,000万ですか、それから9年度は3億円という一般財源ですね、なりますと。公債費の償還がピークでは1億7,000万という今のご答弁でございます。これに見合うですね、行政の改革いうのは大変なことだというふうに思います。しかし、大変厳しい財政状況であっても、将来の発展のための投資とか、住民サービス向上のための臨時的な支出がなければ、いわゆるじり貧状態になってしまってですね、町の勢いが停滞、そして衰退となってしまうんではないかと私は恐れています。さらにですね、経常的な経費の削減においてもこの発想が必要でありまして、町の発展のためのプランに基づく選択と集中によって、町政を前に進めながら財政改善も行うというものではなければならぬというふうに私は思います。つまり、今後のビジョンを提示されることが重要であると私は考えるのですが、町長、ご見解をお伺いさせてください。

町長 質問議員のおっしゃることはそのとおりだと思います。今後のビジョンを提示することは重要であります。そのビジョンは何かといいますとですね、令和6年3月に策定をいたしました総合計画であるというふうに思っております。5本の柱でですね、今後10年間の間にやっていくべき事業というのは、その中にきつと盛り込んでおりまして、それはしっかりと進めていく必要があろうかと思っております。ただですね、その実施をする時期をですね、やはりそのとおりにやりますと、なかなか収支の均衡は見込めないというようなこともありますので、やっぱり一部の事業ですね、例えば今考えて、調査特別委員会でもお話しをさせてもらったと思うんですけども、例えば学校の長寿命化計画はですね、体育館の空調まではしっかりとやりたいと思っております。その後もですね、各小中学校、順次大規模改修をしていって延命化を図るというような計画をしていたんですが、それをそのまま続けることは少し難しいのではないかというふうに思っております。選択と集中によりまして、必要な施策を実施するということが重要であると、このように思っております。

田中康智議員 これまでのですね、ご答弁で行政改革の大綱とか実施計画の素案についても様々な形で言及をしていただきました。これら今年度末にかけてですね、行政改革懇話会での議論やとか議会の行政改革調査特別委員会の議論、またはパブリックコメントの予定の話も本日ございました。こういった意見によって、すばらしいものにしていかなきやいけないというふうに私は思ってます。そして大事なことはそれを実行するということですね。計画期間を5年に定めて、初年度には何をする、2年目はどうだというふうに年度ごとの詳細の計画で、そして、それを毎年度検証していく仕組み、これを確立しないと何にもなりません。実質単年度赤字から脱却し、単年度収支均衡を目指すためには、計画が実行されることを確実にする仕組み自体を行政改革の大綱とか実施計画の中に盛り込んでいただきたい。そして、検証による後年度の計画の見直しや結果を住民の皆さんにちゃんと明らかにしていく、そういう取組が必要だと思いますが、町長のご見解をお伺いさせていただきます。

町長 私もそのとおりだと思っております。現在策定中の第7次行政改革大綱で、持続可能な行財政運営の実現に向け、具体的に歳入の增收、歳出の削減について、数値目標を定め、実施計画で具体的な取組を示しております。これをですね、しっかりと前に進める、その仕組みづくりも必要であろうと思っております。

また、事務事業の見直しにつきましては、別紙で行政改革対象事業を挙げて、行政改革推進期間の年度ごとに削減目標額も設定しているところでございます。今後この取組が達成できるように、毎年実施計画の進捗状況を検証し、必要に応じて実施計画を見直し、その内容を公開するなど、この計画が確実に実行できるような取組を進めてまいります。

田中康智議員 課題の解決の方法というのはですね、もう現状と原因の冷静な分析に基づいて、複数の処方箋を整理して、設定した目標達成のためには何が最も合理的なんかというのを選択していく、こういう作業でございます。ポイントはですね、どこに目標を設定するんだということでございます。削減額、これはもちろん最重要の目標なんですが、単なる数字合わせになってですね、町の元気とか活力をそいでしまうようでは本末転倒でございます。今年度末までに議論、検討を尽くして、ぜひとも厳しい中にも夢の持てる行政改革の策をですね、つくり上げていくということを期してですね、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長 以上で、田中康智議員の一般質問を終わります。

次、4番目の質問者は、住谷庸子議員であります。

質問の項目は

- 1、町の法人事業（養護老人ホーム福寿園・老人デイサービス事業）の今後のあり方について
  - 2、平時からの防災・減災への取組について
  - 3、自殺ハイリスク者の現状と対策に向けた取組について
- 以上、住谷議員。

住谷庸子議員 議席番号9番、住谷庸子でございます。議長の許可を得て、通告に基づき質問させていただきます。

今回の質問内容は、担当委員会での報告から気づいたことや、また、医療従事者の立場から、町民の皆様の、健康で、かつ安心・安全な生活を確保するために必要なことについて質問させていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

まず最初の質問は、町の法人事業、養護老人ホーム福寿園についてです。

福寿園の利用状況、令和5年、6年度について。

福崎町が経営する福寿園は、養護老人ホームで定員が50名と聞いています。養護老人ホームは、環境及び経済的理由から居住生活が困難な65歳以上の高齢者かつ身体的に自立している高齢者のための施設です。具体的なケースとしては、身寄りのない高齢者、無年金・無収入で経済的に困窮している高齢者、虐待を受けている高齢者、またホームレスであったり、ほかの法律に基づく施設に入所できない高齢者などです。

施設の目的から考えて、満床でも困ると思われますが、過去2年間の入所者数、令和5年度、6年度は平均どれくらいですか。

また、町内の方の入所率は何%ぐらいですか。お願いします。

福祉課長 令和5年度は年間平均入所者数は41.6人、町内入所率は40.0%です。令和6年度は年間平均入所者数は37.9人、町内入所率は42.1%でございます。

住谷庸子議員 次に、福寿園の現状についてお聞きします。

法人の決算状況から見て、経営安定に必要な入所率は何%ですか。

福祉課長 約86%でございます。

住谷庸子議員 土地は町の所有でしょうか。もし町の所有でない場合は、賃料の発生はありますか。

福祉課長 土地は旧神崎郡18か村名義です。賃料は発生しておりません。現在の構成市町の持分で表すと、姫路市が18分の6、神河町が18分の5、市川町18分の4、福崎町が18分の3となります。

住谷庸子議員 近年、人件費や物価高騰で、どこの施設も経営が大変になってきていると推測されます。近隣の養護老人ホームの入所率に比べて、福崎町はどうでしょうか。高いか低いか教えてください。

福祉課長 入所率は75.8%で、近隣の養護老人ホームと比べて低い数値となっております。それでも他施設の入所率も80%から90%くらいでございます。理由として考えられるのは、福崎町の施設は、2人で1部屋ですが、近隣の施設は1人部屋の施設がほとんどでございます。

住谷庸子議員 また、入所者数が損益分岐点の人数に達するために、いろいろと努力はされていると思いますが、具体的にどのような働きかけや取組をされていますか。

福祉課長 毎月、措置市町宛てに入所勧誘資料の送付を行っています。それ以外に各市町への訪問時や病院等との協議の際など、あらゆる機会に入所の依頼を行っております。

住谷庸子議員 続いて、福寿園の現状と課題についてお聞きします。

ホームは昭和33年に開設され、昭和54年に耐震工事がされていると聞いています。それから約45年が経過しています。現在の耐震基準に適合するかどうか分からぬ状況です。特に気になるのが災害時に2階からの移動や動線、建物内のバリアフリー、部屋のプライバシー問題、実際に見学に行かせてもらうと、部屋に仕切りがありませんでした。プライバシーがなかなか守られていない現状がございました。冬場にお風呂の床材質、タイルによる浴室の温度低下や、それによって招くおそれのあるヒートショック問題が考えられます。現状とこれらの問題を解決するために取り組むべきことは何でしょうか。

福祉課長 平成11年に旧基準建物の耐震診断を行っており、診断結果は大規模な地震に対して建物の倒壊、または崩壊の危険性は低く、特に耐震補強を行わなくても十分利用可能となっています。災害時に2階から北側への避難は非常用の出口が3か所あります。2階の入所者は自立歩行されている方ばかりですので、支障はないと思われます。

建物内のバリアフリーにつきましては、もともと介護施設ではなく、自立された方が入所される施設ですので、段差は各所にあります。居室入り口にも段差があるので、踏み台を置いて段差を緩やかにしています。

プライバシー問題の2人部屋の仕切りについては、予算面はもちろん課題ですが、そもそも仕切りを置くと、天井のスプリンクラーの散水の妨げになるので、所轄消防署との協議が必要な上、室内照明が中央にあり、全て取替えが必要となります。課題として認識はしておりますが、すぐに対処は難しい状況でございます。

浴室のヒートショック問題は、現状では入浴前から浴室を湯気で暖めてから利用していただいております。脱衣所は、エアコンと電気ストーブ数台で対応しています。

住谷庸子議員 先ほどの答弁の中にもですね、なかなかプライバシーの問題は予算面的にも難

しいということですけれども、仮に避難所であっても、例えば何か仕切りを置くとかパーティションとかを置くとか、そういったことは例えができるのではないかと思います。前にもおっしゃっていましたように、2人が区切りがないことで、安否確認といいますか、元気でおられるという確認ができるということはお聞きしましたけれども、やはり更衣とかする面では、幾ら年齢を重ねられても、プライバシーということは非常に重要なと思いますので、今後検討のほうをしていただけたらと思っております。

続きまして、福寿園の今後の在り方についてお聞きします。

現状を踏まえて、安心・安全なホーム運営を行うためには、今後も様々な問題解決をしなければなりません。これまでも職員と一緒に努力をして取り組んでこられたことは理解しましたが、今後施設を継続していくためには、建物設備の老朽化や、入所者の生活環境の向上、緊急時の受入れ・対応、機能向上を基本的概念にして整備していく必要があります。それには莫大な費用を要しますし、今後も赤字を出さない運営が必須と考えます。町として今後についてどのようにお考えか、町長にお尋ねいたします。

町長 今までですね、この福寿園の老朽化が進んでいるんでどうするんだと、福寿園はどうするんだというようなご質問をいただいてきておりまして、それを考える時期に来ているというふうなお答えをさせてきていたところでございます。

町といたしましては、建物の老朽化と財政状況を考えますと、もう建て替えは私はもう困難だというふうに思っております。将来的には廃止も考えざるを得ないというふうに思っております。

赤字につきましては、令和5年度まではほぼ収支均衡で運営をしておりましたが、入所者数の減少、会計年度任用職員の待遇改善費の増、物価高騰により費用が急に増大し、赤字になっております。入所者数が改善すれば赤字が解消に向かいますが、現在はですね、介護施設が充実しております、そちらのほうのニーズは高いのですが、養護老人ホームには人が集まりにくいという状況にあると感じております。

住谷庸子議員 町として今後についてのお考えを聞かせていただきましてありがとうございます。結論が完全に出るまでにはしばらく時間もかかると思いますし、引き続きそれまでは努力をしていただき、現在の入所者が先々困らないように選択肢の検討をよろしくお願ひいたします。

続きまして、町の法人事業、老人デイサービス事業についてご質問させていただきます。

老人第1、第2デイサービスの利用状況について。

先月、民生まちづくり常任委員会で、町の施設の指定管理者である福崎町社会福祉協議会令和6年度法人全体決算書が示されました。法人の数字からみても厳しい状況であることがうかがえます。令和6年4月から令和7年3月までの1年間の第1、第2デイサービス利用状況、1日平均人数、それから令和7年度の4月から8月までの利用状況も、加えて、令和5年度、6年度の利用状況の推移を教えてください。

福祉課長 老人デイサービスセンターの運営状況につきまして回答いたします。

ご質問の令和6年4月から令和7年3月までの実績は、第1デイサービスの利用者数は延べ5,233人、同じく第2デイサービスの利用者数は延べ5,089人。1日平均は、第1デイが月曜から土曜の週6日運営で17.0人、第2デイは月曜から金曜の週5日運営で19.8人でございます。令和5年度から令和7年度の推移を、1日平均で比較しますと、第1デイサービスは、令和5年度1

7. 5人、令和6年度17.0人、令和7年度16.9人でございます。第2デイサービスは令和5年度20.6人、令和6年度19.8人、令和7年度16.6人となっています。

住谷庸子議員 どちらの第1、第2もですね、年々少しづつですけれども平均人数が減っているという現状が分かりました。

次にですね、利用者減少の問題についてお聞きします。

高齢者が増え続ける中、利用者は1日利用枠の6割ぐらいとなっています。利用者減の要因は分析されていますか。何が一番の原因であると考えますか、教えてください。

福祉課長 指定管理者であります福崎町社会福祉協議会に確認をいたしました。次の理由が考えられるところでございます。2020年度の新型コロナウイルス感染症の流行により、利用控えが続き、全国的にデイサービス事業の利用率が落ちていると言われています。また、新型コロナウイルス感染症の流行により、重度の要介護者が多数お亡くなりになつたことで、従前より入所施設に入りやすい状況になったことがデイサービス事業の利用者の減少の一つの要因であると考えられますとのことです。

またそれと併せまして令和6年度において、社会福祉協議会のデイサービスでは、新型コロナウイルスに罹患する利用者が頻発し、感染予防のための利用控えもあったことが、利用が減少したことの一つの要因でございました。

加えて介護員不足の影響も出ています。令和6年度は、勤めていた職員が退職したもの、その代替職員が長期間見つからなかつたために新たな利用者を受け入れられなかつた時期があり、その影響が現在も出ていますという理由もあるとのことでございます。

住谷庸子議員 新型コロナウイルスとかやはりそういったまたインフルエンザも今、夏でも流行している時期でございます。そういったことが影響しているということは病院、その他いろんなところでも、飲食店でも一時減少したりとかいうのはありましたけど、そろそろまた回復もしていってほしい時期かというふうにも思います。

続きまして、老人デイサービスの今後の取組についてお聞きします。

福崎町にはたくさんのデイサービス事業がって、どこの事業所も利用率を上げるために工夫をされていると思います。2つのデイサービスは町の事業ですが、赤字経営が続くと今後大変なことになると思います。現状を脱却するために、今後どのような取組を検討されていますか。

福祉課長 収益改善の主な取組としては、利用者やケアマネジャーへのアンケート調査を実施し、改善点などを指摘してもらいます。また、社会福祉協議会の事業所内での検討会議、そしてSNSなども活用した広報活動を実施する予定とのことでございます。

また、第1、第2それぞれのデイサービスの利用契約者を増やすことが、介護保険事業の赤字を解消する手でございますので、努力をしていくということを言われております。

住谷庸子議員 それでは、利用者ニーズを取り入れたサービスの検討についてお聞きします。検討されているサービス内容、そのニーズを取り入れたサービス内容について、ありましたらお聞かせください。

福祉課長 現状を脱却するためには、デイサービス事業に求められるサービス形態の変化に対応していく必要があると思います。福崎町社会福祉協議会もそのことは考えているということで、今後の取組としては、具体的には、従来は預かりや交流に重きを置かれていましたが、これからは生活機能の維持向上や活動・体験の場

としてのサービスが求められていることから、デイサービスに来てサロンとしてくつろぐだけではなく、掃除や洗濯、お茶出し、お菓子づくりなどの生活の一部や、学び、社会貢献などを利用者自身が参加して取り組んでいくことで、家での生活機能の向上にもつながり、やりがいも生まれるという形態にしていくというようなことを考えているところでございます。

住谷庸子議員 今後につきましてはほかとの差別化、専門化を図り、独自のプログラム開発や専門機能の強化を行ったり、ほかにも栄養改善によるメニューの工夫を検討したり、今後ですね、利用者に選んでもらえる魅力あるサービス内容に努めていただきたいと思います。

最後に、他事業所のケアマネさんとの連携やサービス内容の紹介等に努められていますでしょうか。

福祉課長 社会福祉協議会は自らの法人だけではなく、他事業所のケアマネジャーに対しても、連携や内容紹介に力を入れています。まず定期的にデイサービスの取組をお便りにして配布することで、デイサービスの活動や雰囲気を分かってもらっています。また、ケアマネジャーから依頼のあった個別の利用者のニーズに対してもできるだけ対応をしております。

住谷庸子議員 ありがとうございます。今そのようにおっしゃいましたけれども、ちょっと他事業所との連携につきましては、やはりなかなかサービスの紹介とかがないといった声もですね、ないこともないんです、実際にね。だからやっていますというのは今後やられると思うんですけれども、やはりどうしても民間とは違うので、そういったところがちょっと甘いところがあるのかなというふうに思っております。ぜひですね、今このようにいろいろと改善策のほうを述べていただきましたので、また定期的にこのことについても質問させていただきたいと思いますので、ぜひデイサービスに関しましては、利用率をアップするように引き続き努力のほどよろしくお願ひいたします。

それでは続きまして、平時からの防災・減災への取組について質問させていただきます。

災害は日頃の備えが大事です。日頃の備えとは、一時的な緊急時体制の確立や耐震対策、備蓄品の準備だけではありません。防災・減災計画を効果あるものにするためには、定期的に訓練や教育を行い、計画の見直しを行うことも平時からの取組で不可欠です。

令和7年度国土強靭化地域計画の重点項目についてお聞きします。

令和7年7月の民生まちづくり常任委員会で、福崎町国土強靭化地域計画【概要版】が示されました。少し内容のほうも見させていただきました。計画の目的に、本町においても、あらゆるリスクに対して強靭な福崎町をつくり上げていくため、国土強靭化に関する施策を計画的に推進することを目的にこの計画を策定されています。今回、改訂版の計画期間は、令和7年度から11年度までの5年間とすると書かれていました。この中で、令和7年度に取り組まれる重点項目について教えてください。

まちづくり課長 福崎町強靭化計画では、大規模な被害が発生する自然災害で懸念されるリスクシナリオに該当する施策・事業を重点化すべき施策として位置づけています。

令和7年度の重点施策としては、1点目、大規模地震に伴う住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生に対応する施策として、橋梁の老朽化対策ですが、田口の松尾橋、西光寺の町道八千種八反田線の無名橋の補修工事を行うための補修設計を行います。

次に2点目、異常気象時における河川の氾濫・堤防の決壊、ため池の損壊等に

による多数の死傷者の発生に対応する施策として、町河川である西谷川の土砂浚渫、川すそ雨水幹線整備、南大貫宮の池の改修工事を行います。

次に3点目、大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生に対応する施策として、鍛冶屋の町道春日ふれあい線の法面防災対策工事を行います。

住谷庸子議員 詳細な説明ありがとうございます。

続きまして、災害対策本部の立ち上げについてお聞きします。

災害時の応急体制の早期確立は重要です。準備、体制構築が早過ぎて非難されることはありません。ちゅうちょせずに災害対策本部を立ち上げるということは、いざというときの備えとして必要と考えますが、どうでしょうか。対策本部配置図等は用意されていますか。

総務課長 災害の種類にもよりますが、例えば台風の場合であれば、気象庁や兵庫県からの進路予測等の情報を参考にしながら町長、副町長、関係課長、これは総務課、住民生活課、まちづくり課になりますが、が隨時情報共有を行い、災害対策本部の立ち上げや自主避難所の開設等の判断を行っております。

なお、災害対策本部は、本部長、副本部長及び本部員で、幹部職員の計19名で構成をしておりまして、大会議室に講義形式で会議を行っております。多人数でないこともありますし、特に配置図は定めておらないところです。

住谷庸子議員 事前に対策本部配置図、レイアウトを用意して、机上で本部設置訓練を行うことは重要と考えます。職員も災害時には被災者になる場合があります。災害対策本部の立ち上げをきっかけとして、職員は災害対応という目的に向かって動き出します。また、関係機関から派遣された方を災害対策本部会議に参画させる等、状況認識を共有し、活動目標や対応行動、役割分担について確認・調整できる場をつくります。ぜひとも町長がトップとなって立ち上げ訓練を行っていただきたいと思っています。

次に、安否確認方法と安否確認の訓練実施についてお聞きします。

まず安否確認方法について教えてください。

福祉課長 福崎町では避難行動要支援者名簿に登載された方のうち、地域に対して、個人の情報の提供に同意した人について、災害時の個別支援計画の作成について、各自治会にお願いをしています。その際には地域支援者3名が必要になり、多くは近隣に住む方が支援者にも登録をしていただいております。

個別支援計画をつくることにより、近隣の方にも近くに、高齢者や障がいのある災害時に手助けが必要な要支援者が住まわれていることが分かり、いざ大きな災害が発生したときに地域の共助活動により多くの人命が救われると思っています。

その個別支援計画は年に1回更新作業があり、自治会単位で要支援者の安否については確認いただいております。

住谷庸子議員 一般の方といいますか、地域住民を対象とした安否確認については、実際行っておられないでしょうか、総務課長お願いします。

総務課長 そうですね、安否確認の訓練というのは、一般の方向けには行ってはおりません。

住谷庸子議員 先ほど安否確認について説明をいただきましたのは、最初に中田議員が質問していただいたことと重複したところでございます。安否確認を一般の方に今行っていないということと、ちょっと要支援の方に関してはそのような名簿を拾い上げているという現状があるということでした。

本当に名簿だけではなくて、今後注意しなければいけないのは、この名簿に登録された方以外、例えば年に1回のその名簿の同意をもらうんでしたら、その間

にやっぱり高齢者というのは状況が変化します。突然施設に入られたり、状況が変わることもありますので、そういう最新の情報をもってですね、安否確認ができるような体制というのも必要だと思います。

ちなみに兵庫県薬剤師会では、毎年1・17、3・11の時期に、全会員薬局といいましても7,000ぐらいあるんですけれども、そういう最新の情報をもってですね、安否確認を行っています。年々1時間以内の回答率もアップしているところです。

訓練というものは非常に、毎年することでやはりその回答率も意識も高まってきます。重要であると日頃から感じておるところです。そういう安否確認アプリを活用して、地域住民だけではなく、この確認は役場の職員対象にもですね、必要なことですので、ぜひ検討のほうをしていただきたいと思います。

続きまして、道路網の整備と瓦礫運搬順路についてお聞きします。

緊急時の輸送体制の整備や瓦礫等の運搬順路も具体的に考えておられますか、教えてください。

住民生活課長 地域防災計画では、交通・輸送対策というカテゴリーを設けておりまして、その中で、災害発生時の支援物資輸送や災害ごみの運搬のほか、様々な輸送が考えられるため、緊急輸送対策について明記している項目があります。

広域緊急輸送路として、国・県道であります中国自動車道、播但連絡道路、国道312号、県道三木宍粟線が指定されているほか、町内の拠点となる箇所を結ぶルートとして東大貫溝口線、西治長野線、中道線、中島井ノ口線、大門鍛冶屋線を地域内緊急輸送路として設定しております。

その他の地域内道路におきましても、災害の状況等を見ながら、輸送路の確保することとなっております。

またボランティアや支援物資の搬入等で混雑することのないように、県警本部による流入抑制や迂回路設定、通行規制を行うこととしております。

住谷庸子議員 ボランティアの支援物資の運送等の混雑のことも考えていただきましてありがとうございます。

それから次に、関係機関、地域との情報伝達システムの整備についてお聞きます。

検討されている情報伝達システムの具体例を教えてください。

住民生活課長 現在活用している情報伝達システムや手段を申し上げます。

まずは行政間の情報収集・発信手段として、フェニックス防災システムを運用しております。これは災害に強い衛星回線であります兵庫衛星通信ネットワークを利用して、県及び県内市町、それから警察、消防、自衛隊、ライフライン事業者等が連携して、情報伝達や支援要請等を行うことができます。定期的に使用的訓練も行っております。

住民さんへの情報伝達手段としても、このフェニックス防災システムに組み込まれておりますJアラートというシステムを使って、テレビのdボタンで見ることができる避難所開設情報など、こういったものを流しております。

ほかに住民さんへの情報伝達手段としては、防災行政無線、ホームページ、コミュニティFM、それからサイレンや半鐘、広報車、また携帯電話やスマートフォンでは、各キャリアによるエリアメールや緊急速報メール、登録型のひょうご防災ネットがありまして、デジタルからアナログまで様々なツールを活用しております。

住谷庸子議員 詳細な説明ありがとうございます。緊急時は情報があふれて混乱する場面もあります。住民が必要とする情報を迅速かつ正確に伝えられるよう、町が中心とな

って情報を精査して伝達していただきたいと思います。

続きまして、医療機関と連携体制の構築について。

行政と地域の病院、診療所、薬局などの医療機関が協力し、災害対応計画を共同で策定することが重要です。災害対応計画には、災害発生時の役割分担、情報共有の方法、緊急時の医薬品や医療機器の確保・配布体制を含める必要があります。さらに、D M A T 、D P A T などの災害派遣医療チームを中心に、定期的に災害対応訓練実施や実際の災害時に備えることが重要です。福崎町は神崎郡医師会との連携はできていますか。

ほけん年金課長 福崎町の地域防災計画や中播磨圏域の災害時保健医療マニュアルの中で、平時の取組や災害時の対応につきまして、連絡体制や医薬品の備蓄等についての取決めをしております。

災害対応訓練としましては、姫路市と神崎郡の医師会・歯科医師会・薬剤師会、災害拠点病院、関係自治体、県民センターなどで構成されております中播磨地域保健医療対策会議という組織がありまして、そこで毎年、E—M I S という広域災害の救急医療情報システムなんですけども、そういうものの訓練等と会議が開催され、それに町の職員も参加をしております。

また、郡医師会に委託しまして郡3町で合同運営しております在宅医療介護連携支援センターの災害部会では定期的に担当者が参考しまして、情報共有を図っております。内容については、郡医師会長とも共有し連携しております。

住谷庸子議員 続きまして、薬剤供給体制の整備と感染対策体制の整備について。

医薬品供給体制の整備、感染対策体制の整備としてどのように考えておられますか。また地域薬剤師会との連携は現在できていますか。

ほけん年金課長 医薬品の供給体制につきましては、平時は医療機関において、院内の医薬品・医療機材等の日常在庫を確保していただくとともに、近隣の調剤薬局等と協力関係を築いていただいている。

感染対策体制については、町においては平時からマスクや消毒薬の備蓄、住民への感染対策の啓発等が必要だと思っています。

地域の薬剤師会とは、先ほど申し上げました中播磨地域の保健医療対策会議におきまして連携をしております。

住谷庸子議員 災害時は、一度に大量の医薬品等が必要になることがあります。医療救護活動に支障が生じないように、引き続き関係者の協力を得て、円滑な供給を図ることが重要だと思っております。

感染症に関してはですね、コロナのときにしっかりと経験されていると思いますので、マニュアルに沿って必要数の確保に努めていただきますようお願いいいたします。

次に、高齢者への薬識教育への啓発、普及について。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、津波被害等により、医療機関や薬局、カルテや薬歴等の医療インフラが大きな被害を受けました。そのような環境の中で、お薬手帳の活用により、スムーズかつ適切に医薬品が供給され、適切に医療が提供される場面が多く見受けられました。

今般の災害で、お薬手帳が医療情報の集積・共有する媒体として有用であったと報告され、様々な場面でお薬手帳が情報共有ツール、情報開示ツールとして有效地に活用されました。高齢者への薬師教育の啓発・普及についてどのように考えておられますか。

ほけん年金課長 高齢者への薬識教育につきましては、薬剤師会から派遣された薬剤師により、地域のふくろうの会で実施をしております。内容は、正しい薬の飲み方や薬につ

いての講座になります。服用中のお薬の名称や用法・用量を正しく理解していただき、記録しておくことの重要性について周知を図り、正しい服薬行動につなげていただいている。また、災害時に備えて、お薬手帳の活用を促すなど、実践的な内容を提供しております。

地域の医療・福祉関係者と連携を図りながら、薬識教育の充実を通じて、高齢者の災害対応力の向上に努めていきたいと思っております。

住谷庸子議員 今年度からふくろうの会でのこのような取組をされていることは承知しております。高齢者になるとほとんどの方がお薬を服用されており、多い方では7から8種類の薬を飲んでいるといった現状があります。先ほども申しましたように、震災では手帳というアナログ媒体であったことが、むしろ電力供給に左右されることなく、特別な読み取り装置がなくても活用でき、即時に閲覧や記入が可能であるという利点を発揮しました。地域包括等がですね、主体となって、薬剤師会と協力しながら、お薬手帳の携帯または非常時持ち出し品とする啓発の実施や、自らの命を守るためにも、薬識教育の啓発、普及に努めさせていただきたいと思っております。

議長 一般質問の途中ですが、しばらく休憩いたします。

再開を2時20分といたします。

◇

休憩 午後 2時04分

再開 午後 2時20分

◇

議長 会議を再開いたします。

住谷庸子議員 続きまして、自殺ハイリスク者の現状と対策に向けた取組について質問させていただきます。

福崎町では現在、令和3年に策定された福崎町すこやかヘルスプランに沿って、町民の皆様の心と体の健康、そして笑顔あふれるまちを目指して健康づくりが行われています。今回このプランの中の自殺対策についてお聞きしたいと思います。

令和6年度の自殺者の状況についてお聞きします。前年度、令和5年度と比べて数はどう推移していますか。ちなみに兵庫県全体の自殺者数について把握はされていますか。

ほけん年金課長 警察庁によります発見地別の自殺統計では、令和6年中に福崎町で5人となっております。令和5年中と比べ4人増加しております。

福崎町におきましては、年1回、役場内の関係課で自殺対策会議を開催しております。そこに中播磨健康福祉事務所の職員にアドバイザーとして入っていただいておりまして、兵庫県の自殺者の状況についても報告を受けております。人数としては845人で、県としては5年ぶりに150人減少したというふうに聞いております。

住谷庸子議員 福崎町では4人増えて、県のほうでは150人程度減っているということです。

兵庫県の自殺者数の男女比率は2対1で男性が571人、女性が274名となっています。兵庫県の目標数は600人以下にするということを目標と聞いていますので、引き続き福崎町のほうでもよろしくお願ひいたします。

続きまして、先月の新聞記事の見出しに、小中生「死にたい」検索最多、学校端末で悲痛な叫びと書かれているのを目にしました。小中生のSNSの現状について把握されていますか。

学校教育課長 当町で利用している1人1台端末は、児童生徒の安全なインターネット利用を目的としていますので、全ての端末にフィルタリングサービスを導入しています。

ですので、自殺や自傷行為の助長につながるような情報は検索できないようになっています。

フィルタリングサービスの対象は、自傷・自殺に関することをはじめ、暴力・犯罪に関すること、また、アダルト・性的なことなど、広範囲で危険なコンテンツや不適切な情報は全てシャットアウトするようになっています。

また、家庭でのスマホやパソコン等の情報機器の適切な取扱いにつきましては、情報モラル教育の中で周知徹底しているところです。

住谷庸子議員 学校でも対策をしていただいているということです。

先ほどの新聞記事の続きですけれども、端末で最も多かった検索キーワードは死にたいで206人、続いていじめ、自殺、オーバードーズなどの順番でした。このような現状を踏まえて、今後端末を適切に活用するために何が必要と思われますか。

学校教育課長 引き続き、学校で導入する1人1台端末にはフィルタリングサービスを導入して、広範囲で危険なコンテンツ、また不適切な情報の検索をセーブしてまいります。

また、学校で実施する児童生徒並びに保護者に対する研修会の中で、引き続き、インターネット等を通じて流通する自殺に関する情報が及ぼす影響、これに配慮する取組を促進していきたいと考えています。

住谷庸子議員 続いて、AI活用と学校の責務についてお聞きします。

デジタル社会の進展によりSNS等で自殺に関連する情報があふれ、その情報が及ぼす影響には適切な配慮をする必要があります。子どもの自殺防止への取組は、学校の責務であると改正自殺対策基本法に明記されました。その件に関して、教育長のお考えをお聞きします。

教育長 命に関することは法律が施行されたから取り組むものではなくて、何においても取り組まなければなりません。命の教育は令和7年度も、福崎町教育の努力目標の第一に上げているところです。先ほどの牛尾議員の答弁と重なりますが、現在、町教委の取組として、関係機関との連携と協働に努めています。そして、インターネットなどを通じて流通する情報がいじめや人権侵害になることについて、全ての人の人権、権利の観点から人権教育を充実するように取り組んでおります。また、特別活動では、ふだんの学校生活の中で相談できる友達関係、人間関係、仲間づくりについても様々な分野で取り組んでいるところです。同時に人に言えない、友達に相談できない個別の悩みについては、学校外でもスマホなどによる各種の相談窓口があることを、学校だより等で事あるごとに紹介し、周知に努めているところでございます。

子どもたちは1つだけの取組ではなくて、様々な取組により、命の大切さを理解していくと思っております。現在、不登校やひきこもり防止の観点からも、あらゆる場面で自己有用感、自尊感情の育成に、学校を挙げて、町を挙げて努めているところです。

さらに特別活動や総合的な学習の中では、自分のありたい未来が描けるキャリア教育も大切な一つとして取組を始めております。学校で子どものことを一番よく知っているのは学級担任です。担任による日頃からの子どもの状況把握や変化の観察が何よりも大切で、これらの日々の地道な実践が学校の責務であると考えております。

住谷庸子議員 また引き続きよろしくお願ひいたします。

続いて、様々なところとの連携について教えていただけますか。

学校教育課長 現在、学校だけで対処できない、そういう事案が多く、子どものためになる

のであればということで、積極的に関係機関などと連携、相談し、協働に努めていかなければならぬと思っています。

それぞれの状況にもよりますが、具体的に連携しているのは、姫路こども家庭センター、神崎郡青少年育成センター、福崎警察署、保健センター、播磨西学校問題サポートセンター、情報技術推進ネットワーク、そういういった関係機関などがございます。

住谷庸子議員 子どもの自殺者数が増加しているということで、子どもの数が減ってて子どもの自殺が増えているということは本当に非常に大きな問題だと思っております。令和6年度の自殺者数は529人、これは全国なんですけれども、前年度比16人増という最多を更新しています。

小中高生の自殺のうちの原因・動機が学校問題が最も多かったという結果が出ています。今後、自殺回避のために必要な情報交換や措置をスムーズに行うために、自治体が学校や児童相談所、医療機関、民間団体などと協議会を設置する等の検討も必要と思われます。今後このようなことも念頭に置いて、A I情報の活用に引き続き取り組んでいただきたいと思います。

次に、子どもの自殺者増加傾向に対する対策について、子どもの自殺増加傾向に対する対策として、町としてどのように考えておられますか。

ほけん年金課長 福崎町では、幸いなことに子どもの自殺者は増加しておりません。平成22年度からなんですが、思春期支援教室というものを行っております。小学校4、5、6年生と中学生全員を対象としておりまして、学校の養護教諭とも打合せをして、児童生徒に対して命の大切さや男女の体の仕組みを伝えてまいりました。近年では、自分や他人を大切にするために、人との適切な距離の取り方、ストレスとの付き合い方、SOSの出し方などについて、外部講師による授業を通して学ぶ機会を設けておるところでございます。

住谷庸子議員 兵庫県の自殺対策計画の重点施策の4分野の一つに、子ども・若者の自殺対策の推進があります。ご存じでしょうか。

その相談体制の充実強化として以下の取組をされていまして、夜間休日の電話相談、またいのちの電話への支援、こころの健康電話相談の実施、自殺予防に関する普及啓発、そういうことをされています。悩んでる人の中には、どこに相談してよいのか分からぬといった声もあります。

福崎町のホームページを見ると、兵庫いのちと心のサポートダイヤルの開設が2014年4月21日の公開日となって、更新がされていないように思いました。やはり情報はアップデートをしていただきたいというのと、様々な相談先を載せるというのも検討されてはどうでしょうか。兵庫県ではお守り形をした電話相談先を配布しています。こちらの分なんですけれども、これは県のほうが無料で配布している分です。こういったものをいろんなところに窓口に置いていただく。そうすると、いつでも悩んでる人が相談しやすいという情報を得られると思いますので、これは朝に西村課長のほうにもお渡しましたので、こういったものを様々な窓口に置いて対策を取っていただけたらというふうに思っております。

続きまして、市販薬のオーバードーズとSNSの関係についてです。

市販薬のオーバードーズの現状とそのSNSとの関係性について、どの程度把握をされていますでしょうか。

ほけん年金課長 特に10代の子どもにおいて市販薬の乱用が年々増加していると言われていることは報道等で承知をしております。オーバードーズが増加する背景の一つとして、違法薬物と違い、市販薬が薬局やインターネット通販で誰でも簡単に購入

できてしまうということが指摘されています。

また、ネットにつながりを求める若者が増える中、オーバードーズのやり方などがネットで拡散されて、SNS上では乱用の情報が出回っているというようなことも聞いております。

姫路市消防局によると、オーバードーズや自殺未遂による救急要請が増加しておりまして、毎月複数件発生しているということも聞いております。

住谷庸子議員 若年層の薬の過剰摂取、オーバードーズをめぐり、深刻な数字が明らかになっています。厚生労働省研究班は、令和6年度の調査で、過去1年以内にOD、オーバードーズをODというんですけれども、その経験のある中学生は1.8%、約55人に1人と推定されています。どのような市販薬が多いかというと、せき止め、解熱鎮痛剤など、誰でも気軽に手に入る一般用医薬品を乱用目的で使っているケースが多く見られます。

薬局などの実店舗での購入が多く、乱用の背景には、孤立や日常生活や学校での生きづらさが見られます。薬局としては若年層の乱用のおそれのある医薬品に指定されている成分を含む総合感冒剤やせき止め薬などに対しては、使用状況の確認や購入制限などで対応しています。

またSNSには、ODをめぐる情報があふれ、若者が同じような乱用を始める引き金となるケースもあります。20代のOD経験者にどんな支援が必要だったのかと聞くと、安心できる居場所や信頼できる人の存在が必要と回答されました。身近に話を聞いたり、気にかけてくれる信頼できる大人の存在、地域でちょっとおせっかいなゲートキーパーの存在は今後も必要と考えます。

ゲートキーパーの研修会を福崎町も行っておられますか、その参加状況と研修内容についてお聞きします。

ほけん年金課長 福崎町のゲートキーパー研修は年に1回、こころの健康づくり公開講座としてゲートキーパー研修と医師による講演をセットにした形で実施しております。それ以外のゲートキーパー研修では、5年度に商工会の健康経営セミナーや民生児童委員定例会でも研修をしたところです。

参加人数は、令和5年度173人、6年度60人でした。内容につきましては、5年度は、「まずはセルフケアの実践とゲートキーパーに」という内容で、自分自身のケアもしていただくということを含めて行いました。6年度は、「今日からあなたもゲートキーパーに」というテーマで、ゲートキーパーの役割や心得について研修を行いました。

住谷庸子議員 この研修会の効果・目的は、今後、ゲートキーパーを増やし、自ら死を選択する前に、周囲に助けを求める、周囲がそれに気づいて支援の手を差し伸べができる地域社会を目指すことです。生きづらさを感じている子ども・若者が増えている現在、この問題は自殺ハイリスク者個人の問題だけではなく、社会全体の問題です。多くの方に命の門番、ゲートキーパーの役割を理解してもらい、傾聴と共に感、声かけ、つなぎにより、さりげないおせっかいのできる人を増やしてもらいたいと思います。

そのためには、担当課がもっとこの問題に興味、関心を持ち、研修をやるだけではなく、研修内容や周知の方法等にも工夫を凝らしてもらいたいと思っております。引き続きどうぞよろしくお願ひいたします。

これで私の質問を終わらせていただきます。

議長 以上で、住谷庸子議員の一般質問を終わります。

次、5番目の質問者は、植岡茂和議員であります。

質問の項目は

- 1、農業振興について
  - 2、もち麦振興について
  - 3、都市計画道路について
  - 4、ハラスマント対策について
  - 5、前回質問について
- 以上、植岡議員。

植岡茂和議員 議席番号13番、植岡茂和でございます。毎回、一番最初に質問してたので、お昼からになると妙な緊張感があるのですが、ちゃんとできるかちょっと心配なんですけど、植岡はこういうこと言いたいんやろうなという配慮もいただきまして答弁いただけたらありがたいと思います。

この時期は稻刈りも始まって、大体植岡といえば農業振興言うんやろうというのも、課長は気づいてくれとてでしようけど、農地のことを主に聞こうかなと思ってたんですけど、成利議員がほとんど聞いてくださったんで、農地のことはちょっと少なめにしていこうかなと。

休耕地がすごく増えているという話は成利議員もされたように、いろいろな問題がありまして、やっぱり毎度言うてるように害獣等、ごみ、火災の危険、そんなことがあるんかというようなことがこの前は姫路でありましたね。野里かあの辺やったかな、休耕地を指導されて、草刈しよったお年寄りの方が遺体を発見したと。遺体を遺棄される。それでも気づかれへんっていうのが、休耕田っていうのはすごい恐ろしいなとは感じました。農地を大事にしていって、もう少し力を入れれるようなことが何かできないかなという方面から今回質問しようかなと悩んだんですが、ちょっと1つ気になることがありましたんで今回はシフトチェンジして、営農組合の現状についてちょっと質問させていただきたいと思います。

八千種営農が解散し、大門営農が営農組織休止ということを耳にしました。同僚の三輪議員も大門営農ですごく頑張っておられて苦労も聞いてたので、ちょっと質問の仕方も大分悩んだんですが、このたびすごく悩んだ結果、そういう休止という方向に行ったんかなとは思うんです。そういう他の法人化した営農でも同じような相談は受けなかったのかということを少し答弁お願いします。

農林振興課長 福崎町には営農組織が17団体ございます。そのうち大門営農を含めました8団体が法人化をされておりますが、そのほかの団体から存続などに対しての相談は特には受けておりません。ただ、構成員の高齢化ですとか、後継者不足とかのお悩みをお持ちの団体は多いというふうに思っております。

植岡茂和議員 次に、地域計画が各地域で組まれてると思うんですが、進捗状況をお聞かせください。

農林振興課長 福崎町では28地区で地域計画を作成するというふうに予定しておりました。現在その28地区全てにおいて、地域計画の作成を完了していただいております。

植岡茂和議員 そこでちょっと心配なのが、営農組合ありきの地域計画の地区もあると思うんです。なのでまず営農に頼らない地域計画などは出ているのか、答弁お願いします。

農林振興課長 策定いただきました28地区の地域計画のうち、営農組合への委託を予定しているというのは11地区ございます。それ以外の17地区については、集落に営農組織がないなどの理由はあるとは思うんですが、その17地区のうち13地区につきましては、認定農業者などによる耕作計画となっております。今言われました自作等の個人利用のみで計画をされているのは、福崎町では4地区というふうになっております。

植岡茂和議員 農地への考え方をお聞きしたいので、営農の話の続きになるんですが、町内の

農地は、なるべく町内の方が管理するのがトラブルも少ないのかなとは考えます。営農休止になる時点で、町内の農家に相談することを指導することはできなかつたのかということをちょっとお聞きしたいです。

農林振興課長 今回の町外企業によります福崎町への農業新規参入、これにつきましては、令和6年度末にひょうご農林機構のほうから新たに農業参入を考えている企業から福崎町内において、就農可能なまとまった農地を探しているといったようなお話、相談を受けたことが始まりというふうになってございます。農地の管理が難しくなっており、20ヘクタール以上の確保が見込める土地として検討されたところ、今回は立地条件から大門営農の候補地を選定されたということでございます。

その後、地区、それから地区営農、町、兵庫県、それとひょうご農林機構並びに新規参入企業におきまして、何度か話し合い、調整を重ねていく中で、営農の、今、管理されている、委託されている土地を新規参入企業に継承し、営農は事業休止をされるということで、今、判断をされているということでございます。

これにつきましては8月末には地元での説明会も開催され、2日間で92戸の農家の方が出席されているという状況も聞いております。町は当初、営農法人が事業休止されるということの認識はなかったわけですが、議員が言われましたように、町内の農家、それから組織の方にも今回地区営農の方の了承を得た上でということにはなるんですが、情報提供していくといった判断もあったのではというふうには考えております。

全ての実情を把握することはできないとは思うんですが、考えられる様々なケースを想定、考慮した上で、地域が考える今後の農業の在り方に対し、サポートしていくみたいというふうに考えます。

植岡茂和議員 そういう聞き方をしたというのもね、三輪議員からもいきさつも聞いてたんで、すごく悩んだ質問ではあったんですけど、もうすばり町外でやってもえんかつていうのを聞こうとはしたんですけど、今、答弁いただいたので、これを聞いた内容というのは、やはり僕も身近な人間にすごく新規就農しようという試みを持っている方が多くて、何人かは新規就農されましたが、新規就農しようとした若い子たちがやはり農地を探したときに、条件のいい農地っていうのは、やはり営農組織がもう管理されとつてんですね。条件が悪いところを必死で機械購入して頑張って、田んぼじゅりこむや、石が多い田んぼで機械壊れるや、そういう悪条件で必死で頑張ってるのに、いざいい農地が空きました、でも、町外の方がしまっていうときに、やっぱりちょっと我慢して頑張っていた気持ちが折れかけた子もいるっていうのが事実でして、ちょっとそれがあったんでこういう質問はないといけないなとは思ったんです。もう地元農家がしっかりと好条件の農地に参入できるように何かいい考えがないのかということをちょっと答弁お願いします。

農林振興課長 今、議員が述べましたように、新規就農をされているというような若い方、また農業だけでなく、そういう若い方の力は地元にとっても非常に重要で貴重なものであるというふうには思っております。またそういう若い力を活用できることは非常にありがたいと思うとともに、若い力が發揮しやすいようにしていくこと、これについても大切なことであるというふうには考えております。今回の新規就農の方の農地の確保についてですが、農地を確保していくには借手、貸手の互いのマッチング、これが非常に重要だというふうに思います。なかなかそういう情報が出ないんですが、今、先ほどの答弁で言いました地域計画、こちらでは10年後の農地利用をどうするかということを決定する計画でございまして、その中には、ただまだ10年後は利用が未定、誰がしていく、どなたに預けるといったことを検討中である農地の確認、こちらも可能となっております。

可能な範囲の中にはなるんですが、新規就農やあと規模の拡大等を検討される方には、そのような農地の情報提供などを通じて、地元との橋渡しができればというふうにも考えております。

先ほども言いましたが、その他、ほかにも何か有効なものがあれば、他市町の事例なども併せて研究していきたいと思っております。

**植岡茂和議員** 課長が一生懸命答弁していただいたんで、ある程度は納得はしますが、この福崎町農業というのも、そんなん私ぐらいなもんが語るのも失礼な話ですが、何ていうんですか、スマート農業、最先端の技術等に取り組んでいく方が増えていきょうのはこれは事実です。私もずっと大事にせなあかんもんは慣行農業、今までどおりの農業、家族農業等で支えてる方もいるんで、それをスマート農業に偏り過ぎると否定してるような感じを今までどおりでやつとう人は感じるわけで、それを僕も丁寧に扱わなあかんなと思ってたんですが、やっぱり刺激を受けて、古い考え方からやっぱりドローンにせなあかんなとか新しい考えに変わっていきょう人が増えてるのは事実なんで、やっぱ農地の集約というのが今からまた大きく動くんじやないかなっていう。

その反面、山間地域というか例えるなら、亀坪、ああいう谷の田んぼ等ではそういうまだ趣味の域というたら失礼ですけど、手植えでやって、手刈りでやりたいとか、そういうふうな古い農業として農地を管理したいという考え方の子もいて、今からほんまに多様性は農業に生まれてくるんじゃないかなっていう。それこそ計画にあるように半農半Xという言葉が、今から本当にこの福崎町がはっきり出てくるんじゃないかなというふうには思ってます。

その上で、やっぱこの福崎の農地をしっかりと守るにあたり、どういう考えがあるのかというのは今課長からお聞きしたので、ちょっと町長のお気持ちを、方針をお聞きしたいなと思うんです。答弁お願ひします。

**町長** 私は農地農業は日本の国土保全や食料安全保障の面からも非常に重要で、守つていかなければならぬ産業だというふうに考えております。また農業の在り方については、令和6年度に地域計画を策定しておりますので、この計画に基づいて今後福崎町の農業施策を進めていくことになるんだろうなというふうに思っているところでございます。

**植岡茂和議員** 答弁ありがとうございます。しっかりと農業を見ていかんと福崎町は取り残されることがないようにしていきたいなと私も努力しますんで、町長もどうかよろしくお願ひします。

次の質問に移ります。もち麦振興について。

委員会でお聞きした内容と重複するんですが、まずもち麦、今年のもち麦の作付面積と収量についてお聞きします。

また来年度の作付予定も併せてお願ひします。

**農林振興課長** 令和7年産のもち麦の作付面積と収量についてでございますが、まず米澤モチ2号、こちらが8.5ヘクタールの面積で、収量は2万6,820キログラムでございます。もう一つフクミファイバーにつきましては4.1ヘクタールで、1万3,710キロというふうになってございます。令和8年産のもち麦の作付予定面積でございますが、米澤モチ2号で3.0ヘクタール、フクミファイバーでは5.6ヘクタールの予定というふうになっております。

**植岡茂和議員** 農家も高齢化、後継者不足もある中で、物が売れずに在庫を抱え、生産調整が行われる。作付面積を維持できるか、それとも縮小の流れになるのかというのは今ちょっとお聞きした中で、大体は見えてくるんですが、その中でもち麦の位置づけというか、もち麦の在り方、特産品であるもち麦をこれからも守れるのかと

いうのを、ちょっと答弁お願ひします。

農林振興課長 このもち麦でございますが、もち麦は福崎町の特産物として取り組んできた長年の歴史がございます。現在福崎町として推奨しておりますのは、米澤モチ2号とフクミファイバーとなっており、特に米澤モチ2号につきましては、福崎町のみで作付されているといった品種でございます。

今まで同様ですが、これからも特産品として作り続けていく必要、これは十分にあると思ってますし、ただ作り続けていく、また守っていくには、栽培していただける農家、営農組合の方々のご理解とご協力も非常に大事なものとなっていきます。もち麦生産組合やもち麦産地振興協議会などの組織の方々とも共同しながら進めたいといふうに考えております。

もちろん栽培するだけではなく、使用、消費していただくことも非常に重要なことだと思っておりますので、販路の開拓、拡大についても努力をしていきたいといふうに考えております。

植岡茂和議員 販路拡大等の言葉が出たので次の質問にそのまま移るんですが、もちむぎのやかたについての質問にします。今、やかたは苦しい状況だと聞いています。

そこで、福崎町としても、もちむぎのやかたをどう位置づけるのかが問われているときだと思います。ただのレストランにするのか、もち麦の販売拠点にするのか、あるいは地場産業の拠点として再構築するのか。今では正直中途半端なままだと思います。やかたの存在意義がぼやけてしまっている今、しっかりと町の考えを明確にしていただく必要があると思うんですが、答弁をお願いします。

町長 もち麦は、以前ですね、一村一品運動ですか、そこから始まりましてですね、昭和の後半から再度作り始めて、今やもち麦は福崎町の特産物でありますし、知名度もございます。生産者、製造者、関係団体の熱意があつて今に至っております。村おこし活動や地域活性化など、町民の幅広い賛助を得てきた歴史的な役割も持っております。もち麦の町として農業振興と地域の活性化に資するため、町全体が一丸となって町・商工会・JA・営農組織などが出資した第三セクターでございます。地場産業の拠点として、加工・販売・レストランを設置するもちむぎのやかたと、その運営会社であるもちむぎ食品センターは必要ですし、存続させていかなければなりません。そのためにも、町でサポートできる分野はしっかりと支援をしてまいりたいと、このように考えております。

植岡茂和議員 ちょっと通告の順番とはずれるかもしれません、今の町長の答弁は、聞き慣れたというか、いつもしっかりと答弁をいただけるんです、大体の内容が。それならば、6次産業に踏み込むことはできなかつたのかというのをいつも思うんです。地場産業の拠点としてするんしたら、今、外部委託している製粉や製造業等を町内で完結できれば、加工・販売まで一体型に行えるまさに6次産業につながるんじゃないでしょうか。なぜ今も町外に委託しているのか。その理由をお聞きします。

町長 もち麦なんですけれども、6次産業化の進み方が少しできていないんではないかというようなご質問だと思いますが、6次産業化のほうがもちむぎ食品センターにとって経営上ですね、有利であればそのようになっていくんだろうと思います。6次産業化も検討し、それから外部への業務委託も検討した結果、今はですね、外部に委託したほうが有利だというところの分野についてはですね、外部に委託をしている。それからもうもち麦麺のですね、製造などについては、いろんな考え方があって、もちむぎ食品センターの中でやっているといふうにしっかりととした考え方に基づいてですね、そういう仕分ができるものと私は考えております。

植岡茂和議員 僕も正直な話、今、自分では提案はしましたが、今の経営のやり方というか今の状況で6次産業に踏み込むのは非常に苦しいんだろうなというのは感じます。だから、全てあそこに集約してという言葉が出るんでしたら、その6次産業に取り組むほうがいいんじゃないかなというのは、町内にお金落とせるというのは考えました。ただ、一番ね、悩ましいのが、町長も取締役会に入っていろいろ考えてくださってますし、取締役の皆さんもいろいろ考えてくれてるんですけど、社長と取締役会と、で、何とかと思って必死で考えてくださってる課長もおって、3人の意見を僕はいろいろ聞かせていただいてるんですけど、こんなところで言つていいのか分からないですけど、3人ともやっぱりちょっと意見が違うんですよね。みんなが同じ方向を向かって進んでるのかというたらそうじゃない。そこが何かいまいち伸び悩みにつながってるんじゃないかなっていうのは思うんです。なんで、町長がやっぱりね、しっかりと引っ張つていってほしいと。もち麦を福崎の顔として、やっぱりいつも言ってくれてるんで、町長が。それをしっかりと縮小せずに進めていく、やかたもこういう形でやるんやっていうのをもっとね、明確なことを言っていただきたいんです。いつもやかたを守る、そう、町長がそう言われとんな、それは守るんやなっていう、何か優しい感じしかないんですよ、熱意もないし、じゃあどうやって今の状況を守るんやっていうのは一つも感じないんで、やはり町長がしっかりと責任を持った答弁を一度いただきたい。僕も町長にここまで聞くんきついなと思うんで、今まで考えてきたんですけど、もう3人の意見がずれてるんが、もう僕ももういつも一般質問考えるときに悩ましくて、ここはもう町長がしっかりとこうやっていうのを一度強い言葉で表してほしいなと思うんですけど、町長いきなりで申し訳ないですけどどうですか。

町長 もち麦の経営についての方向が私と課長と、それから取締役会の中でも方向が一致していないんではないかということですか。私はそういうふうには思っておりません。確かにですね、もち麦の取締役会の中では、社長はじめですね、経営に詳しい方がいらっしゃいますので、経営は自分に任せといてほしいということでございます。ただですね、我々も支援できるところは支援していくんで、そういうことは言ってほしいというようなことはですね、常々取締役会の中でも申し上げておりますし、今の経営のされている社長はじめそのスタッフの皆さんは、今、一生懸命経営改善に向けてですね、取り組んでいこうということをされておりますので、私はその点はですね、しっかりと支援できればなと、このように思っているところでございます。

植岡茂和議員 いきなりやのに答えにくい内容で答えていただいてありがとうございます。そう町長に言うたのも、その経営陣だけがそうなってるんではなくて、こんなん言うとまたいろんな人に怒られるんかもしれないんですけど、私も昔は作付、生産等に参加してたんですが、そのときに当時の町長と農林課長が、今あるフクミファイバーの話を持ってきはりました。でも僕は福崎のもち麦を守るには米澤1本で行くべきじゃないのかってそのときは答えさせていただいたんですが、気づいたらフクミファイバーも福崎のもち麦として扱われるようになってて、僕はもう振り切って両方福崎のもち麦やから売り出せばいいんじゃないかと思うんですが、やはり皆様お気づきかどうかは分かりませんが、米澤を守ってきた人間はやはり米澤にプライドがあり、フクミ取り入れて頑張ろうとした人にはフクミを守りたい、フクミを売りたいというプライドがあり、フクミと米澤の確執っていうのはあるんです。それをね、何か誰かが取り扱ってあげんとあかん。だから何かの方向性っていうのはすごく大事なんですね。それを模索します。僕も生産者に声かけて、いや両方福崎のもち麦やでって、両方売らなあかんねん、両方一

番やって、それは言わせてもらひよんんですけど、やっぱりやかたにフクミ置いたらあかんのはおまえが言いよんやろうとか。ね。ほんと、どこどこに米澤を置いたらあかんのは、おまえが言いよんやろうとか。間に入れば入るほどそういうことにはなるんですけど、それでもおまえら生産者やろ、福崎でもち麦作つとんちやうんか。福崎のもち麦が一番やろがい。それを売らなかんねやつていうのは僕1人が言つても駄目なんですね。やっぱり福崎のもち麦はもう2枚看板でいくんやというようなことを誰かがもう大きい声で言わんとね。もういつまでもやつてはるんです。いや、分かるんですよ。両生産者プライドかけてやつとんも分かるんです。両生産者の苦労も聞いてるんで分かるんですけど、いやでも福崎のもち麦はもう米澤とフクミやないかいと。それを売ることを考えたらええのに、なぜか確執がある。そこをね、もう一つちょっと今日は答弁求めないですけど、町長に聞いておいていただきたいと思いまして言わせていただきました。

そこに今また新しくね、話としてね、話として加東市の大きい業者さんがキラリモチの作付で、大分面積増やしてます。それで、福崎がもち麦の生産地やと。福崎でもち麦を作らしてくれへんか、違う品種をという話が来てるんです。それは何て言うたらいいんですかね、町としてどう考えていくべきかというのはあるんですけど、そら経営に関わることなんで、あんまり口出しもしにくいかなとは思うんですけど、ちらっと聞いとう中、私も馬田営農の代表してるんで、私宛てにそういうアンケートが届きました。そのアンケートについて何か、もう返答等があったんかというのをちょっと担当課にお聞きしたいです。

町長 先ほどのお話の中で、福崎町は米澤2号と、フクミファイバーを作っているという中ですね、その中で確執があるん違うかというようなお話がございました。私自身はですね、今、植岡議員がおっしゃったと同じ気持ちであります、福崎町は米澤2号とそれからフクミファイバーと、この両方が福崎町特産のもち麦だという認識であります。生産者がですね、いや自分は米澤だ、自分はフクミだと言つておられるというような状況まではちょっと私のほうではそういう認識がなかつたもので、そこまでは気が付かなかつたんですが、私自身はですね、米澤2号がもち麦麺をつくるにあたつて、つくりやすい品種であつて、一つある。そしてフクミファイバーですね、普及センターなどの指導を受けてですね、営農組合の皆さんのがフクミファイバーがいいといって作られたフクミファイバー、この両方ともですね、福崎町の特産のもち麦だという認識でありますので、これからはですね、そういった話も営農組合の皆さんにもお話しさせていただきながら進めたいと思います。

農林振興課長 先ほど言わされましたアンケートの件についてでございますが、議員言わされましたように8月中旬にそういった企業が来て、福崎町ではもち麦の栽培に慣れておられるので違う品種であるがキラリモチといった品種を、福崎町の栽培者の方に作つていただきたいというお話がございました。町としては、議員も言わされましたし、町長も述べましたとおり、福崎町のもち麦は米澤モチ2号とフクミファイバーであるという考え方の下、積極的な、そんな推進といいますか、推奨はできないというふうに返答させていただきましたが、ただ個人で栽培される面もありますので、町としての判断だけではなく、今現在栽培していただいている団体、先ほども言いましたがもち麦生産組合というのがございますので、そちらの総会において、そういった話題の提供はさせていただきますという回答をさせていただきました。

9月上旬に開催された生産組合の総会で協議いただいた結果は同じでございまして、やはり福崎は米澤モチ2号とフクミファイバーの2種類があり、これ以上

増やすのは対応ができないといった話がございまして、生産組合としては介入はしないという方向になっております。

ただ、その中で私が言ったことと同じような意見がありまして、ほかの方々が生産することまでは立入りはできないだろうということで、業者がほかの団体また個人に栽培依頼を行うことについては妨げることはできないのではないかというお話をございました。ただ、急にそういう栽培依頼を受けても農家さん、また営農組合としても困られるのではないかといった意見がありまして、事前に役場からアンケートを取ればといったことから取らせていただいたのがアンケートでございます。そのアンケートは、キラリモチの栽培委託に興味があるかどうかといったアンケートでございまして、キラリモチの栽培に关心があり、企業からの説明を希望されるかどうか、また興味がある場合はその方の作付面積、主には今、作られていますシロガネモチ、こちらの小麦の栽培をこちらのキラリモチに変えたいと、いう意向でございましたので、そういう作付面積などの情報を企業に提供してもよろしいですかというような内容でございました。このアンケートの回答期限は9月26日、今週いっぱいとなっているんですが、興味がない、情報提供はしてほしくないといった方は、回答はしなくて結構ですよというアンケート内容になってございます。今現在あと二、三日残しているんですが、今の時点で回答いただいた方はございません。

植岡茂和議員 私もアンケートの内容は見たんですが、あのアンケートを見る限りは作ってみてはどうですかって聞かれたと思いました。なんで、興味持つてしようかなっていう人はおってかなとは思うんですけど、何て言うたらええんやろ、具体的なその取引単価等の提示とかはあったんですか。

農林振興課長 8月上旬に来られたときはその企業の社長とかが来られたんですが、そのとき言われてましたのは、通常の販売単価であればキロ40円ぐらいだということなんですが、その企業はキロ当たり100円から110円ぐらいで買わせていただきたいという話がございました。ただ、企業として乾燥機とか、そういうのを持っておりませんので、作っていただいた方、栽培された方に乾燥までお願いしたいというようなお話を後から出てきておりますので、今そういう全ての条件といいますか、そういうのが出てきますと、今、議員が言われましたようにちょっと難しいのかなというようなことも思っております。

植岡茂和議員 なるほど、乾燥調製等も全て含めていうことやね。なるほどね。そうですか。でもその提示していってる企業の強みっていうのはやっぱ販路の拡大がすごい。販売ルートを持ってるんでさばく自信があるんで、それだけ足りないっていうことを言うてきてるんで、私も委員会等で町長にも言わせていただいたように、売ることにもっと力入れるべきじゃないんかなって、福崎のもち麦をね。商品の開発等も私もいつも訴えるんですが、そうではなくてやはり原麦を売るんが一番はけて一番いいんで、そういう販路の拡大等、販売に特化したことを考えることはできないのかというのを、答弁をお願いします。

地域振興課長 米澤2号モチでございます。米澤2号モチを原料とする商品は、元祖ブランド力が強く、他社の類似商品より割高となっている感がございます。ですが、それを魅力として、付加価値商品としての販売戦略を立てて、売上げを上げる取組が必要でないかと思っております。まずは、通販部門を強化することから始めてはどうかと思います。そのためには外部からの経営指導なども取り組んでいくことも必要ではないかと思いますので、それらの点につきましては、もちむぎ食品センターとも相談しながら進めていきたいと思っております。

植岡茂和議員 もち麦部門で最後総括して町長に質問しようとしたんですが、町長に途中で聞

いてしまったんで、もち麦の質問はもうこれで終わりにしようかなと思いますけど、そのキラリモチ等の扱いはちょっと、よくも悪くもね、慎重に考えたほうがいいんじゃないかと思うんで、またそういうアンケート結果等で教えていただける範囲があれば、また課長、教えていただけたらなと。販売するにあたってもち麦の生産地として名前を残して、米澤を残し、販売はキラリモチという考えも正直持とうと思えば持てるんかなというのも思ってます。それしてしまうと全てが崩れるかなとか、いろんな悩みはあるんですが、またしっかりと生産組合等とお話をこうがいいんじゃないんかなと思いますんで、よろしくお願ひします。

すいません、ちょっと回り道ばっかりしましたけど次の質間に移ります。都市計画道路の道路について質問いたします。

都市計画道路の進捗状況をお聞かせください。

まちづくり課長 まず、町道福崎駅田原線の用地の進捗状況についてですが、6月の定例議会でご説明させていただいたとおり、契約予定者24名、全ての方と契約を締結しており、100%の契約率となっています。

続きまして、町道千束新町線の用地の進捗状況につきましては、契約予定者数15名に対して8名の方、率にして53%の方に契約をいただいています。千束新町線につきましては6月議会でお答えさせていただいた状況と変わってはおりませんが、引き続き物件の移転等が関係してきますので、地権者の方に対して、丁寧な説明を心がけながら進めていきたいと思います。

工事については、まず千束新町線において、一部狭小となっている河川公園の西側を実施することを予定しています。工事実施箇所の物件の移転完了が年内いっぱいで予定されているため、年明け頃に着手を予定しています。

植岡茂和議員 前回質問でも聞いたように、少し予算が少なかったと思うんですが、補正要望等はされたのかということと、されたなら内容はということをお聞きしたいです。

まちづくり課長 現在のところ国の補正予算については、情報等は入っておりませんが、国が補正予算を組んだ場合には積極的に要望し、予算の確保に努めたいと思います。

植岡茂和議員 今後の予定を簡単にお聞かせください。

まちづくり課長 町道福崎駅田原線、町道千束新町線とも令和9年度末の供用開始に向けて事業を推進させていただいておりますが、福崎駅田原線、千束新町線とも工事実施の際には、工事車両等の通行が福崎駅田原線では駅方面から、千束新町線では国道からの1方向でしかできないため、各路線とも同時に複数工区での施工が困難なことから難しいのではないかと考えています。

しかしながら、福崎駅田原線並びに千束新町線の事業完了は、福崎駅へのアクセス強化に直結してくる重要な路線であるため、少しでも早い事業完了を目指して頑張っていきたいと考えています。

植岡茂和議員 詳細ではこの後、町の方針、工事予定が遅れるなら地元に説明をとだけ書いてたんですが、この内容の意図というのは、何度もこの質問はずっと地元区なんで質問させていただいてるんですが、やっぱまだ引き継いで田んぼ等を、田んぼというか、畑等をしている方が多いんですね。その人らがもういつまでやいつまでや言うからもう張り切って、去年は秋からやるでと、今年の秋からやる言うとうからないいうて言うとんのにせえへんやないかと。ほなもう今年のイチゴ取れへんやないんかいと。ね。ほんで、今度、草刈ったら、町はおまえ1回刈ったらえんやな、こっちは2回3回刈んりよんのにと。そういう声がたくさんあるんですね、地元区からね。なんで、工事が遅れたからまたちょっと迷惑かけますけどというような一言はやっぱあってしかるべきかなというのを思いましたんで、この質問するんです。ちょっと地元に説明等はどう考えてか、答弁お願ひします。

まちづくり課長 まず草刈り等についてですけども、雑種地等、地権者の方から分けていただいた事業区域については、議員さんのおっしゃるとおり草刈りを実施しています。ただご指摘のとおり、周囲の方に迷惑をかけている等ということですので、回数を増やす等、適正な管理に努めたいと思います。

それと、地元区に対する説明につきましては、どのような周知方法がよいかどうかということを、また区長さんとも相談したいなというふうに思います。

植岡茂和議員 しっかりと区長と話して、はい。区長さんに言いづらいんか、なぜか僕に全部言うてきはるんで、そこはちょっと区長とよく課長が相談してください。

議 長 一般質問の途中ですが、しばらく休憩いたします。  
会議の再開を 15 時 35 分といたします。

◇

休憩 午後 3 時 21 分

再開 午後 3 時 35 分

◇

議 長 会議を再開いたします。

植岡茂和議員 続いての質問に移ります。ハラスメント対策について。

近年、全国の自治体等でもカスタマーハラスメント、いわゆるカスハラが問題となっておりますが、本町において、職員が窓口対応などで暴言や過度な要求を受け、精神的に深刻な負担を抱えているなどの事例はお聞きしていませんでしょうか。答弁お願いします。

総務課長 暴言、机をたたくとか大声を出すとか、暴言を言われるとかそういうような形でのハラスメントというのは、最近聞いていないと認識しております。

植岡茂和議員 最近というお言葉でしたので、過去にはあったということですか。

総務課長 ハラスメントという言葉がなかった、不当要求行為というような言葉であったと思いますが、役場に来られる方で要求をされる方のイメージが変わってきておるといいますか、最近は定年を終わられて知識をお持ちの方なんかがちょっと表現が適切かどうか分かりませんが、紳士的にというか、そういうような形でのハラスメントが増えてきておると。以前はそうじゃなく、威圧的な言動とか行動とかがあったというイメージでございます。

植岡茂和議員 職員が安心してね、働いてくれる環境をつくることが大事だとは私も思ってます。私も見てどの範囲で決めるもんなんかっていうのは、そういうのは慎重にならんとあかんなとは思うんですが、窓口対応等でも僕が下で見てそのまんま上へ上がって下りてっても1時間等たってもまだずっとね、ねちねち続けてはる方もいるなというのも見かけますし、中にはちょっとね、大きい声出っしゃっての人も見かけたりもします。

そういうので今年の議長と私が町長からもそういう議員のパワハラ等のことで、要望書を受け取ったときにもちらっとはお話しましたけど、私もやっぱり自分らでそういうことをして、されてるというのをしっかりと理解するためにそういう研修をしようかと議会でも話はしたんですね。なんで、町側もしっかりとそういう研修等はするべきだとは思うんです。そういうカスハラ・モラハラとか、そういうような最近のハラスメントに対する対策として職員の研修等はあるのかというのをお聞きしたいです。

総務課長 職員の研修ですけども、平成28年度にはハラスメント研修、令和3年度にはハラスメント防止研修、これは動画視聴方式というやり方でやっております。令和5年度には、ヘビー・クレーム対応力向上研修、このときは町の不当要求行為等の防止に関する要綱ですとか、不当要求行為等対応の手引きなんかも講師に

見ていただきいて、それのここを見てくださいとかそういうようなある程度実践的な内容でしていただきました。令和6年度、昨年度はカスタマーハラスメント研修を行っております。

外部研修ということで、職員が個々に参加してもらう研修なんですけども、兵庫県自治研修所が実施しているクレーム対応力向上研修、これは3つ種類がありまして組織対応編、法的対応編、窓口対応編、それから兵庫県の町村会が実施しております窓口苦情クレーム対応研修、播磨自治研修協議会が実施しているクレーム対応力強化研修、メンタルヘルス研修など、この外部研修にも職員を毎年複数名参加させているところです。

植岡茂和議員 そういう研修等もあって、だから窓口等でそういうハラスメントと感じることがあつたらこういうふうに対策するんやでとかいう、何かそういう取組等というか、ガイドラインじゃないんですけどそんなんは今はあるんですか。

総務課長 先ほどの答弁にちょっと入れたんですが、不当要求行為等の防止に関する要綱とそれから不当要求行為等対応の手引きというものの、その2つで、現状対応しておるというところでございます。

植岡茂和議員 例えばなんんですけど、防犯カメラ等の設置等、今どうなってるのかちょっと分からないので聞くのもあれなんんですけど、そういうカメラの設置などで対応するということは考えないですか。

総務課長 現在、役場庁舎には防犯カメラは庁舎の1階だけなんですけども8台設置をしております。令和5年度に4台、令和6年度に4台を設置しております。これは窓口なんかも映しておるんですけども、その導入の目的っていうのは主に玄関の侵入、どなたが侵入されたとか、そういうところをメインにしながら窓口も映しておるというような形でのイメージでしたので、玄関が1階にありますので、玄関を中心に8台設置をしております。先ほど議員が言われたような視点、ちょっとそこはまた角度が違いましたので、その意味でも改めて設置台数を増やしていくということはできると考えております。

植岡茂和議員 また検討よろしくお願いします。もう今日び恐ろしい事件が多いんで、ちょっと真剣にほんま考えていくべきじゃないかなと思うんで、カメラ等は大事かなと思います。

先ほどからずっと言っているように、国や他の自治体等でもガイドライン等の条例を整備して職員を守る仕組みづくりは進められてきているようだ、ただ僕も慎重にならなあかんなと思うんは、住民の声を封じるじゃないんですけど、そういうふうな形になっては駄目だなとは思ったり、慎重には考えていかないといけないなというのはすごく思うんですが、正当な意見や正当な苦情等は、何ていうたらええんですかね、改善案等、今までどおり誠実に受け止めなければならないんですが、先ほど総務課長が言われたように、丁寧に長く指摘をされる方も増えてきているし、やはりちょっと不当なというか、盗み聞きはしてはいけないんですけど家の前の草だけ刈れとかそういうので1時間ぐらいおっての方等もいたりしました。なので、どこまでを考えたらいいんかなとは思ったんです。例えばですけど、窓口対応、要はコールセンターとかあんなんありますよね、業務改善のため録音しますみたいな。窓口でのその会話等、業務改善のためにちょっと録音させていただくんですっていうふうにしたら、あまり不当な、そういう要求等はないんかなとは思うんですけど、窓口対応録音とかそんなん考えれないか、ちょっと答弁お願いします。

総務課長 窓口業務での会話の録音は、言った言わないといったトラブルなどのカスタマーハラスメント等を防ぐ有益な方法であると思います。現在でも既に一部の窓

口では状況に応じて録音を実施するケースがございます。

また、長期的というか何度も来られる方なんかに対しては、いついつこんな内容だった、何回来られた、何時間おられたというような、証拠集めという意味でもその文書の記録だけではなくて、録音とか、先ほど言わされましたカメラでの映像とかいうのが重要な証拠というか、そういう形にもなりますので、そういうことをやっていく時代にもなってきていると思います。

一方で、これは議員のご指摘にも含まれるかと思いますが、今のところ、ちょっとそのあたりのルールを持ってていないというところがございます。全てを録音するかというところ、電話も含めてなんですが、その辺がございます。でも電話はもうかかってきたら全てこの電話は録音しますって言っている役所もありますので、多くはないですけどもそういうようなことをいろいろ勘案をしながらやっていく。ただ一定のルールをつくっていかないと判断に、職員個々でいくと、その場での判断が迷いが出るというか、遅れも出ますので、その辺については福崎町としては他市町の事例を参考にして、こうやっていこうというようなことを少しづつやっていくべきとルールを作成していくべきと考えております。

植岡茂和議員 本当に職員を守っていくにあたり、やっぱどのような対策を考えるかというのはすごく大事なことで、我々議員も気がついたときには指摘したりができるでしょうけど、ずっと見てるもんでもないし、やはり町の職員である人らを見てるのには今おられる理事者の方々がいつも見ていると思うんで、何か守っていくにあたってやっぱりね、福崎町としても、職員も守らなあかんし、町民も双方を守るという視点から、カスハラ防止等の方針を定めていく、条例化を含めて、検討を進めていくという考えを持っていただきたいと思います。この取組はほんまに条例化することによって職員も守れて、先ほど言うたように悩むところもある、ちゃんと住民、町民の声を生かして大事にしていける、不当要求等じゃないっていうことを何か明確なものをつくる必要があるんじやないかなと思うんです。今すぐできることではないと思いますけど。職員を守り、住民を守ったら、結果的に町民サービスの向上につながると私は考えてます。この考えについて、町長の意見をお伺いしたいと思います。

町長 そういうたですね、不当要求とかカスハラの問題で来られる方の対応についてですね、マニュアルを整備していくことは重要なことだと思いますし、ひいては、職員を守ることにつながるだろうというふうに思っております。ですので、まずですね、取りあえずマニュアル整備ということについてですね、ちょっと検討させていただいて、まずそれを整備して、それを運用することによって、カスハラ問題に対する知見を、経験を積んでいきたいなど、今はそのような思いでおります。

植岡茂和議員 これは本当に職員を守るためにしっかりと考えていただきたいと思います。守れるかもしれないじゃなくて、これは必ず守れるもんだと私は思いますんで、しっかりと考えていくってほしいです。

冒頭で総務課長が今はそういう訴えはないと言われたんですが、多分ぎりぎりのことはあるんやと思うんですよね。総務課長に相談するまでもない、私たちが辛抱しとったらええわっていうレベルのことが多分あるんですよね。そこはストレスチェック等でされてるかもしれませんけど、出過ぎたまねですけど、ちょっと気になつたら大丈夫やつたとか、相談したら、いやいやこうこうでしんどかったですとかそういう相談を私も聞いてるんで、各課長ね、そんな忙しいんでずっと見れないかもしれませんけど、窓口対応等で困っている職員さんがおつたら一言声かけていただけたらなと。じゃあそういう事例がひょっとして出てくるかも

しれないんで、そういうところを気をつけてあげてほしいなとは思います。どの口がよんやいう話ですけど、でもほんまに気になるんで、これ以上ね、やっぱ職員さんに去ってほしくない。それが私の一番の気持ちなんで、ぜひ条例化を進めていけるよう検討をお願いします。

で、最後の質問に移りたいと思います。前回の質問の続きなんですが、地元事業者さんの優遇制度についてですけど、地元事業者をしっかりと支えるために優遇制度について研究を進めるとの答弁をいただきました。そこで伺います。

答弁から今日まで具体的にどのような研究や検討されたのかというのを、ご説明いただきたいなと思います。

企画財政課長 兵庫県で実施しております総合評価落札方式による入札を当町でも一般競争入札で導入できないか検討いたしましたが、県のように審査を行うための専門的な技術や知識を持った職員が乏しく、現在のところ、町では運用が難しいという結論に至りました。

植岡茂和議員 聞きたいことちょっと順番に行きます。

入札制度において、公平性・競争性の確保は当然の前提ですが、一方で町内業者の育成、地域全体の雇用確保等も重要だと思うんです。公平性を守りつつ地元事業者全体の底上げをするために、町としてどのような課題を整理し、どのような考え方でおられるのかという答弁をいただきたい。まさしく先ほど少し課題が出ましたが、答弁お願いします。

企画財政課長 先ほども言わされましたように、公平性については、一般競争入札・指名競争入札の実施により担保されております。入札の実施についても、町内業者の入札参加率が 65.4%、町内業者の落札率が 72.7% となっておりまして、地域発展には一定貢献していると考えております。

植岡茂和議員 でも前回もその答弁に近いことをいただきまして、地元にはあれやなとは思つたんですが、現状落札状況を見ると一部の業者に受注が偏っている傾向が見られます。これは実績や施工能力によるものかもしれないんですが、その結果として他の地元事業者等が育つ機会が少なくなっているのも事実ではないんかなとは思います。町として、この受注の偏りをどのように認識しているのか答弁お願いします。

企画財政課長 指名競争入札におきましては、土木・舗装の入札が、町内業者の参加が一番多くなっております。令和 6 年度の実績になりますが、入札件数 13 件のうち町内業者落札が 6 者で 12 件落札しております。そのうち 5 件落札したものが 1 者、2 件落札したものが 2 者、1 件落札したものが 3 者で、受注に偏りはありますが、入札の制度上、致し方ないことだと思っております。

植岡茂和議員 町内業者全体が力を発揮できるようにしていくことはすごく大事だと思うんですね。そのために今後どのような取組、具体的にどのような取組を進めれるのかというのをお伺いします。優遇制度の研究にとどまらず、実績の少ない業者の参入機会というか、それを拡大していくような技術向上の支援等、町としての方向性を明らかにしていただきたいなと思うんですけど、ちょっとそれについて答弁をお願いします。

企画財政課長 そういう意見ございますが、なかなかちょっと難しいものがございます。今後も福崎町の地元事業者の優先の徹底に努めていきたいと思います。これは指名競争入札、一般競争入札、随意契約もございます。こちらについても随意契約も上限が引き上げられておりますので、地元事業者をまず優先ということを徹底していきたいと思っております。

植岡茂和議員 質問の最後にはなるんですが、町長に最後は伺いたいなとは思ってるんですけど

ど、地元業者を育てることは町を守ることであり、地域の未来につながると私は考えます。私がこの質問するんでも、私もまだまだ申し訳なく勉強不足で、自分が土木業者でもなけりや物品や何や納めてるわけでもなく、入札制度等はまだはつきり正直理解し切れてないっていうのは当然あるんです。ただ、地元の業者さんらから、わしらは福崎町に納税してしっかりと貢献しとるぞと、花火上げたい言うたらしっかりとお金も寄附するし、何か起きたときはしっかりと事故等で緊急の対応等もわしら出でしよると。ただ地元業者、それは当然入札の見積り等やそんなんがあるんですけど、わしらは町のためにしょんのに、町はわしらのために何かしてくれとんかと、こういう声が非常に多い。本店が非常にこの福崎町には多いんですよ、業者は。やのにみんながそれが不利やと。他町に本店移そう思とんやという相談を昨年ぐらいからむちゃくちゃ受けるんですね。もうそれを僕は危機感を感じたんで、この質問ずっと、難しいんですけど、続けてるのは、そういう意味なんですよ、町長、副町長。本店移そう思とんや、もう姫路に移すわ、わしちっていう声が多いんです。めちゃくちゃ多いです。加西に移そうとか。そうされたら、今、頂いてる税金等やそういう支援を受けれんくなって外へ出てしまう。そんな残念なことはないと思うんですよね。何とかして取れるように、どうやつたら取れるんやっていうのは僕も分からぬところで難しいんですけど、地元業者に何かできへんかっていう訴えかけは僕はやらせてもらうと。でけへんなりに訴えかけることぐらいなら議員として僕もできると、もっと勉強はしていくけどということを話してこれを続けとんで、前回こういう質問をしたっていうだけで業者らは、いや、ほな、わしらもうちょい頑張るわっていうことは言ってくれたんですよね。何か研究してくれるんやろうと。なんで、今日の蔭谷課長もそう、研究してくれてその結果やったんやけど、それを持って帰ることはなかなか僕も難しいんですけど、だからこの質問は続けていかなあかんなど。何かやっぱ活路を見いだしてほしいなっていうことを思うんで、地元業者が地元でしっかりとやっていただけるように、町長として、地元業者が育つ環境を整えるということに何かどのような姿勢で臨んでいってくれるかというのをちょっと答弁いただきたいです。

町長 福崎町に本店を構える会社にですね、受注していただきたいというのはやまやまでございまして、福崎町はですね、入札参加者選定要綱に基づきまして、町内業者から順番に選定するようにしております。ですから、これが一番の町内業者優遇施策だというふうに思っております。今、植岡議員からなかなか受注が多分受注ができないんだというよりも、指名をしていただけないんだという話なんかもしそれませんが、ちょっと具体的に、また別の席でですね、こういった業者から、あるいは業種からこんな話が出てるんだということを具体的に聞かせていただいたら、また実はというようなお話ができるかもしれません、私どもはしっかりと町内業者は優先的に指名をさせていただいているというふうに思っておりますし、そういう自負もありますので、もうちょっと具体的な話をですね、ちょっと別の席でというんですか、機会にいうんですか、そういったところをちょっと教えていただいたら、またご相談に乗れるんではないかなと、このように思います。

植岡茂和議員 私も町長の意見は考えたんですが、やっぱり受注する側と、受ける業者側ですので、僕は直接会わせたくないなと思ったんで、しっかりとした場をね、そういう商工会と意見交換とか、そういう場を今度できたらなとは思います。それはまたそういうお声いただいたよということは伝えさせてもらうんで、その場合また、お力を貸していただけたらなと思います。しっかりね、やっぱり地元に残ってや

っていただきたいっていうのがほんまに強い思いですんで、僕も聞いたままの声をどんどん届けようだけなんで、勉強不足なんは申し訳ないですけど。

ちょっと本日は質問順番が違うくて、前に質問された同僚議員が立派な質問ばっかりだったんで、ちょっと駆け足過ぎて訳分からんことになりましたけど、またしっかりと勉強して質問させていただくようにしますので、これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

議

長 以上で、植岡茂和議員の一般質問を終わります。

次、6番目の質問者は、大住文子議員であります。

質問の項目は

- 1、平和の継承について
  - 2、安心・安全のまちづくりについて
- 以上、大住議員。

大住文子議員 議席番号4番、大住文子でございます。議長の許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

最初に、平和の継承についてです。

本年、戦後80年を迎える。世界各地では今なお戦争や対立が続いている。多くの人々が平和を求めています。本町では5月25日に、戦後80年福崎町戦没者追悼式が厳粛に執り行われました。戦争の語り部をされた方は96歳でした。命の底から平和を訴えられ、改めて平和の尊さを命に刻む機会となりました。

本町は1986年に恒久平和の町宣言を行っています。ここで全文を紹介させていただきます。

「美しい自然と、文化のかおりがただようわが町に、健康で明るく平和な生活を実現することは、平和を愛する福崎町民の願いである。しかるに、最近の世界情勢を見ると核軍備拡大競争が依然として続けられ地球上の生命そのものが深刻な脅威にさらされていることは、まことに遺憾である。福崎町は、平和憲法の精神にのつとり、「非核三原則」を将来とも遵守し、あらゆる核兵器の廃絶を全世界に強く訴え、核兵器の全面撤廃と軍縮を推進し、もつて世界の恒久平和達成を目指し、ここに、「恒久平和の町」とすることを宣言する。」というものです。

現在、世界は分断と対立が深まり、核の脅威も高まっています。恒久平和の町宣言は平和への決意を示すとても大切な理念です。また、戦後80年という大きな節目を迎え、戦争体験をされた世代の方々が年々少なくなっていく中で、戦争や被爆の実相を次の世代にどのように語り継いでいくかが、大きな課題となっています。そういう意味からも恒久平和の町として本町の役割は大きいと感じています。そこでお尋ねします。

恒久平和の町として、本町はこれまで具体的にどのような取組をされてこられましたでしょうか。

また今後、戦争の悲惨さと平和の尊さを語り継いでいくためにどのような取組を考えておられますでしょうか。

総務課長 福崎町は1986年、これは昭和61年になります、9月22日に恒久平和の町宣言をしております。その年は国連が国際平和年を提唱しております、核兵器の禁止は人類共通の願いであるとされました。

福崎町では、こうした平和理念に基づき、当時の福本町長が定例会の本会議において宣言をされたものであります。恒久平和実現を希求し、「つくらず・もたず・もちこませず」の非核三原則の遵守を内外に宣言したものであります。

具体的な活動としましては、福崎町は終戦記念日などに町有施設での国旗等の半旗掲揚・黙禱、町遺族会主催による戦没者追悼式や戦争展の開催、また非核宣

言自治体への加盟、核廃絶に向けた町長メッセージを各種団体に提出するなどしているところでございます。

また、若手職員が平和の火をつなぐ、反核平和の火リレーでも、毎年当町役場を出発する際の出発式に町長と議長が共に立ち会われまして、激励のメッセージをランナーに直接お伝えをしております。これらの活動の中で、福崎町が恒久平和の町宣言をしている町であることを折に触れ、紹介をしているところでございます。

それから今後の取組というところでございますが、先ほど言われましたエルデホールでの戦没者追悼式や、今年度しております歴史民俗資料館での戦争展など、本年は例年以上に平和について考える機会となっていると思います。昭和でいうと100年、戦後80年をこれから超えていくわけですが、戦争体験者の高齢化も進み、これから世代にどう伝えていくかが、福崎町だけではなく、全国での課題となっているところでございます。

今後も例年の活動を基に、節目の年にはさらに町民の皆様にも恒久平和について考える機会を提供してまいりたいと考えております。戦争による犠牲に哀悼を表し、その惨禍を風化させないよう、これからも引き続き取り組むことで、ご遺族のお気持ちに寄り添い、町民の皆様にも平和について考える機会を提供できるよう取り組んでまいります。

大住文子議員 分かりました。町長にお尋ねいたします。先ほど申し上げましたように、恒久平和の町宣言は、平和を目指していく上でとても重要な宣言です。これまで町内外に向かって、その宣言や理念を発信してこられましたでしょうか。

町長 町民向けというんですかね。実はですね、人権教育というのをですね、毎年行っております。人権侵害のですね、私は一番の大きな点は戦争だと思っております。その人権教育の中でですね、差別のことなんかがいろいろ話が出てきます。男女差別、それから同和問題とか国籍の問題だとかいろいろあるわけなんですけれども、私は一番大きな人権問題といえば戦争の問題だというふうに、そのように思っております。

その人権教育の中で、この平和の問題、戦争反対の問題というのはよく取り上げられております。私も人権教育の中でご挨拶をさせていただくことはあるんですけども、そういったときには人権教育の一番の問題は戦争だというようなことをですね、訴えてきたつもりですし、今後もそういう話は訴えていきたいと、このように思っております。

大住文子議員 今回この質問にあたり、約40人の町民の方に尋ねてみたところ、本町が恒久平和の町宣言をしていると知っておられる方は、1人もおられませんでした。この宣言は町民の皆様には浸透していないのではないかと感じました。

今後、戦争体験者が少なくなる中で、この宣言を広く町内外の方々に宣揚していきながら平和を次世代に語り継いでいく取組が重要になってくると感じますが、町長はどのようにお考えでしょうか。

町長 この平和教育ですね、そういったことにつきましては引き続きですね、いろんな場で学習し、勉強し、そして引き継いでいかなければいけないことだなというふうに思っております。

今、私、申し上げましたけれども、人権教育の場でありますとか、反戦のリレーとかいろんな機会がありますので、そういったところで今おっしゃったような平和の宣言のことについては、恒久平和の町としてのですね、そういった思いは伝えてまいりたいと、このように思っております。

大住文子議員 うちの町は恒久平和の町を宣言しているよねと誰もが言えるようなまちになれ

ば、より平和への思いが根づいていくのではないかと思います。

学校教育の中では、戦争や平和について、どのような教育を行っていらっしゃるのか、現状をお聞かせください。

学校教育課長 学校教育における戦争・平和学習としましては、戦争の悲惨さや平和の尊さを理解し、平和な社会を主体的に築くための力を育むことを目的としています。

その上で、朝の朝会でありますとか集会で、校長や教頭による講話をはじめ、教科書、道徳、国語、社会でありますとか、ほかの資料を使った座学のほか、戦争体験者の方からの話を直接聞くことで、また資料館の見学など多角的なアプローチで取り組んでいるところです。

大住文子議員 授業では、戦争や平和について様々な教材が使われ、人権教育として被爆の実相を語り継いでいただく時間を設けていただいている学校もあり、平和を語り継いでいくために努力をしていただいていると感じることができました。

8月9日より神崎郡歴史民俗資料館において開催されている「戦後80年福崎と戦争」展ですが、ホームページにおいて1か月たった9月になつても、展示案内が前回の内容のまま更新されておりませんでした。平和の大切さを伝える大事な事業であるからこそ、ホームページでの情報提供は欠かせないと考えますが、いかがでしょうか。

社会教育課長 この歴史民俗資料館のホームページにつきましては、町のホームページと連携する作業を進めておりまして、そのためこの記事の更新が遅れておりました。9月9日にホームページを更新しまして、この「福崎と戦争」展の記事を掲載させていただいております。

ホームページでの情報提供は広くお伝えすることには大変有効であると考えております。今後は特別展等の企画が決定しましたら、できるだけ早く記事をホームページのほうにお知らせするようにしたいというふうに考えております。

大住文子議員 よろしくお願ひいたします。

「福崎と戦争」展を見させていただきました。本町は空襲による被害は免れましたが、戦争によって翻弄され、苦しくなつていく町民の暮らしや子どもたちの様子がよく分かりました。また、広島の原爆に関しても新型爆弾として注意するよう回覧板で回されていたことが分かる貴重な資料も展示されていました。自分たちが住んでいる地域が戦争によって困窮していく様子を知ることは、子どもたちにも想像しやすく、戦争と平和を語り継いでいく大事な教材になると感じました。学校からは見に行くことになっているのでしょうか。

社会教育課長 この「福崎と戦争」展につきましては、9月2日、新学期が始まってから町内の小・中学校にチラシをお配りさせていただきました。学校行事としての見学は予定はされておりませんが、学校を通じて児童生徒の皆さんにお知らせいただき、見に来ていただけたらというふうに考えております。

大住文子議員 自分たちの地域の戦争の歴史を見るということは、一番身近に感じる大事な教材でありますので、お一人でも多くの方に見ていただきたいと思います。

来年度は、恒久平和の町宣言より40年となります。これを機会に本町として戦争また平和を次世代に語り継いでいく事業を毎年実施されてはいかがでしょうか。恒久平和の町として、平和を次世代に語り継ぐまちづくりを継続して進めていくことが重要であり、またその責務があると考えます。

取組例を2つ申し上げます。2つとも広島市が送料のみで貸出しを行っているものです。

1つ目は、VRゴーグルの活用です。

VRとは、コンピューターによってつくられた仮想的な空間を、まるで現実の

ように体験できる技術のことです。原爆体験をVRで再現するゴーグルで、被爆前後の広島市街地を360度CGで再現し、5分間ほどの映像体験ができるものです。実際に疑似体験することで、平和の大切さをより実感できるものとなっています。

2つ目は、広島県立基町高等学校の生徒たちが1974年から続いている平和学習の一環で、被爆者の証言を直接聞き取り、その体験を基に1年をかけて何度も被爆者の方とやり取りしながら絵画として描いたものです。生徒が描いたこれらの絵は、原爆の絵と呼ばれています。この展示を行うことで、戦争を知らない世代が感じ取った悲惨さを、同世代の子どもたちや町民に見てもらうことは大変意義のあることだと考えます。

議長、ここで資料配付の許可をいただきたいのですが、よろしいでしょうか。

大住議員の申出を許可いたします。

大住文子議員 ありがとうございます。タブレット、サイドブックスの議会資料、定例会・臨時会、第520回定例会、一般質問、⑥大住議員資料（非核平和展）をご覧ください。

姫路市では、非核平和都市宣言を行っており、毎年、平和資料館で非核平和展を開催しています。その展示の模様を参考資料として配付させていただきました。展示室中央に被爆の実相を伝える展示と、先ほど紹介した原爆の絵が展示しており、その周りを取り囲むように、姫路市内の小中高生の書道絵画作品が展示されているのが印象的でした。

姫路市のような規模ではなくても、小さな規模でもいいので、例えば、多くの町民が集まる町主催の秋まつりの展示の一つとして平和のコーナーを設け、VRゴーグルを使った体験コーナーや、原爆の絵の展示、折り鶴のワークショップ、平和へのメッセージを書いて貼れるコーナーなどを設け同時開催することで、幅広い世代に平和への思いを共有できるのではないかでしょうか。

このような取組を、恒久平和の町宣言40周年事業として行い、次世代に平和を語り継いでいくスタートの節目にしていくお考えはございませんでしょうか。

社会教育課長 次世代に平和を語り継いでいくことは大切なことであると考えております。恒久平和の町宣言40周年事業としましては、特に実施は予定はしておりませんが、例えば歴史民俗資料館では、戦争体験者に寄贈いただいた資料等がございます。このような資料でありますとか、各自治会で保管されております資料を定期的に公開する機会を設けるなど、戦争の悲惨さと平和の尊さを語り継いでいく取組は考えていきたいというふうに思っております。

大住文子議員 分かりました。恒久平和の町宣言の中には、核兵器廃絶の文言がございますので、被爆の実相が伝わるVRゴーグルや原爆の絵の展示の取組を提案させていただきました。

広島に落とされた原子爆弾の威力は、爆心地付近で爆発直後、3,000度から4,000度にも達し、秒速約300mの暴風が吹き荒れ、木造家屋は広範囲に倒壊します。そして、通常の爆弾では発生しない大量の放射線が放出され、人体の奥深くまで入り込み、細胞を破壊し、深刻な障がいを引き起こします。広島では、そこに暮らす人々の日常が一瞬にして奪われました。このような戦争を二度と繰り返さないために、私たちは戦争の悲惨さと平和の尊さを語り継いでいかなくてはなりません。戦争体験を直接語り継げる人が少なくなっている今だからこそ、私たちがどのように平和を継承していくかが問われています。恒久平和の町宣言をしている本町として、次世代に不戦の誓い、核兵器廃絶、そして平和の継承をしっかりと伝える取組を充実させていただきたいと思います。ご検討をよ

ろしくお願ひいたします。

続きまして、安心・安全のまちづくりの質問をさせていただきます。

前回の質問で、ペットと一緒に避難できる避難所について質問をさせていただいたところ、現在のところ、どこにとは決めていないというご答弁でした。ペットと一緒に避難できる避難所をつくる計画は今後、ございますでしょうか。

住民生活課長 前回の答弁でペットと一緒に避難できる避難所は現在のところはどこということは決めていないというふうにお答えさせていただきましたが、ペットは家族の一員であるという意識が浸透している昨今におきまして、今後具体的な対策を講じていかなければならぬというふうに考えております。

ただし、動物が苦手な方や動物アレルギーを持っておられる方もおられますので、そういったことにも配慮する必要があるかと考えております。県や他市町の例を参考にしながら検討したいと思っております。

大住文子議員 本当に今言われましたように、ご答弁いただきましたように、ペットを飼っているご家族にとって、ペットは本当に家族の一員です。また、災害が起きたときはどうしたらいいのかと悩まれていらっしゃいます。

また、ご答弁いただきましたように、本当にペットと一緒に避難できる避難所の計画というのは、動物が苦手な方やアレルギーに対しての対応、また鳴き声や臭いの問題など課題は多いと思います。しかし、一旦災害が起こると、必ず対応が必要となる問題でもあります。

そこでペットの災害対策の第一歩として、以下の提案をさせていただきたいと思います。議長、ここで2つの資料配付の許可をいただきたいのですが、よろしいでしょうか。

議長 大住議員、申出を許可いたします。

大住文子議員 ありがとうございます。タブレットの⑥大住議員資料（ペットを飼っている皆さまへ）をご覧ください。

こちらは環境省が作成しているのですが、災害に備えて飼い主が今やるべきこと、また被災してしまったときのことが分かりやすく書いてあります。このチラシを広報やホームページに掲載することで、飼い主の方に災害時に備える意識と、今のうちに準備すべきことの情報を提供することができます。

また、もう一つの資料として、ペットの健康防災手帳をご覧ください。

こちらは兵庫県動物愛護センターが作成しているペットの健康防災手帳です。飼い主がペットの災害対策として、災害時のイメージを広げることで必要な対策を実行できる、助けになるよう作成されたものです。ページをめくっていただくと、ふだんはペットの健康手帳として日頃の健康管理に活用できます。ペットの災害対策に詳しい九州医療科学大学の加藤謙介教授は、飼い主が日頃からペットを適切に飼育することがそのまま防災につながると指摘しておられるように、9ページからは、日頃の心がけ、15ページ、16ページは、災害状況をシミュレーションすることができます。24ページからはペットのための非常持ち出しリストもあり、防災に備える手帳として活用できます。災害時には一緒に持ち出せる内容となっております。

高知市では、ペットの防災手帳を独自に作成し、2,000部を希望者に配付したところ、好評で、さらに5,000部を追加作成を行ったそうです。それほど、ペットの災害対策に关心がある方が多数おられるということだと思います。

本町も、このペットの健康防災手帳を冊子として作成し、希望者に配付することで、飼い主の皆様の備えの意識の向上にもなり、いざというときの災害時に役立つ情報を提供することができます。

環境省のペットを飼っている皆様への周知と、兵庫県動物愛護センターのペットの健康防災手帳の作成は、ペットの災害対策の第一歩になると思いますが、どのようにお考えでしょうか。

住民生活課長 お示しいただいております環境省のチラシにつきましては、同行避難のみならず、平時から飼い主が気をつけなければいけないことも記載されておりまして、大変有用なものであると思います。ホームページや回覧等で周知のほうさせていただきたいと思います。

ペットの健康防災手帳についても、動物愛護センターの情報等も収集し、整理ができた時点で周知を行いたいと思います。この手帳の作成につきましては、動物愛護センターのホームページから無料でダウンロードができます。今まさしく大住議員がお示しいただいているこの資料かと思います。これが無料でダウンロードができますし、かなり内容もしっかりとしたものになっておりますので、飼い主の務めとは言いませんけども、できればご自身でご用意いただきたいというふうに考えております。

大住文子議員 ペットの災害対策は、必ず必要なことになりますので、また前向きなご検討をよろしくお願ひいたします。

次に、地域防災組織のリーダー育成について質問をさせていただきます。

令和6年度の決算報告書によりますと、自主防災組織のリーダー育成について県が実施している講座等へ積極的な参加を呼びかけ、地域防災リーダーの育成を図ると記載されております。

現在、町内に防災リーダーや防災士は何名おられますか。また、どのように参加を促してこられたのか、具体的な取組をお聞かせください。

住民生活課長 防災リーダー、また防災士が何名おられるのかの把握はしておりませんけども、私が知る範囲では、防災士が役場に2名、消防団OBで2名おります。参加や受講の促進については、消防団の本団幹部に対して毎年説明を行っておりますが、もっと広範囲に、また具体的になると、取組は進んでいない状況です。

大住文子議員 県では防災の知識と技術を習得するために、ひょうご防災リーダー養成講座が開催されています。この講座は誰でも受講することができ、内容も実践的で、地域の防災力を高める上で非常に有意義な講座となっており、女性の参加も増え、親子で参加するという方もおられます。

しかし、本町ではこの講座の存在が広く周知されていないように思われます。地域防災リーダーの育成と地域の防災力強化のために、誰もが気軽に受講してみようと思えるような広報を検討されてはいかがでしょうか。

災害時には、行政の力だけでは対応し切れない部分を補い、地域の住民同士が助け合う共助の力が非常に重要になります。受講者が増えれば、避難所運営などの人手が確保でき、安心して避難できる環境が整いややすくなります。また、多様な世代が防災リーダー養成講座を受講することで避難所での配慮、子育てや女性の視点、また災害弱者への対応が充実していくと考えます。

本町として、ひょうご防災リーダー養成講座の周知・広報に積極的に取り組むお考えはございませんでしょうか。

住民生活課長 ひょうご防災リーダー養成講座につきましては、募集の案内が公表されてから申込みの締切日の期間が非常に短くて、公表されるタイミング的にも広報が難しいと毎年苦慮しております。ただ、ホームページへの掲載は可能なので注意して情報をゲットできるように工夫して常日頃からの周知に積極的に努めたいと思っております。

大住文子議員 ありがとうございます。ひょうご防災リーダー養成講座は、三木市の兵庫県立

広域防災センターにて無料で受講ができますが、受講には、教本代や交通費などの自己負担が生じます。受講者にとって費用の負担が参加へのハードルとなる面もあると思います。そこで、町として、ひょうご防災リーダー講座受講支援制度を設け、自己負担額を助成する仕組みを導入してはどうかと考えます。兵庫県下では、多くの自治体がこの制度を導入しており、自治体にもよりますが、上限1万2,000円から数万円程度助成がされております。地域の防災体制強化のために受講支援制度をどのようにお考えでしょうか。

住民生活課長 このひょうご防災リーダー養成講座を受講される、されたいという方は、自らの意思で防災リーダーになろうとしているお考えをお持ちの方だというふうに思います。先ほど申し上げました広報の仕方と併せて、それからほかの市町の導入状況を見ながらその必要性も検討して十分に研究したいと思います。

大住文子議員 一人でも多くの方がこの講座に興味を持ち、受講者が増えれば、自主防災組織力が向上し、災害時の対応が充実しますので、またご検討をよろしくお願ひいたします。

次は、特殊詐欺対策について質問をさせていただきます。

特殊詐欺の被害額が過去最高となりました。本年7月末時点の特殊詐欺被害額が全国で約722億円に達し、既に昨年の年間被害額を上回る深刻な状況になっています。特に偽警察詐欺が令和7年上半期の総認知件数に占める割合が約36%、被害額は389.3億円となっております。

町内の被害状況などは、町として把握されているのでしょうか。また、特殊詐欺被害防止対策としてどのように取り組まれておられますか。

住民生活課長 町内の特殊詐欺被害の認知件数は、令和5年で1件、令和6年はゼロ件、令和7年は現時点ではまだ不明です。

被害防止対策としては、昨年度、県の補助制度を活用しまして、自動録音電話の購入補助事業を実施しました。実績は65件ございました。

また、町内で実施する防犯キャンペーンにおいては特殊詐欺被害予防を呼びかけ、啓発に努めています。

大住文子議員 分かりました。先ほどご答弁ありましたように本町では、録音機能付電話機や外づけ録音機の購入のための補助金制度がありましたが、今年3月末で終了いたしました。

兵庫県では、特殊詐欺認知件数・被害額が過去最多を更新したことを受け、65歳以上の方を対象に、固定電話に簡単につけられる自動録音装置を無償で配布しています。このことを広報やホームページで広く周知し、この制度を利用していただくことで、さらなる被害を未然に防いでいくことが重要であると考えますが、いかがでしょうか。

住民生活課長 ありがとうございます。録音機は一つの詐欺被害の予防ツールではあるかと思いますけども、昨今の詐欺の手口が多様化、また巧妙化する中では、住民さん自身が防犯意識、それから注意力、リテラシーを持つということが根本ではないかというふうに考えています。とはいえ、せっかくこのような取組を県が行っておりまして、また予防ツールの一つではあるかとも思いますので、町も周知したいと思います。ありがとうございます。

大住文子議員 ありがとうございます。

また、兵庫県警が提供するひょうご防犯ネットアプリへの加入は、防犯意識の向上にとても役立つと思いますが、加入状況は分かりますでしょうか。また、ひょうご防犯ネットへの加入の積極的な周知はされていらっしゃいますでしょうか。

住民生活課長 ひょうご防犯ネットに加入しておれば、管内の様々な情報を得ることができます

すので、現在ホームページのほうには掲載しておりますけども、もっと積極的に周知したいと思います。

ちなみに、町内の今現在ひょうご防犯ネットの登録件数は今年の8月末時点で、364件というふうになっております。

大住文子議員 ご答弁でもありましたように、福崎町内の不審者情報や不審な電話情報も通知が来るので、防犯意識が高まります。特殊詐欺は、高齢者だけでなく、若い世代にも被害が広がっています。2025年6月末現在で、特殊詐欺に利用された電話番号のうち、約73.5%が国際電話番号でした。特殊詐欺の被害に遭わないためには、犯人からの電話を直接受けないことが大事で、そのための対策として、国際電話の着信ブロックが特に有効とのことです。

議長、ここで資料の配付を許可いただきたいのですが、よろしいでしょうか。

議長 大住議員の申出を許可いたします。

大住文子議員 はい。ありがとうございます。

⑥大住議員資料（国際電話詐欺）をご覧ください。

警視庁の特殊詐欺対策ページの中で、みんなでとめよう！国際電話詐欺という広報チラシがあり、固定電話やスマートフォンでの国際電話をブロックする案内が載っています。ひょうご防犯ネット情報では、福崎町でも不審な電話がかかっています。安心・安全なまちづくりのため、特殊詐欺被害を未然に防ぐために、まずはこの国際電話番号をブロックする広報チラシを広報や回覧などで周知していく必要があると思いますが、どのようにお考えでしょうか。

住民生活課長 先ほど来、様々な情報周知に係るご指摘・ご提案をいただきましてありがとうございます。住民さんに自分の身は自分で守るという意識を持っていただくよう、我々も情報を発信する側としてできることはどんどんやっていこうと思います。

大住文子議員 特殊詐欺は、どんどん手口が巧妙化しています。被害に遭わないために、あらゆる対策が必要です。またご検討をよろしくお願ひいたします。

以上で一般質問を終了いたします。

議長 以上で、大住文子議員の一般質問を終わります。

本日の一般質問はこれにて終了いたします。

以上で、本定例会3日目の日程は全て終了いたしました。

次の定例会4日目は、明日9月25日午前9時30分から再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

散会 午後 4時39分